

令和3年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和3年6月 4日 開会

令和3年6月16日 閉会

飯 島 町 議 会

令和3年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月4日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2 号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例及び飯島町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3 号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 第 4 号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第13号専決）

日程第10 第 7 号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）

日程第11 第 8 号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号専決）

日程第12 第 9 号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第6号専決）

日程第13 第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（12名）

1番	浜田 稔	2番	久保島 巖
3番	片桐 剛	4番	吉川 順平
5番	坂本 紀子	6番	星野 晃伸
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	坂井 活広	10番	伊藤 秀明
11番	宮脇 寛行	12番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 和夫</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松澤 京子	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	那須野一郎	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松村 和夫
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松澤 京子																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	那須野一郎																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松村 和夫																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和3年6月4日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。 これから令和3年6月飯島町議会定例会を開会します。 議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的 に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いを申し 上げます。 なお、クールビズ期間中ですので、上着の着脱は自由といたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。 令和3年6月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和3年5月11日付、飯島町告示第52号をもって令和3年6月飯島町議会定例会を 招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様 の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 去る5月20日夜から21日にかけて、飯島町では200ミリを超える大雨が降りました。 この大雨で町内の各所で床下浸水や水路の越水、土砂崩れ等が発生し、町としても21 日早朝より防災対策本部を設置して警戒に当たりました。 この時期にこれだけの雨が降ることはあまりなく、また今回は田園地帯の平地でも雨 量が多くなっていました。被害箇所は約20か所ほどでございました。現在、災害復旧に 努力をしておる最中でございます。 間もなく梅雨の時期を迎えますが、長雨になることも予想されます。水害や土砂災害 に備え、緊張感を持って臨んでまいりたいと思っております。 次に地域経済の状況であります。内閣府の5月月例経済報告による全国の景気動向 は「依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱 さが増している。」としています。 また、1-3月期のGDP速報値では、前期比1.3%減、そしてこのままの調子で行 くと年率では5.1%減で、落ち込み幅はリーマン・ショックを超え戦後最大となるそう でございます。 GDPの60~70%が消費を占める我が国のGDPにおいて、東京を中心とする緊急事

態宣言による消費の落ち込み、これが大きく影響しているかなと思います。

また、中国のサプライチェーンの再構築による半導体の不足、これによる経済の低迷もあると聞き及んでおるところでございます。

今後につきましては、5月の連休明けも緊急事態宣言が延長される中、新型コロナによる所得・雇用環境への影響と個人消費の動向を注視する必要があるとされております。本格的な回復までには、まだ時間を要する状況であります。

そんな中、この上伊那地域でも5市町村で感染警戒レベル5に引上げ、新型コロナウイルス特別警戒2が発出され、該当地域の飲食店には時短営業を要請するなど、飲食店等などが大きな打撃を受けている状況でございます。

飯島町はレベル5の該当地域から外れたものの、飲食店等は近隣市町村と同様に影響を大きく受けています。このような状況から、上伊那圏域は同じ生活圏に暮らし、通勤、通学などの往来も含め日常生活において密接なつながりを持っており、一体的な対策を講じることが重要であると感じ、5月26日、事業所訪問の最中ではありましたが、辰野町、中川村にもこの状況と呼びかけ、長野県に対し5市町村以外の3町村でも感染予防対策を講じている事業者への経済支援の追加対策を要望したところでございます。

25日に要望書を3町村で取りまとめ、26日午前中の要望活動に対しまして、その日の午後には知事の前向きな方針を示していただきました。緊急性を御理解いただいた県の対応に感謝を申し上げるところでございます。

ワクチン接種も当初の日程に加えまして臨時接種日を設けて実施してまいります。一日も早く住民の皆様が接種を完了し、新型コロナウイルスが終息することを心より願うところでございます。

今後も引き続き町民の皆様の御協力をいただきながら感染防止に努めてまいりたいと思います。

このような中、新年度がスタートして2か月が経過いたしました。

令和3年度は、昨年度策定しました第6次総合計画を具体的に実施する初年度になります。町の将来像として掲げました「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」のテーマを基に、8つの分野別基本施策、また環境循環ライフ構想、人口増プロジェクトの2つの主要のプロジェクトにより描いた10年後の町の姿を想像して活力あるまちづくりを進めてまいります。議会並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本議会定例会に提案申し上げます案件は、専決処分の条例案件3件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算の専決処分案件4件、条例案件2件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算案件2件の計11件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により7番 三浦寿美子議員、8番 堀内学議員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から6月16日までの13日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの13日間とすることに決定いたしました。</p> <p>会期の日程は事務局長から申し上げます。</p>
事務局長	<p>会期日程説明</p>
議 長	<p>日程第3 諸般の報告を行います。</p> <p>議長から申し上げます。</p> <p>最初に請願、陳情等の受理について報告いたします。</p> <p>受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。</p> <p>次に例月出納検査結果について報告いたします。</p> <p>5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はございません。</p> <p>次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。</p> <p>なお、今定例会の一般質問において飯島町選挙管理委員会 藤井康富委員長に御出席をいただきます。</p> <p>次に町当局からの報告を求めます。</p> <p>〔下平町長登壇〕</p>
町 長	<p>令和2年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について報告いたします。</p> <p>令和2年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について地方自治法施行令第146条第2項に基づき御報告申し上げます。</p> <p>令和2年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり令和3年度に繰り越しました。</p> <p>繰り越しました事業は、緊急自然災害防止対策事業、農業用水路改修工事及び測量設計業務、2番目に森林環境保全整備事業、林道舗装工事及び測量設計監督補助業務、3つ目に飯島流ワーケーション事業、4つ目に千人塚公園センターハウス浄化槽改修工事及び千人塚公園休憩施設等工事、千人塚公園園地整備工事、5番目に道路改良工事・</p>

設計監理業務及び道路舗装補修工事、6番目に長野県宅地耐震化促進事業、7番目に飯島町学校給食センター改築事業、8番目に林道施設災害復旧事業、林道災害復旧事業工事・測量設計監督補助業務の8事業であります。

細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧ください。

続きまして、令和2年度飯島町土地開発公社決算について。

令和2年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月28日開催の公社理事会において審議をお願いし御議決いただきましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

令和2年度の土地開発公社の事業としましては、工業団地関連事業及び保有土地売却事業に取り組んでまいりました。

工業団地関連事業では、久根平工業団地の拡張を計画し、測量設計業務に着手しました。

保有土地売却事業では、赤坂分譲住宅地の1区画を売却しました。

また、陣馬工業団地につきましては、新日本薬業株式会社へ売却いたしました。

今後も引き続き保有土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。

主な収益の内容ですが、土地造成事業収益で1億4,897万円、附帯等事業収益がおよそ35万円で、事業収益はおよそ1億4,932万円となりました。

これにより事業外収益等を加えた収益合計はおよそ1億5,293万円となりました。

これに対する費用につきましては、取得原価およそ1億7,283万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおよそ1億7,590万円となり、差引きおよそ2,296万円の損失となっております。

前期繰越準備金につきましてはおよそ1,944万円と、当期純損失を合わせ欠損金合計はおよそ351万円となりました。

今後は、町財政も厳しい状況でありますので、運営に関わる町からの補助金について保有土地の売却状況を見ながら慎重に検討し、対応してまいりたいと考えています。

以上、公社の決算概要について申し上げます。

決算の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻御覧ください。

続きまして、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳第30期決算について。

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和2年度第30期の決算につきまして地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況の御報告をいたします。

同社株主総会は5月24日開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面決議に変更し、書面にて承認されました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い住民生活や経済活動に大きな影響が出た1年でした。

ケーブルテレビ業界では、コロナ下における対応として、国の要請に基づく利用料金の支払期限延長対応、休校措置における教育現場サポート、テークアウト紹介等による地域経済支援など、全国各地で行っております。

一方、大手通信事業者の携帯電話料金は安く売る低廉化が進み、固定・モバイルのセッ

ト販売メニューから除外が始まったため、今後の固定回線サービスへの影響が懸念されておるところでございます。

このような状況の中、CEKではNTTドコモとの連携によるドコモ光タイプCの開始、有料チャンネルやCS多チャンネルパックのハイビジョン化等を進め、加入者サービスの向上に努めたところでございます。

加入状況は、コロナ禍により訪問営業を控えた時期がありましたが、各種キャンペーンの実施、光サービスのPRに努めた結果、インターネットサービスと電話サービスの加入が大幅な増加となりました。

また、今期決算についてはインターネット等の加入増加が大きく影響し約5,900万円の当期純利益を確保することができました。

今後、業界を取り巻く環境は厳しいものがありますが、引き続き光トリプルサービスを展開するとともに、関係機関と連携しながら地域の公共メディアとしての使命を果たしてまいります。

なお、決算の詳細につきましてはお手元の資料のとおりでございますので、後刻御覧いただきたいと思っております。

続きまして、令和2年度水道事業に係る繰越計算書について地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げます。

令和2年度に予定されておりました配水管布設替え工事について、関係団体との工事内容の調整及び有収率の改善に伴う工事箇所用地買収及び工法検討に時間を要したことから、一部建設改良費に係る支出予算を別紙繰越計算書のとおり令和3年度に繰り越しいたしました。

細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧ください。

最後に、令和2年度下水道事業に係る繰越計算書について。

令和2年度下水道事業会計の繰越計算書について地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げます。

令和2年度に予定されておりました農業集落排水事業の最適整備構想策定において調査段階で汚泥内処理槽及び管路内に不明水が広範囲にわたり確認され、原因特定調査に時間を要したため最適整備構想策定着手に遅れが生じたことから、一部委託費に関わる支出予算を別紙繰越計算書のとおり令和3年度に繰り越しいたしました。

細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧ください。

以上でございます。

〔下平町長降壇〕

議長 長 ただいま報告のありました件につきましては最終日の議会全員協議会において質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 長 日程第4 第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分承認を定めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する政令が令和3年3月31日に公布されたことに伴い関係する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し承認を定めるものでございます。

条例の主な改正点は、1 個人住民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し、2 特定公益増進法人に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し、3 住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長、4 軽自動車税のグリーン化特例の見直しなどでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

住民税務課長

議 長

補足説明

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番

坂本議員

先ほどおっしゃいました海外居住の年齢が以前は別に示されていなかったんですけど、これが16歳以下というふうになったというふうに決められたというのは、どういう理由によるのでしょうか。

住民税務課長

16歳云々ということについては、このように決めたということではなく、このように記載を改めるということなんですけれども、内容といたしましては、これまで16歳からという大きなくくりであったものが、令和2年度の改正で30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くことにした昨年度の改正に伴って記述を改めるもので、扶養控除における対象になる部分から30歳から69歳までの方を除くことに関して記述をそのように直すという改正でございます。

議 長

町の段階では法律の改正に基づく条例改正ということの答弁がございました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

		<p>討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議	長	<p>日程第5 第2号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例及び飯島町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて</p> <p>を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔下平町長登壇〕</p>
町	長	<p>第2号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例及び飯島町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回の改正につきましては、厚生労働省令である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等が改正されたことに伴う改正で、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で本条例の一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し承認を求めるものでございます。</p> <p>細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。</p> <p>〔下平町長降壇〕</p>
健康福祉課長		<p>補足説明</p>
議	長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

議論はございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 議論なしと認めます。
 これで議論を終わります。
 これから第2号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条
 例及び飯島町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部
 改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定い
 たしました。

議長 日程第6 第3号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条
 例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 〔下平町長登壇〕
 町長 第3号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例の一部改
 正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。
 本条例の改正につきましては、厚生労働省令である指定居宅サービス等の事業の人員、
 設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う改正で、地方自治法第
 179条第1項の規定により3月31日付で本条例の一部改正に係る専決処分をいたしまし
 たので、同条第3項の規定により本議会において報告し承認を求めますのでございます。
 細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承
 認賜りますようお願いいたします。
 〔下平町長降壇〕

健康福祉課長 補足説明
 議長 これから質疑を行います。
 質疑はございませんか。
 9番
 坂井議員 新旧対照表の9ページの(6)「虐待の防止のための措置に関する事項」というところ
 と、10ページの一番下、29条の2「虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ
 る措置を講じなければならない。」っていうことで、虐待の防止っていうのが新たに入っ
 たみたいなんですけど、指定居宅介護支援事業者による虐待っていうのが起きていると
 いうふうな事実があったんでしょうか。これが入った経緯を教えてください。

健康福祉課長 こちらの改正の中に虐待の防止等に関する規定を設けた理由につきましては、その基

になります厚生労働省令で改正されたのに伴って、こちらのほうに合わせて町の条例も加えた改正、整えるものになります。

実際に起きていたという事例は確認してございません。

7 番

三浦議員

それでは質問をしたいと思います。

第 15 条なんですけれども、少しどんな状況かなあというのが心配なんですけれども、事業所や介護サービスを受ける利用者への影響はどうかかなということで、1つは必要なサービスを受けるに当たってこの規定によって利用者さんにプレッシャーになるのではないかっていうふう感じたことと、もう一つは改正によって事業所に様々な今までと違う対応をしなければいけなくなるっていう気がするんですけれども、その辺については、町の事業者さんの中ではどのようになっているのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

町の事業所のほうの状況の細部については、ちょっと状況のほうを確認しないと説明のほうは、現在ではちょっとできない状況でございますけれども、この規定自体は、あくまでもやはり厚生労働省令にのっとって町でも規定するものでございますので、同様に町でも規定をするものになります。

サービスのほうにプレッシャーとなるようなことはないというふうに認識しております。

7 番

三浦議員

ぜひ実態も、またこれから聞き取りなどの調査をしていただいて今後に活かしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長

また指定居宅介護支援事業所等々と連絡を取り合いながら実態のほうを確認してまいります。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 3 号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第 3 号議案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第7 第4号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町長 第4号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について、令和3年3月12日付、厚生労働省と総務省の連絡を受け、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して令和3年度分においても保険税の減免を行うため、昨年度制定した本条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

住民税務課長 補足説明

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番

坂本議員 現在この減免をされている方が何人ほど町内にいるのか、それとまた増える可能性はあるのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

住民税務課長 現在ということでございますけれども、対象年度が令和元年度のものからになってございますので、そのあたりから状況の御説明を申し上げたいと思いますが、令和元年度分——令和2年2月及び3月の部分でございますけれども、こちらにつきましては1件の減免、それから令和2年度分につきましては3件が減免となっております。

今後の見通しですけれども、昨年度の収入と今年度の収入と比較してということになりますので——対象が前年の所得と当年の所得ということになりますので、増えるかどうかということは、きちんとした予測は立っておりませんが、増える可能性はあるというふうに承知をいたしております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

6番

星野議員 今回の減免のことなんですけど、大体何%の減免で、このくらい所得の少なくなった方はってようなものがあるんでしょうか。

住民税務課長 今回の改正部分ではございませんけれども、条例の本体の中に別表として前年の合計所得金額が幾らであるかということに対して規定がございまして、300万円以下につきましては10分の10、400万円以下であるときには10分の8、550万円以下であるとき

は10分の6、750万円以下であるときは10分の4、1,000万円以下であるときは10分の2というふうに定めがございます。

議 長 本議案審議に必要な質疑、ほかにはございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第4号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 第5号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕

町 長 第5号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
本条例案は、県の福祉医療費給付事業の見直しにより補助対象範囲の拡大等に対応するため改正を行うものです。
細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
〔下平町長降壇〕

健康福祉課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第5号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決
 します。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。
 ここで休憩を取ります。再開を10時35分とします。休憩。

休 憩 午前10時22分
 再 開 午前10時35分

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。
 日程第9 第6号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第13号専決）
 日程第10 第7号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専
 決）
 日程第11 第8号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号
 専決）
 日程第12 第9号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第6号専決）
 以上4議案を一括議題といたします。
 本4議案について提案理由の説明を求めます。
 [下平町長登壇]

町 長 第6号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第13号専決）から第9号議案 令
 和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第6号専決）までの4議案について一括し
 て提案理由の説明を申し上げます。
 今回の補正は、飯島町議会3月議会定例会後において補正の必要が生じたものについ
 て予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分をい
 たしましたので、同条第3項の規定に基づき今回の議会において報告し承認を求めらる
 ものであります。
 まず初めに、令和2年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に臨機
 応変に対応しつつ、厳しい財政環境の下ではありましたが、おおむね計画どおりの行財
 政運営ができました。これも町議会の皆様をはじめ町民の皆様の深い御理解と御協力の
 たまものと、心より感謝を申し上げる次第であります。
 それでは、第6号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第13号専決）について
 申し上げます。
 今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1

億 6,908 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 74 億 1,781 万 6,000 円とするものであります。

主な内容であります。まず歳入について、町税は収納状況等を踏まえおよそ 1,760 万円の増額を計上し、各種譲与税や交付金等は交付額確定に基づきそれぞれ増額を補正いたしました。特に特別地方交付税はおよそ 6,030 万円の増額補正となりました。

また、国庫支出金はおよそ 9,850 万円、町債は 7,900 万円を補助事業の確定等により減額いたしました。

一方、歳出の主な内容ですが、社会資本整備総合交付金事業が内示額の確定や事業延期等の理由により全体でおよそ 1 億 7,740 万円、町内事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策支援補助金等が合計でおよそ 3,360 万円、担い手確保・経営強化支援事業補助金を 2,000 万円減額とする一方、新型コロナウイルス感染症対策など不測の事態に対応するため財政調整基金を 8,000 万円、また今年度着手の庁内システム再構築業務の財源として高度情報化基金に 8,000 万円を積み立てるなど、増額補正を行いました。

また、特別会計への繰出金につきましては、事業確定等により 3 会計合わせておよそ 630 万円減額いたしました。

そのほか、令和 2 年度の決算処理に当たり必要な補正を行ったところでございます。

続きまして、第 7 号議案 令和 2 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号専決）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,185 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 9 億 938 万 1,000 円とするものであります。

内容につきましては、令和 2 年度における保険給付費の確定、これに基づく県支出金の確定、また国民健康保険税賦課の変更、総務費及び保健事業費の執行状況に基づきそれぞれ補正するものでございます。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、諸収入を増額、県支出金、繰入金を減額するものであります。

歳出では、総務費、保険給付費、予備費をそれぞれ減額し、保健事業費は財源組替えを行うものであります。

続きまして、第 8 号議案 令和 2 年飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号専決）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 5,365 万 3,000 円とするものであります。

内容につきましては、一般管理事務費の確定により必要な補正をするものでございます。

歳入では繰入金を減額し、歳出では総務費を減額するものであります。

続きまして、第 9 号議案 令和 2 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 6 号専決）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,648 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 11 億 3,829 万 9,000 円とするものであります。

内容につきましては、事業の確定により必要な補正をするものです。

歳入では、実績により介護保険料を増額し、負担金、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、諸収入を減額するものであります。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費をそれぞれ減額し、予備費を増額するものであります。

その他細部につきましては、第6号議案については担当課長からそれぞれ説明申し上げます、第7号議案から第9号議案については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、承認を賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長 補足説明

総務課長 補足説明

住民税務課長 補足説明

健康福祉課長 補足説明

産業振興課長 補足説明

建設水道課長 補足説明

地域創造課長 補足説明

教育次長 補足説明

議長 これから本4議案について一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。

5番

坂本議員 ただいまの説明の中では、コロナ関連によるというふうにおっしゃいました課長もいらっしゃいましたけれども、細かい点は9月の決算で出るとは思うんですけど、現時点でコロナに対する事業への影響をそれぞれ各課長はどのように出ているというふうに見ていらっしゃいますか。大まかなところでいいです。細かいことではないんですけども、大まかにどういうふうを考えているか、ちょっと一言ぐらいずつお尋ねしたいんですが。

議長 全課長に聞くということでいいですか。

5番

坂本議員 はい。

企画政策課長 企画政策課関係の事業につきましては、事業そのものをあまり持っておりませんので、コロナウイルスで事業中止したとか、そういったことは特にございませんが、1人10万円の給付金につきましては滞りなくできたというふうを考えているところでございます。

以上です。

総務課長 総務課のほうですけれども、総務課は経常経費が多うございます。その中で、出張そのものが大分減っております。ウェブ会議でしたり中止でしたりっていうことで、そういった交通費ですとか旅費関連、そういった経常経費が減額というふうになっております。

5番
坂本議員

議 長 はい。
ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから案件ごとに討論を行います。
最初に、第6号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第13号専決）について討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第6号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第13号専決）をについて採決をします。
お諮りします。
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、第7号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第7号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、第8号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号専決）について討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第8号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号専決）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第9号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第6号専決）について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第9号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第6号専決）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第13 第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第2号）
 日程第14 第11号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 以上2議案を一括議題といたします。

本2議案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町長 第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第2号）及び第11号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,913万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ53億6,013万8,000円とするものでございます。

主な歳入の内容としまして、国庫補助金では新型コロナウイルス感染症に伴う支援事業として文化芸術振興費補助金がおおよそ1,180万円、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金がおおよそ730万円、県補助金では強い農業・担い手づくり総合支援事業

がおよそ 5,900 万円、宝くじ助成事業が 640 万円など、事業採択等に伴う予算を計上するほか、緊急防災・減災事業債がおよそ 3,800 万円、財政調整基金から 4,000 万円を繰り入れる歳入予算を計上いたしました。

主な歳出の内容としましては、町内の農業法人が加工米の乾燥調製施設を整備する産地生産基盤パワーアップ事業におよそ 5,900 万円、与田切公園オートキャンプ場のトイレ改修工事におよそ 1,240 万円、飯島体育館付近に整備する指定避難所屋外トイレ新設工事におよそ 4,700 万円、文化館のネットワーク環境整備工事におよそ 2,400 万円を計上いたしました。

そのほか、新年度となり間もない時期でございますので、緊急性のある当面の事業執行に必要な補正を計上いたしました。

続きまして、第 11 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額 9 億 6,964 万 4,000 円は変わらず、歳出内容の補正をするものであります。

歳入につきましては変更ありません。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金について、該当者が発生した場合の対応のため保険給付費を 1 万円増額し、予備費で調整するものであります。

その他細部につきましては、第 10 号議案については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 11 号議案については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長 補足説明
総務課長 補足説明
住民税務課長 補足説明
健康福祉課長 補足説明
産業振興課長 補足説明
地域創造課長 補足説明
教育次長 補足説明

議 長 これから本 2 議案について一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項についてのみ質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

第 10 号議案及び第 11 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

	んか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本2議案については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。
	以上で本日の日程は全部終了しました。
	本日の会議を閉じ、これで散会といたします。
	御苦労さまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)
	お疲れさまでした。
散 会	午後0時00分

令和3年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年6月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質問順氏名	質問事項
久保島 巖	第6次総合計画の2つの重点プロジェクトを問う 1 「人口増対策事業」の考え方や今後の方向性を問う 2 「環境循環ライフ構想」の水力発電とバイオマス発電における町の関与と町民益を問う
片桐 剛	1 町内事業者へのコロナ対策支援について 2 消防団への体制支援について 3 情報発信の考え方について
吉川 順平	1 飯島町地域複合営農への道パートVの実践について 2 少子高齢化と人口減少問題及び学校給食・食農教育が児童に及ぼす影響について 食育の重要性とふるさと帰還対策として(人口減少対策) 3 新型コロナウイルスのワクチン接種について
星野 晃伸	1 飯島町商工業振興資金について 2 南信初人工芝スタジアムへの取組について 3 トレーラーハウスについて 4 企業誘致について
伊藤 秀明	1 第6次総合計画について 2 防災工事の取り組みについて 3 教育設備関連工事について 4 与田切橋歩道橋七久保側の工事について
坂井 活広	1 成人式について 2 スーパーマーケット・ドラッグストア誘致について 3 自治会について 4 役場職員の有給取得率

○出席議員（12名）

1番	浜田 稔	2番	久保島 巖
3番	片桐 剛	4番	吉川 順平
5番	坂本 紀子	6番	星野 晃伸
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	坂井 活広	10番	伊藤 秀明
11番	宮脇 寛行	12番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 和夫</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松澤 京子	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	那須野一郎	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松村 和夫
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松澤 京子																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	那須野一郎																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松村 和夫																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年6月7日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問されるようお願いを申し上げます。 2番 久保島巖議員。 [久保島議員質問席へ移動]
2番 久保島議員	それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。 今回は、第6次総合計画初年度に当たりまして、計画に掲げてある2つの重点プロジェクトについてお尋ねをいたします。 前段になりますけれども、総合計画そのもののお話でございますが、町は10年ごとに総合計画を策定しています。私は以前から町長任期に合わせた4年または8年の計画にしたほうがいいんじゃないんですかっていうことを申し上げてまいりました。 今回質問するに当たっていろいろ調べてみたんですが、岐阜県の多治見市では市長任期に合わせた4年の総合計画というのを実践しています。大変に評価が高いところです。 町は従来から町長が替わろうと町の大方針は変わらないという考え方でございまして、下平町長が初当選したときにも総合計画の見直しをしたらどうでしょうかとお尋ねしましたが、町の進むべき道は誰がやっても変わらないんだと、現在の総合計画に沿い進めたいとおっしゃられました。 多治見市では、市長選挙の折に選挙Manifestoが出るんですが、そのManifestoが総合計画になります。そして、それに基づいて実行計画が組まれてPDCAが回されていくというふうなことになっています。Manifestoが実行されたか否かっていうことが市長の評価となってくると、それで次期選挙に反映されていくというふうになっていきます。いわゆる総合計画ができたなら終わりっていうんじゃないくて、ずっと生き生きと生ものとなって生きているということでございます。 私は、首長が替われば総合計画も変わってしかるべきではないかなあというふうに思っているんですね。総合計画4年制のことについては、今回、通告しておりません。お答えは不要でございます。改めての機会に私がただしてまいりたいと思います。

ただ、私の基本的な考え方の中で、総合計画は 100%町長の方針、意向が反映されているものだというふうに思っています。また、そうであるべきだと思っ
ていますので、そういう観点で、基本的な姿勢でもって質問を今回いたしますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

では、1—1に入ってまいります。

従来トップに位置づけられておりました人口問題でございます。人口増の対策事業プロジェクトは重点プロジェクトの2番目に出てくるんですね。これに意味はないとおっしゃればそれまでかもしれませんが、私が考えると、ちょっとランクダウンしたのかなあと、副町長をトップに実施するんだと、庁内プロジェクトを組んで真剣に取り組んでいきますよという御説明はあったんですが、これは1番ではなくなったなあというふうに思ったところなんです。

今回の6次総合計画で——普通、冒頭のところには今まで人口目標何々というふうな表示があったんですね。それもなくなりました。

(現物掲示) この総合計画のパンフレットの中の49ページの「6 魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」の中に表がございまして、その中に、目標値というんですかね、それが「8,404」と、ひそやかにといひますか、私の見るところそんな感じで表記されていると。

町長1期目のマニフェスト、人口1万5,000人を目指すという心意気は修正になったのか、それとも方向転換されたのかなあと、どういうことなんでしょうか。

今回の人口目標値はどのくらいなのか。

それから、町長の心意気はどうなったのか。

また、このたび副町長をトップとする庁内プロジェクトの初会合があったというふうにお聞きしております。報道されました。町長は、その際、どのような課題とか指示をされたのか、どういう諮問をされたのかということも併せてお尋ねできればと思っています。

[下平町長登壇]

町 長 お答えいたします。

飯島町第6次総合計画におきまして基本構想に掲げている「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」の目標を掲げております。

具体的な人口の数値におきましては、昨年10月に改訂いたしました飯島町人口ビジョンを根拠に、10年後、2030年、令和12年の目標人口は8,404人と定めたところでございます。この計算根拠につきましては、国立社会保障人口問題研究所推計を基にしまして、将来の合計特殊出生率を国の目標水準に置き換えまして、また転入、定住促進等による人口移動率を補正して、町独自に推計したものでございます。

1万5,000人の心意気はどうしたということでございますけれども、その初心は忘れてはおりません。

ただし、町として人口の数字だけを追いかけているわけではございません。何でもかんでも人口が増えればいいという話ではなくて、やはり、その町に住みたいというのは、

いい町であれば自然と人が寄ってくる、こういうことなんですよ。ですから、魅力あるブランド力のある、あそこへ行って暮らしたいと、こういう町にしていかなければならないというのが政治の肝だと思っております。東京、大阪から移住者を何でもかんでも募ってくるということではございません。

また、統計に基づいて8,400人という数字を表示しましたけれども、これはあくまでも統計上の数字でございます。これをうのみにして、今9,300人が8,400人になるんだからということで、なすすべもなく座してそのときを待つ。これでは無能じゃないですか。そこには政治がございません。その波に立ち向かっていい町をつくり、魅力ある町をつくって、ここに住みたいという人に来ていただく、このために私がこの職を得ているわけでございます。

以上です。

〔下平町長降壇〕

久保島議員

町長の今のお答えで、私と同じことを考えているのかなあとちょっと安心したんですが、何でもかんでも来てちょうだいっていうのが今までの姿勢じゃなかったのかなあとというふうにちょっと思っていたんですね。だから、やっぱり来てもらう人はそれなりの人に来てほしいなあっていうところが少し心の中にございまして、今回の質問になっているところでございます。

1-2に入ります。

町長は、以前から高い目標値を掲げないと一定程度の成果は上げられないんだよということをおっしゃっておられました。しかし、今回は高い目標値とは言えないですね、8,404人と。

町長もおっしゃったように、いろんな施策を講じることによって、これは統計上の数字だけど、増やせる、そういうまちづくりをしていきたいというふうにおっしゃっておられました。全くそのとおりだなと思っているんですね。

そもそも日本の人口は減少の歯止めが利かない状況でございまして、その中であって町だけ人口を増やしましょうっていうことは、それは無理だと。町民の中に、町の人口を増やそうっていう報われない施策、これに労力や財政を注ぐのは無駄なんじゃないですかっていう御指摘がございました。私もちょっとそう感じる場所もございまして、今回の質問になっているわけでございます。

人口が減るといろいろな悪影響が出ますっていうふうの説明がございました。しかし、小さくとも立派に運営されている自治体があるわけでもございまして、そのことを思うと、人口を増やすだけが施策ではないというふうに思っています。

交付金の人口割なんかは減るでしょうけれども、補填等もございまして、さほど大きな問題じゃないだろうと。ただ、職員数とか、それから、その辺の人口割の人件費とかっていうところになると、多少その数値は悪くなる。いわゆる財政硬直化指数っていうか、そこら辺は悪化してまいります。しかしそれは、これからAIとかチャットボットとか、そういったものを活用することによって改善は可能だろうというふうに思っています。

現在お住まいの町民が住んでよかった、暮らしてよかった、幸せだって思える町になれば、自然とそういうところに住みたいと思って移住者は来ると思っているんですね。そこは町長と考え方が同じでございまして、そのアピールは——アピールはっていうんですかね、しなきゃいけない。もちろん口コミが一番大事なんですけれども、お金のかからないSNSなんかを使って、ホームページだと結構お金かかるものですから、それを使ってPRしていけばいいかなあと。

どうしても人口増を町の重点プロジェクトの2つの中の1つに載せているんですね。そこが、町長のおっしゃる視点で住んでいる人が住みやすい町になれば、暮らしやすい町になれば、評判が上がれば自然に増えますよっていうスタンスなのか、私は人口増っていうのを表面に出してきた施策を打っていくのかっていうことに、重点項目の中の2つのうちの1つに挙げているということに対して非常に——非常につておかしいんですが、違うんじゃないのかなあってちょっと思っていたもんですから今回お尋ねするんですが、いつまで人口増を重点施策というふうに打ち出していくのか、今後はどうしていくのかについて伺いたします。

町長 町は無駄な努力をしているんじゃないかと、こういう御心配をいただきました。

ちょっと視点を変えて考えていただきたいと思います。

日本全国で全体的に、ただいま1億2,600万人の人口でございまして。そして、これが10年後には1億1,600万人になるという統計上の数字が出ております。10年で1,000万人の人口が減ります。

飯島町もそういったことで計算されると、ただいま9,300人ではございましてけれども8,400人になると、これは数字上。

そして、もっと面白いことが、2014年の日本創生会議、増田座長によりまして、1,799都市のうち896自治体が消滅すると、約半数ですよ、こういうセンセーショナルな発表がありました。このままで行くと人口が減り続けて、そして今ある自治体のうちの約半分が消滅可能性都市という指摘を受けました。飯島町は、その消滅可能性都市の中に入っております。上伊那では唯一です。この数字を発表した根拠は、やはり20代30代の子どもを産める女性の数が減っていくという数字と若者が流出している、これが大きな根拠になっての計算です。これは日本全国的に考えたときの、そういった状況を発表したものと思われまして。

そういったことで、どうせ消滅するなら無駄な努力じゃないかというふうに皆さんは思っているでしょうか。町議会議員として、町長として、消滅するんだと思っているのでしょうか。

今この伊那谷は、大きな期待に満ちた要因があります。

1つはリニア中央新幹線、これが下伊那、上伊那のこの間、座光寺付近に長野県駅ができます。東京、名古屋、大阪へ1時間足らずで結ばれるんです。この魅力。

また、三遠南信自動車道、これは経済的に大きな物流道路として経済の大きな支援になる。上伊那の人口、約20万人——20万人は切っていますけれども、20万人、生産力が約1兆1,000億円。三遠南信自動車道で東海の大工業地帯と結ばれます。東三河、豊

橋、豊田、豊川、蒲郡、遠州、浜松、磐田、掛川、ここの人口は200万人、生産能力は20兆円です。そこと直接道路が結ばれる。経済界は大きな期待を持っています。

また、その東海地域は、地震による津波、東海・東南海地震によるその不安はいまだに消えておりません。

そういった部分において、この伊那谷の政治的立場、あるいは経済的立場、大きく変革するんじゃないでしょうか。この数字が出たときよりも——この数字を出した人たちはそういったことをちゃんと考慮しているんでしょうか。私は大きな期待を持って、勇気百倍で、1万5,000人もこれは不可能じゃねえぞと、こういう心意気でやっております。

それに加えて、今のコロナ下において、ふるさと回帰、田園回帰、田舎回帰、今まで都市へ都市へと向かってきた若者が田舎へ戻る、こういう社会的価値観の変革が起きております。こういう流れを着実につかまなければならない。消滅可能性都市から持続可能性都市へ変革する転換点です。

伊那バレー、新しい時代を迎える、その中で各自治体が競争しています。飯島町もそれに乗り遅れてはいけません。若者が、特に地元の後継者が飯島へ戻ってくる、その魅力ある町をつくらなければならない。これは政治課題です。

消滅可能性都市の話聞いて私は町長に立候補すると決めたんです。座してこのままの流れで何もしないで見ていることは、私の政治生命ではありません。

ただ数字的人口を増やすということじゃなくて、魅力ですから、生活基盤、経済基盤、これをしっかり整備しなければならない。その中において、環境循環ライフ構想の中の4つの柱、事業をきちっと明確に示させていただきました。これは、ちよっくらちよいに二、三年でできる話じゃないです。10年後を見据えた中でのロングスパンの中で、何があろうともそれは着実に進めていく。

当然、コロナ下にあってはコロナの対策をしております。しかし、それにきゅうきゅうとしているだけではいけない。将来に向けた事業に向けてのちゃんとした布石を打っていくことが必要だと、このように考えております。これが私の政治生命です。

久保島議員 町長の今のお話を聞きますと、プロジェクトの名前は人口増対策じゃなくてよかったと思うんですね。町の魅力向上プロジェクトなりっていったほうがよかったのかなあと思っているんです。人口増対策っていうふうにならうと、どうしても来て来てちよっくだいねっていう対策に力を入れているんじゃないのっていうふうに見られてしまう。そこところが私は残念だったなと思っているんです。

それで、ちよっともう一回お尋ねいたします。人口増対策っていうことが重点なのか、魅力向上ということなのかっていうところをもう一度町長に端的にお答えいただきたいと思うんです。よろしく。

町 長 人口を増やそうとは思っていませんというか、それは自然に増えるだろう、それは結果論です。結果として現れなきゃいけない。幾らいい魅力をつかった、町長はいい魅力、町をつかったんだけど人も人が来なんだ、これでは成果がない。しかし、その目安となるのは人口ですから、数字ですから。

例えば、私は企業人でした。そうすると、売上げを上げることは社長の使命でございます。しかし、何でもかんでも売上げを上げろということは、安売りしてもばんばん売って売上げを上げろということではない。使命は、その商品の品質、評価される品質、またサービス、評価されるサービス、これを磨いた結果が売上げにつながる。これはどんな経営者でも考えておるところでございます。

基本的には、そういうことで内容が充実していくことが、今、久保島議員のおっしゃったとおりの魅力向上なんですけれども、最終的な目安は、やっぱり数字を上げなきゃならないよということでございますから、内容的にはそういうことなんですけれども、人口増とさせていただきますけれども、どこへ住居を造るとか、どういう生活基盤をつくったらいいとか、そういった内容のことをプロジェクトでは考えていただいております。

久保島議員

その点を聞いて少し安心をいたしました。

1—3に入っております。

従来、どうしても飯島町に移住しませんかっていうふうにはPRしてきたように感じているんですね。その結果、地域住民のコミュニティーとかになじめずに、摩擦とか違和感などがあって帰ってしまった方もおられたってということで、残念なところなんです。

都会から単に景色がいいからとか空気がいいからとか水がおいしいからといって移住された方には、地域の慣習とか共同作業とか、賦課金も結構多額なんですよね、その辺のところは想像を絶するものがあったというふうに思っているんです。

しかし、中には、すっかり地域になじんで、地域の役員はもちろん、自主的な住民活動なんかにも参加していると、そういう活発なことをやっている方も多くいらっしゃる。こうした方々は非常に大歓迎をしたい。最たるは、町議会議員を4期も務めようという方がいらっしゃるってことで、これは非常にすごいですよね。移住してきた方がそんなことをするなんていうことは、とても考えられなかったんです。

活発な地域づくりっていうのは、よくよそ者、若者、ばか者って言われるんですが、そういったパワーを持っている方には、ぜひとも移住してもらいたい。しかし、人との関わりを持たず、ひっそりと静かに田舎暮らしをしたいと思われる方には御遠慮いただきたいと申し上げてもいいんじゃないかなあと、私はちょっと極端かもしれませんが、そう思っているんです。

今回の総合計画の中で「若い世代のUターンや都市部からの転入促進」っていうのが出てまいります。これは、私はいいことだなあと思っているんですが、方向転換がされたかなあと思っています。しかし、この「都市部からの転入」っていうのが「若い世代」にかかっているのか、つまり若い世代の皆さんにUターンや都市部からの転入を促進していきたいのか、若い世代のUターンやほかの世代の皆さんも都市部からの転入を促進したいのかっていうところがちょっとニュアンス的に違うのかなあと思っているんですね。若い世代をターゲットにするのであれば、私は町出身の若い世代のUターンっていうのがやっぱり一番いいというふうに思っています。これは町長も何回かおっしゃっていらっしゃいましたけれども、そのとおりだと思うんですね。

コロナ下にあつて、ある意味、今チャンスかもしれません。町長もおっしゃったように——さっきおっしゃいましたが、田園回帰とかいう話がありましたけど、若い町出身の人が田舎に帰ろうかなあつて思えるきっかけづくり、ここがやっぱり必要なあと思っているんですね。町出身の人は、この田舎で育っているわけですから、基本的なことは身につけている、それから地域とのなじみもある、知人も多いといったことから、早期に同化し、本人にとっても地域にとってもストレスなくいけるんじゃないかなと。そのためには、あるきっかけが必要だと思っています。

町が取り組んでいるふるさと便がありますよね。あれは非常に若者の心を——学生ですけれども、心を揺さぶっているようでして、やはり飯島のお米はおいしいよね、飯島の水はおいしいよねっておっしゃっているようでございます。その中で、そういったことも、学生だけじゃなくて、若い世代にふるさと便なり、それから広報などで常に飯島町の情報を発信させ、送り付けるっていうことも必要で、何かの機会に飯島町をふと思い出させるようなことがよろしいのかなあと思っているんですね。そうしたことに人口増対策会議ではしっかり取り組んでいただきたいなあと思っているんですが、町長の所感はいかがでしょう。

町長

飯島町へ念願かなって移住・定住を希望される方、これをIターンJターンUターンという言い方がありますがけれども、町としては、それを選別しているわけではございません。来ていただける方なら結構です。

しかし、そのときに、やはり田舎は田舎の暮らしの地域の皆様方との関わり合い、これを大事にしておりますし、当然、都会みたいに水道料で利益が出ておるというわけではございません。水道、下水道、これはお金のかかる仕事です。広範囲の中で山の裾から上のほうまで水を配らなきゃいけないとなると、当然単価が高いものですから水道料は高い。また、地域の方々とお付き合いする中で共同作業があつて、それをみんなで力を合わせてやっていく、そこでもお金がかかります。都市では何千円で済みますよとおっしゃったとしても、田舎はそういうわけにはいかない、その代わり豊かな自然が手に入るし、土地代は安いと、こういうこと、基本的にはこれをやっぱり理解していただかねばならないと思っています。それで、自治会へ加入していただくことも当然お勧めをしなければならぬというふうに思っています。

そういうことで、来られる方を選別してね、あなたは駄目、あなたはいいっていうことをやっているわけではございませんけれども、移住される際にはしっかりとそういったことを納得してもらわなきゃならないというふうに思っています。

願わくば、願わくば、やはり、今、久保島議員のおっしゃったとおり、この地域から外へ、東京へ出ていった、そういう方々が、いずれ飯島町へ帰ってくるような、そういったことに力を入れていきたいし、そのために、今、農業に力を入れています。お父さんたちが一生懸命維持してきた農業の魅力、これをもっと高めなければならない、新しい農業の価値観が生まれるんじゃないか、そういうことに取り組んでいるのが飯島流ワーケーションであつたり、アグリイノベーション2030であつたりするわけで、新しい価値観の創造ともうかる農業、こういったことを着実にこの地域に定着させていきたいと

久保島議員

思っておるわけでございます。

それでは、次に参ります。

重点プロジェクトの1に掲げてあります、町長から幾度となくお話が出ております環境循環ライフ構想のバイオマスと水力発電についてお伺いをいたします。町民に対してどのような利益をもたらすのか、メリットが起きてくるのかということについてお尋ねをしていきたいと思えます。

なお、今お話のありましたワーケーション等につきましては、同僚議員から質問がございますので、私からはしません。

それから、3月の定例会の折に浜田議員の一般質問にお答えになって、循環ライフ構想っていうのはネーミングであって、循環させていきますっていうことではありませんという説明がありましたので、その件についても論点ではありません。

2-1でございます。

水力発電でございますが、県営の与田切発電所の増設に伴って町営の発電所を造るということでよいのかということで御確認をいたします。

本事業により町民にどのようなメリットが想定されているのかお尋ねをしたいところでございます。

投資計画、収支計画、それからイニシャルコストとランニングコストと、それから、それによって出てくる売電益とか、節電される節電費とかっていうのを精査して、投資効果と有効性というのを町民の皆さんにお示しする必要があるのではないかなあと、まだお話できる段階じゃないのかもしれないかもしれませんが、プロジェクトの中に入っているという限りには、そうしたことが示されるべきだというふうに思っています。

私は、単に漠然と、言い方は悪いんですが、漁夫の利のようで、県の事業に対してちょっとうまくコバンザメ的にやって、町が非常にいいよねっていうふうに思っていたんですが、町民の方からは将来的にこれ町の負担にならないのかっていう御心配もいただきました。そこの運営をしていくことに当たって町に非常にお金がかかってくるようだと困るねっていう話もあったんですね。

実施計画によりますと、令和4年度から、要するに来年度から事業着手という計画になっています。令和5年度がピークの金額になっているんですが、取り始めっていうことが4年になっていますが、この辺の可能性、実現性、将来性等も含めて、お答えできるところで、範囲で結構なんですが、町民のメリット等につきまして町長はどうお考えかお尋ねいたします。

地域創造課長

まず、環境循環ライフ構想の実現に向けまして、この4月より地域創造課内に環境循環ライフ構想推進室を設置いたしまして本格的に取組を始めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

水力発電につきましては、試算上2億5,000万円ほどの建設費が想定されておりますので、現時点で町営の水力発電所というようなお答えをすることはできません。今後、長野県企業局などへの出資や共同設置の可能性も含めまして協議していくことになろうかと思えます。

また、この水力発電所が目指す姿の1つとして、得た利益を町民の皆様に還元すること、これを重大なことと考えております。どのような方法がより有益なのか、これにつきましては継続して研究していきたいと思っています。

事業着手の方向性につきましては、県企業局が新設する越百のしづく発電所、この工事の進捗状況により左右されます。関係機関としっかり協議し、具体化してまいりたいと思っています。

久保島議員　　そうしますと、私のイメージでは、越百の発電所ができますよね、その水をもらって水車を回して発電して、町の発電所になるのかなあとというふうに思っていたけど、そうじゃないっていうことでよろしいですか。

地域創造課長　長野県企業局が進めております越百のしづく発電所、現与田切発電所の取水よりもかなり上流、与田切川の源流のほう、そこからきれいな水を取ると、したがいまして、そこからの導水管が敷設されないとできないと、その工事が完成しましたら、その水を分岐させていただいて、その一部を、仮に新しく町が関係する発電所を建てるとすれば、そこへもらうという考え方で今進めております。

久保島議員　　分かりました。要するに、越百の発電所から来た水を再利用する、分岐して与田切発電所を回すのと別にもう1基回すということについては、町独自の事業ではなくて、県も絡んでくる可能性もあるということですが、それでよろしいですか。

地域創造課長　それも含めまして、町が設置する場合もございますし、県と共同でやる場合もあるしということで、先ほど申し上げましたとおりいろいろな方向性を今から検討してまいるということでございます。

久保島議員　　理解をいたしました。
そうしましたら、100%町でない可能性も出てくるということですが、その発電された水っていうのは非常にきれいな水だというふうに伺っていますので、浄水場とどういうふうに関連してくるかなあと。今ある浄水場とちょっと位置的に離れるかなあとと思いますが、そこまで引っ張ってくる可能性があるのかどうか。現在の浄水場はかなり老朽化していますし、その関連性はどうか。

それから、その水は非常にブランド力が上がるんじゃないかなあと思っているんですね。要するに、発電した水できれいですよということになると、これはSDGsにのって、ペットボトルじゃない容器に入れて、イメージアップのために、要するに販売目的で、利益を上げようっていうんじゃないで、例えば東京水のように東京の水道水をペットボトルで販売していて、それが非常にイメージアップになっている、PRになっているということもお聞きしていますので、長寿延命越百水といった形で販売すれば町のイメージアップになるかなあと思っているんです。

その辺の浄水場の件、それから水利用、その辺についてのお考えについてお伺いいたします。

建設水道課長　それでは、水道の関係でありますので私のほうからお答えしたいと思います。

先ほど来、出ておりますけれども、上流で新しい企業局の新発電所ができる予定でございますので、現在でも浄水場に導水する検討をしておりますので、関連はございま

す。

また、現在の浄水場の状況でございますけれども、今回の検討に至りました経過につきまして申し上げます。

まず現在の状況ですけれども、大雨時ですけれども、水道水の源水であります与田切川の水が濁るたびに、施設への濁水の流入、また濁水が流入したものに対して処理をすることにつきまして、人的な手間、また維持管理的にも費用がかかっている、管理につきましては大変苦勞をしている状況でございます。

ただ、一方、先ほど来、出ておりますけれども、きれいな水ということもございまして、県の企業局が進めます新発電所でありますけれども、先ほど来、申しました濁水の原因となりますオンボロ沢があります。そちらの上流から、今度は与田切の本流から取る計画ということでお聞きしておりますので、常時きれいな水が導水管を通ってくる予定でございます。そこで、土砂の流入の少ないという利点がございまして、町営水道として、それを源水として使える可能性が出てきます。それによりまして維持管理的な費用の軽減、また安心・安全な水道水の供給につながってくると考えております。

現在進めております県の企業局の稼働の開始ですけれども、令和6年度ということでお聞きしておりますので、今後、関係機関と連携を取りながら研究を進めたいと思っております。

また、もう一点の水のブランド化の関係でございますけれども、ブランド化といえればそうかもしれませんけれども、現在の考え方でございますけれども、水道水の販売につきましては、全国、また県の状況を見ましたところ、水道水をペットボトルに入れているという自治体がありますけれども、多くは都市部でのイメージアップ、また防災用の備蓄のものが多いということでお聞きしております。

したがいまして、町としましては、先ほど申しました維持管理費もかかっておりますので、また水道事業につきましては少し作業がございます。さらに投資をすることによりましてまた経費もかかりますので、現在のところは考えてございません。

以上でございます。

それでは2—3に入っております。

バイオ発電の関係でございます。

今回、プロジェクトの中に目玉の事業として位置づけられておりますけれども、これが町外の企業の進出ということであると、どうも、私の考えるところ、固定資産税が町の利益として上がってくるだけであって、どうも面白くないなあ。1つは廃熱利用ができるということもあるでしょうが、これだけだとちょっと町長らしくないなあというふうに思っています、もっと町に対して利益をもたらさないのかなあということを考えているわけです。そうでなければ重点プロジェクトの中に載ってはいないだろうと思っているんですね。

ペレット工場が当時は併設される予定でしたけれども、そうじゃないということになったようでございますので、そうすると町内の森林整備っていうことも非常に期待が薄くなってしまったんじゃないかと思っているんですね。

久保島議員

建設予定地ということではちょっと座礁しているような話題も出始めておりまして、二の舞にならねばいいなあと思っているところなんです。町が誘致することによって町民益、それからバイオマスの発電によって森林整備等が期待できるのかどうか、この辺について伺います。

地域創造課長

バイオマス発電につきましては、町が事業主体ではなく、民間企業により取り組まれております。そのため、収益性の検討状況によりまして方針が変わる可能性もあろうかなあというふうに思っています。

御質問のありました民間企業による取組につきまして、町は実現に向けた協力はしておりますが、出資や経営参加は考えておりません。

また、町の森林整備を進める上でペレット工場は有益な施設の1つでありますけれども、それ以外の方法も幾つかありますので、資源の活用方法について検討しながら森林整備を進めてまいりたいと思っております。

町としましては、このバイオマス発電は森林、林業の課題解決、それから地域経済の活性化などを図るための施策として取り組むべきものと考えております。今後、森林資源を活用した発電により、そこから得られる幾つかのエネルギーを地域に還元できるような地域密着型のバイオマス発電についても研究してまいりたいと考えております。

久保島議員

バイオマス発電が直接町民にもたらすのではなくて、それに伴って森林整備とか廃熱利用だとかってところに町民の利益があるんだということで、この事業がプロジェクトの中に位置づけられているんですよってということによろしいでしょうか。

地域創造課長

はい。そのとおりでございます。

久保島議員

それでは最後の2—4に入ります。

先ほどお話ございましたように、バイオマス発電で廃熱利用ってということが有効利用されるといいなというふうに思っているんですが、町では農産物や6次産業製品開発を行うアグリイノベーション2030っていうのを大きく打ち出しています。それ以外に廃熱利用について掲載はないし、お話がないんですね。

農産物については食農連携機構にただいま職員を派遣していて、そこで勉強してもらっているということで、生産物の選定だとか生育のノウハウだとかっていう取得に期待をしているわけございまして、そこはうまくいくといいなあというふうに思っています。どんな農産物ができるのかということも期待なところでございます。

しかし、それで全部100%利用できるのかっていうと、そうじゃないんじゃないかと思っていて、町長の前回の説明の中で、たしか日帰り温泉が数軒できるほどお湯が出るんだよっていう話がありました。であるならば、町民から要望の多い温泉施設を造りませんか。また温泉旅館でもいいですけど、ちょっとホテルじゃなくて、ひなびた温泉旅館っていいかなあと思っているんです。

それから、与田切の50メートルプールにちょっと屋根をかけて、ここを年間泳げる温水プールにしたらどうでしょうね。50メートルで温水プールっていいのはめったにないでしょう。これは合宿なり選手なりを呼べるんじゃないかなあと思っています。

それから、これはよく話題に出てくるんですが、給湯付きの住宅地分譲、水道と一緒に

にお湯が供給されますよってという住宅地分譲だったら、これは非常に魅力が出ますよね。さっき話に出ました若者の回帰現象の中で飯島におうちを建てたいけど暖房費が大変だよねっていう人にも、これは非常に効果がある。

それから、広域農道の与田切橋の付近、もうちょっと手前から、山久のカーブの辺から柏木信号の辺までは、非常に凍結が冬は心配される場所なんですね。そこに凍結防止のお湯を配管したらどうかなあと。

そんなようないろんなことが考えられるんですが、この廃熱利用について、農業以外で町の皆さんが、お、それはいいじゃないかっていうようなことを考えておられないかどうかお伺いいたします。

町長 ただいま夢のあるお話をいただきました。当然、そういったことも視野に入れていないわけではございません。

一番問題なのは、燃料チップをいかに確保するかということでございます。できれば飯島町の資源の地産地消、これをエネルギーに転換していく、これが理想だと思います。それには山の所有者も整備をしなければいけないし、本当に細かく分かっている山の地番をじゃあ飯島町に任せるよというようなこともやらなければいけないだろうし、いろいろの目的があるんですけども、今一番ネックになっているのは、塩尻にあるF・POWERの発電所、これは、もう長野県中の材木を持ってこいという感じで今一生懸命集めているんですけど——なかなか集まらないという話は聞いていますけれども、また、そういった状況の中で原木が調整すると集まりにくい状況にはあるんです。しかし、だんだんに小さなものから始めていく必要はあるかなあというふうに思っているところでございます。その段階段階においていろいろの利用を考えなければならないというふうに考えています。

久保島議員 終わります。

[久保島議員復席]

議長 3番 片桐剛議員。

[片桐議員質問席へ移動]

3番

片桐議員

それでは、通告に従いまして大きく3つ質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目になります。「町内事業者へのコロナ対策支援について」お伺いいたします。

小項目が2つ後に続いておりましたが、全部で3つありますうちの2つ続いておりましたが、関連が強いので、その分を含めてお聞かせいただきたいと思います。

現在、コロナ禍ということで、いまだ終息が見えない状況であるわけでありまして。昨年から長期間にわたっておるといふところの中で、町とすると第3弾のくらし復興券、また町民向けのコロナ対策事業ということで行ってきております。

その中で、町内事業者にあっても非常に厳しい経営状況が続いておるといふことをお聞きしております。特に飲食業を中心としたサービス業の皆様からお声をいただいております。今後、さらに終息まで時間がかかる中で、経営状況の厳しい部分といふところが懸念されるわけでありまして、この部分に対しまして、まず町長が感じておられる町

の経済情勢についてお聞かせいただきたいと思います。

また、町内事業者について、業種別で現在の経営状況・実態調査についてされている部分があるのか、また、されているのであれば、その実態についてお示しをいただきたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町 長 お答えいたします。

一部都道府県での緊急事態宣言の延長、また長野県の新型コロナウイルス特別警報2が上伊那圏に発出されたこと、また最近では上伊那圏域の警戒レベル5の発出で地域社会の緊張感と経済的閉塞感が一気に増大いたしました。

このような状況の中、昨年度から町内事業者の事業継続支援として様々な支援を行ってまいりましたが、長期化する新型コロナの感染状況に伴い、町内事業者への支援の必要性を感じております。

直近の対策では、上伊那圏域の新型コロナウイルス警報2及び感染警戒レベル5——今はこれが3に下がっておりところでございます。一安心でございます。5の発出に飯島町は含まれておりませんでしたけれども、この引上げに伴い町内飲食店は予約のキャンセル等が相次いだことなどの状況下で、生活圏を同じくしている飯島町にもほかの5市町村と同じ経済支援をするべきだという要請を長野県知事へいたしました。そして、その翌日には、前向きなというよりも、支援する向きでの回答を直接いただいたわけでございます。これは、やっぱり我々の素早い要求に対して県の知事の素早い判断をいただいたということで感謝をしているわけございまして、交付金を頂けるようになりました。

多くの町内事業所の業績が落ち込んでおります。まずはレベルを引き上げることによって影響を受けた事業者への早急な支援、あわせて、国、県とも連携をする中で追加対策となる支援策を今後も続けてまいりたいと思っております。

ただいまの片桐議員の質問の中では、現状調査は行われているかということもおっしゃられました。これは、私どもが頂いた事前通告の中では1—2に含まれておるものと解釈いたしますので、この件については産業振興課長のほうから答弁をさせていただきます。

〔下平町長降壇〕

産業振興課長 それでは、2つ目の業種別の実態はどうかという点につきまして私のほうで答えをさせていただきます。

産業振興課では、専業農家など認定農業者を中心に農業事業者へのアンケート調査を実施いたしました。

また、商工業事業者への個別現状調査としましては、各業種から抜粋して21社へ企業訪問を行いました。

その結果、考察でありますけれど、建設、製造などの業種を中心に受注が増え、業績が回復傾向にありますが、増収減益であることが多く、将来にわたっての経営基盤に不安が残る状況でありました。

一方、コロナの発生状況により業績の浮き沈みが激しいのが飲食、観光、宿泊、交通などの人の流れに関連する業種でございました。また、これらの業種と関わりの深い酒類をメインとした小売店や、イベント開催が軒並み中止となる中、これらのイベントに商品を提供する農家、製造関係、こういった業種においては、業績がコロナ前の半減以下となっているところが多く見られる状況でございました。

業種別の状況調査は、そのほか、金融機関で公表されております上伊那圏域の経済動向調査の結果なども注視し、引き続き業種別の現状の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

片桐議員 調査をされている中で、一部業種に関しては回復傾向にあるというような数字がありました。

しかしながら、サービス業を中心としてかなり落ち込んでいる、半減しているというような実態をつかまれているということです。

今後も引き続き調査を行っていただくことは非常に重要だと思いますし、行っていただきたいと思いますが、調査と同時に町としてどのような対策を考えているかというところで、今後、その対策についてお話をいただける部分があれば、お願いしたいと思います。

産業振興課長 今回の企業訪問でも、やはり飲食、宿泊等においては、レベル5が発出してからキャンセルが相次ぎ、5割9割という売上げ減もございました。そういう中で、まず直近としては、この強く影響を受けた事業者に対しまして早急な支援を実施してまいりたいというふうに考えております。

片桐議員 早急なというお言葉をいただきましたので、迅速に対応いただけるとありがたいと思います。

これまで行われてきた対策の1つとして経営安定対策融資というのがあったかと思えます。この制度、据置きの期間、期限を迎えるわけでございます。この政策を打ち出した時点では、据置きの期間、いわゆるコロナ終息の期間ということで据置きを検討されたかと思えますが、現在、また状況が変わっているかと思えます。これは、また違う議員のほうから質問があるかと思えますけれども、関連でありますので、この部分も考慮した政策をお願いしまして、問い1—1と2の部分は閉じさせていただきたいと思えます。

続きまして1—3になります。今だからこそ新規事業を支援についてという部分であります。

コロナ下、また今後アフターコロナという中で、ほとんどの業種に関してコロナ以前の事業体系と比べ、少なからず変化を求められるかと思えます。業態の変化、変革を迫られることが予想されます。

現在行われているワクチン接種、今後さらに接種が進みまして、経済活動も活発化されてくるということが予想される中であります。そんな今だからこそ、新規事業、また新製品、新商品の開発という部分で町としてのバックアップをしていただいて、経済循環回復期には、飯島の企業の製品、商品、サービス、これが全国、世界に向けて発信さ

れることが望まれているわけであります。

他県でいきますと、新型コロナウイルス対策新規取引開拓支援補助金、これ福井県です。また新型コロナウイルスの感染対策新ビジネス展開協力金、これは愛媛県等々、様々な施策が打ち出されております。

お伺いいたします。

現在、新規事業支援、特にコロナという部分に関しまして支援策等の予定はあるか、また今後の展望等についてお伺いしたいと思います。

産業振興課長

町では、商工業振興として起業や創業に関わる支援や特産品の開発、新技術に関わる研究開発など、様々な補助、支援を行っております。

さきの企業訪問の中でも一部業種におかれてはコロナ感染拡大防止措置のあおりを大きく受け、これまでの事業から転換を模索する動きも見られました。

新規事業による事業転換や拡大は、事業者の計画実現性や技術力、また資金力などの要因により一朝一夕に進むものではないと考えますが、新規事業を計画する場合には、ぜひ専門機関や役場へ御相談いただければありがたいと思います。

片桐議員

今お答えがありましたように、新規事業、新規開業の部分ですとか新規商品開発という部分で、これまでも町としての補助部分があるかと思えます。

ただ、先ほど数字でも出されましたけれども、飲食業の業態変化というところで、昨年度はテークアウトサービス等ということで業態変革があったわけですがけれども、じゃあ次なる一手は何かというところで、なかなか皆さんも苦慮しているということをお伺っております。いわゆる抜本的な業態変革を迫られているのではないかとという中で、新規サービスというよりは、もう新規事業になってきてしまう、そんなところも見えてくるわけであります。

先ほどから申しているように、これまでの施策とともに、新たにぜひ新型コロナウイルスに特化した部分で早急な措置が行えるような、そんな部分を打ち出していきたいというふうをお願いをしたいと思います。お願いをしまして、1—3は閉じたいというふうに思います。

続いて2番目の部分に移ります。現在の「消防団への体制支援について」お伺いをいたします。

消防団、言わずと知れた地域防災の要であります。平常時においても火災予防運動、歳末警戒、また巡回広報、また地域で行われる行事の警戒等々、様々な部分で活躍をしております。これは地域に密着した非常に大切な活動かと思えます。

また、災害時に備えて日頃から火災、各種防災を想定した訓練、また資機材操作の練習なんかを行っております。

このような活動、時間を通して消防技術の向上とともに地域住民の若い世代のコミュニティ形成に大きく寄与している。また、人と人、人と地域をつなぐパイプ役を担っているということは間違いないかと思えます。

コミュニティ形成における消防団の役割、位置づけについて町としてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

町 長 消防団の存在意義についてと、どう考えるかということでございます。

消防団は、消火活動にとどまらず、地震や風水害等、多数の動員を必要とする大規模災害時の救助活動、避難誘導、災害防御活動など、非常に重要な役割を果たしています。

さらに、平時においても住民に対する予防消防の啓発や警戒パトロール、地元自治会と一体となった消火栓の点検や消火訓練における消火栓の使用法の指導等、地域に密着した活動を展開しており、消防力や防災力の向上や地域の担い手の一員としてコミュニティの活性化に大きな役割を果たしていると認識しております。

このように、消防団は町の安心・安全に大きく貢献しており、存在意義は極めて高く、なくてはならない組織、人材であると考えております。

片桐議員 しかし、コロナ下で消防団の活動も思うように行えない状況が続いており、活動について取り上げる機会もなかなか少なくなっているという中であります。そうすると、団の存在そのものが軽視されることになってしまう、そんなきっかけになってしまうのではないかと、このところが危惧されるわけですが、広報ですとか、その他メディアへの露出について、またその他広報について、このあたりについて町にお伺いしたいと思います。

町 長 団員の定数を300人から250人に減らしました。なかなか団員に入ってくれないんですね。

昔は消防団の魅力というのがありまして、それは若者が集まって意見を交わし合い、一杯飲みと、こういう地域社会に自分が溶け込むまず最初の場が消防団にあったのかなあというふうに思っております。

時代が変わりました。そういう集いがあまり好きじゃないと、こういうようなこと。

また、やっぱり消防団に入るといのは、やはり1つの犠牲的精神、献身的な精神、こういったものも非常に問われる部分でありまして、今消防団に入っている方々は、そういう献身的な意欲の非常に高い方々だと私は認識しております。

そういったことの考え方の希薄性、やっぱり自己主義、こういったものがだんだんに世の中に入ってきているような私は感覚がしておりますけれども、今入っている消防団の皆さん、また家族、会社の皆さんには本当に心より感謝するところでございます。

しかし、ある程度の人数をそろえないと地域の災害に対応できないと。好きな人だけ消防をやればいいでしょうということではない。いずれは我が身、この地域をみんなで守る、こういう観点から、ぜひ若者には、地域のために、ひいては自分の家族を守るといことでございますので、目先の収入に捉われず、そういった長い広い観点で消防というものを捉えていただければありがたいなあというふうに思っております。

毎日毎日の生活も大事ですけども、いざというときに誰も救い手がない町になつては、これは悲しいじゃないですか。そういったことを考えて——訓練等もだんだん見直されてきておるそうでございますので、今の時代に合った組織もつくっていかなくちゃいけないなあというふうに思っています。そういった変わったようなところをやはり広報しながら——また女性団員も、これは拒んでいるわけではございません。女性の活躍する場もあると思います。現に女性消防団員もあるわけでございますから、そういった方々

にぜひ協力していただいて、何とかこれを維持していきたいというふうに思っています。

町としても広報活動をしっかりやっていかなければならないと思っています。

片桐議員 続いて2—2のほうへ移ります。今も話がありましたが、成り手不足の対策という部分についてになります。

これは今に始まったことではなく、我々が活動していた頃も団員不足の話というものはあったわけですが、幹部の皆さん等にお話をお聞きする中で、より新入団員の確保が難しくなっているというお話を伺っております。

現在、新入団員の確保も消防団の中、各分団で担っている部分かと思えます。

現在、町として団員の確保に向けた協力体制、またバックアップ体制の現状をお伺いしたいと思います。

総務課長 消防団員の成り手不足についてということでございますが、成り手不足につきましては、当町のみならず全国的な課題となっていて、団員数の減少や平均年齢の上昇、入団適齢者の減少など、団員確保は年々難しい状況となっております。

あわせて、近年は様々災害が発生して消防団の役割も多様化していて、一人一人の団員の負担も大きく、定数の確保に苦慮しているのが実情でございます。

町外に勤める方が多くなってきて、夜勤などの変則勤務や休日出勤などによって訓練や活動への参加が難しくなっているというのも成り手不足の一因となっております。

昨年につきましては、コロナ下について直接伺っての勧誘にも制約もあるほか、団員の対象者のお宅に入団の勧誘に伺いまして対象者御本人や御家族からお断りをいただいているという最終的には御理解いただけないケースというのも増えてまいっております。

こうした状況の中、町としては、消防団員や御家族の皆さんに対します感謝の思いを込めて、節目勤続報奨としていいちゃん商品券を贈呈する事業を実施しています。

そのほか、町内事業者や商店の御協力をいただいて消防団サポート事業や消防団協力事業所の募集、登録などを実施しております。

今後も団員確保と消防団活動に対しまして、団員はもとより、対象者御本人やその御家族、地域の皆さん、勤務先の皆さんの御理解、御協力をいただく中で、引き続き事業の見直しですとか処遇改善を図りながら、消防団と連携して団員確保に努めてまいりたいと考えております。

片桐議員 有事の際、また訓練の際、家を空けることも多いかと思えます。そうすると、活動には家族の理解が不可欠であります。家族、職場の理解が不可欠になってこようかと思えます。

今も話がありましたけれども、町内では消防団サポート事業ですとか消防団協力事業所の制度などがあるかと思えます。

今、前段に話をしました家族ですとか家庭向けに何か考えられている施策、また勧誘の際に違った魅力を伝えられるような部分で施策のお考えがあれば、聞かせていただきたいと思えます。

総務課長 ただいま申し上げましたとおり、節目の勤続報奨としてのいいちゃん商品券などは、

御本人というよりは御家族に向けてっていう意味も込めて贈呈をしている事業でございます。

議員のおっしゃるように御家族の理解がなければ消防団活動もなかなか難しいというふうには認識しておりますので、今後、引き続き団員確保に努めてまいりたいには、まず家族の皆さんのことも考えながら努めてまいりたいというふうに思っております。

片桐議員

例えばですけれども、子どもにとってですとか両親にとって何かメリットになる部分ですとかっていうような違った視点で考えていただくところもいいのかと思います。

6次総にも出てきますけれども、分野別基本施策にも挙げられております「新たな時代の消防団づくり」というところで、ぜひ新しい発想で考えていただいて、団とも密に連携して、今後の検討課題としていただきたいと思います。

以上、2番についてとしたいと思います。

続きまして、3つ目「情報発信の考え方について」お伺いします。

ホームページで目的の情報にたどり着きづらいと、改善をとという部分になります。

仕事柄、ウェブに関わることがあるので、多く問合せをいただく部分であります。

現在のホームページ、2年ほど前にサイトを構築、一新されたかというふうに思います。この部分では、レスポンス対応ですとか、新しい機器に対応したウェブ構築というところが重要な要素だったかというふうに思います。

現在のシステムであるので、日々のアクセス状況はサーバーサイドで収集が可能かと思えます。現在のアクセス状況について、アクセス解析を基にした地域数、デバイス、アクセスデバイス数等についてお伺いをしたいと思います。

総務課長

閲覧者のアクセスの解析でございますけれども、閲覧者の使用機器としましてはパソコンが43%、タブレット、スマートフォンが57%となっております。

また、閲覧地域につきましては、あくまでも目安になりますけれども、県内が39%、県外が61%となっております。

片桐議員

情報量が非常に多いと、様々な行政サービスがある中で項目多数になるという部分は致し方ないというふうに思います。

しかし、現在はモバイル端末で表示をすると画面に占める1項目の割合が非常に大きい、そしてフォントサイズも非常に大きいということから、非常に縦に長い画面構成となっております。これが、いわゆる皆様からいただいております情報にたどり着きづらいというところにつながっているのではないかとこのように思います。

今いただいた数字でいきますと、57%の方がモバイル端末という数字がありました。そうすると、割と6割弱の方が情報にたどり着きづらいという——イコールではないかと思えますけれども、たどり着きづらいという話になってしまうと、非常に離脱を多くしている1つの要素といえるかと思えますので、今後、ぜひその部分の改善をしていただいて、見やすいホームページ、情報にたどり着きやすいホームページの発信に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

1番については以上であります。

続いて、他市町村との差別化についてと町外の方に興味を持ってもらえるような発信

という部分で、これもちょっと関連でありますので、一括でお願いしたいと思います。

町内の情報発信というところでウェブを使った発信は非常に有効な手段かと思えます。

しかし、現在どの市町村でも当たり前にホームページを開設して細分化した情報発信を行っております。

そこで、特に観光関係かと思えますが、現在どのようなターゲットに向けたどのような情報を発信しているのか、また今後どのような発信を考えているのか、お聞きしたいと思えます。

地域創造課長

他市町村との差別化をとということでお答えさせていただきたいと思えます。

最初に、町のホームページからリンクされております観光及び定住のページであります「I I J I M A NOTE」、これにつきましては、現在、飯島町観光協会で管理されておりますので、町という立場でお答えできない部分もございますので、ちょっと承知おきいただきたいと思えます。

他市町村との差別化をとという御意見ですが、人それぞれ感性が違うということもございまして、見ていただいた全ての方に満足いただけるホームページの構築というのはなかなか難しい命題であるというふうに思っております。

今年度、観光ページのリニューアルを計画しているということですので、多くの皆様からの御意見を頂戴しまして、よりよいものとなるように町としても助言してまいりたいなあというふうに思っております。

また、先ほど総務課のほうからも答弁ありましたが、若干アクセス数について述べたいと思えます。

「I I J I M A NOTE」のアクセス数ですが、1年間を見ますと約22万2,000回、それと県外から見られるものは17万3,000回ということで、およそ8割が県外から御覧になっていらっしゃるということでございます。

年齢につきましては35歳～44歳が最も多く、全体の3割を占めておりまして、見ている内容は、やはり千人塚公園や与田切公園のページが多く閲覧されております。コロナ下の影響と近年のキャンプブームが反映されたものかなあというふうに思っております。

このような年代が多く見ていただいているということですので、やはりそういったところにアプローチをしていくようなシステム、先ほどお話いただきましたので、見やすいもの、また情報の内容、そういったところにターゲットを絞るのも1つの方法かなと思えます。

先ほど来、申し上げましたとおり、本年度、改修がされるということですので、先ほど教えていただいたことも含めまして観光協会のほうにお話をさせていただきたいというふうに思っております。

片桐議員

行政という立場からすると、なかなか絞った情報発信というのは非常に難しい部分かと思えます。

今お話があったように非常に県外の方のアクセスが多いというところで、その分析からすると、町が思っているターゲットにはうまく届いていないかというふうに

思いますので、さらに、例えばサイトを分けてランディングページを分散化させる、それをまとめるポータルサイトを町で運営するなど、いろんな考え方ができるかと思ますので、その部分も含めお願いをしたいと思います。

6次総にもあります人口増プロジェクトに位置づけられている「若い世代のUターンや都市部からの転入促進」、これは魅力的な情報発信が不可欠であるかと思ます。

久保島議員の話もありましたけれども、魅力的とは何なのかというようなところで、新たな魅力、埋もれている魅力の創出、発掘をすることも非常に大切なことだと思ます。これは、各課をまたぐプロジェクトになってこようかと思ますけれども、連携をして創出、発掘、発信をぜひ行っていただきたいというふうをお願いをして、3番を閉じたいと思ます。

以上で一般質問を閉じます。

[片桐議員復席]

議 長 ここで休憩を取ります。再開時刻は10時55分といたします。
休憩。

休 憩 午前10時40分
再 開 午前10時55分

議 長 会議を再開します。
一般質問を続けます。
4番 吉川順平議員。
[吉川議員質問席へ移動]

4番
吉川議員 一般質問を通告いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染拡大を受けた県による飲食店の営業時間短縮や休業要請が続く上伊那地域で、県が対象から外れている飯島町にも交付金を支給する方針になったことに対して、町長が事業者への経済支援を県に対して要請したことがよい結果になったことを評価すべきことと考えます。

また、上伊那管内の5市町村についてレベル5の環境の中、当町のコロナ対策がしっかりできていることに敬意を表します。

さて、吉川順平が今回の選挙に伴い掲げた3つの公約について一般質問させていただき、今後、町側に対して改めるところは改めていただくことで、改革と挑戦のスローガンの下、飯島町を元気に、町民の命と暮らしを守っていきたくて考えております。

特に町民の皆様の関心のある事項についての質疑を今後の定例議会でも述べていきたくて考えております。

また、一般質問は建設的かつ提案型の質疑にできるだけ終始したいと考えますので、町側からも真摯に、町民に分かりやすい答弁をお願いしたいと存じます。

それでは始めます。

一般質問の1番目、飯島町の環境、地産を生かし、農業従事者が安心して農業に取り組める飯島町営農センター構想、地域複合営農への道パート5の実践についてでございます。

「ふたつのアルプスに生まれ自然環境と共生する農業と農村」を基本目標に、地域営農への道パート5が出来上がった初年度であります。

私も営農センターの責任者として携わってまいりました。

昭和61年9月の発足以来35周年を迎え、特に地区営農組合と担い手法人との連携による2階建て方式は飯島方式と呼ばれ、全国のモデルとなってまいりました。

また、平成14年、2002年3月にはNHKホールで開催された第31回日本農業賞で集団組織の部の大賞の栄冠に輝いております。

地域複合営農への道パート5の36ページにありますように、「緊急に実施が求められている重点施策」として「田園景観と農村環境は全町民の生活の場でもあるとの認識を共有し、全町民の協働により農村の機能と環境を維持・継続する体制の確立」が急がれると思います。

先ほどの日本農業賞の集団組織の部の大賞に輝きましたが、あれから20年がたち、時代に合ったイノベーション、変革が求められております。

組織営農の功罪として農地を貸してしまえば農家ではないという農家意識の希薄化と集落内農家割合の低下により集落営農組織の弱体化が進み、農業が果たしてきた多面的機能の低下が懸念されます。

このような状況においても組織営農は重要であり、営農センターを核に地区営農組合を中心とした組織営農体制のさらなる再編、拡充が重要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

ちなみに、営農センターの責任者として一緒になって一歩先の方針をみんなで考えることをお約束申し上げておきます。

以上です。

〔下平町長登壇〕

町 長 お答えいたします。

飯島町の組織営農の取組は、昭和61年に始まりました。当時は、個別完結型の零細農家を中心の中で、組織や共同の力でこれらの課題を解決する地域複合営農が提唱され、組織営農がスタートいたしました。

この取組には様々な功績がありますが、特に、国全体で担い手不足による農地の荒廃化が進む中、ここ飯島町においては地区営農組合と担い手法人の連携により美しい景観と農村の風景を保ちながら私たちの暮らしを多面的に支えていることは、非常に大きな功績であったと考えております。

しかし、一方で、農地の集積が進んだことで、議員、先ほどおっしゃいました農地を貸してしまえば農家ではないという意識が生まれ、集落内農家割合の減少による組織の弱体化も見受けられ、高齢化や後継者不足、もうかる農業へのチャレンジなど、今後向き合う課題は多くあると認識しております。

これからも地域の農業を守っていくためには、地権者と地区の全農家が参加する組織営農を維持し、住民の皆さんに活躍もしていただきながら参加意識を高めることが必要と考えております。

町及び町営農センターとして農業と農村をみんなで支え合っていく仕組みを育てることに力を入れ、取り組んでまいります。時代時代に応じたイノベーションが必要な時期と捉えております。

〔下平町長降壇〕

吉川議員

ありがとうございます。

今、法人のほうも担い手がいないという実態でございまして、また飯島町は、御承知のとおり田んぼ、水稻を中心とした土地利用型の作物という形になっておるわけでございます。私も果樹をやっておりますけれども、園芸作物の法人化というものは今ないわけでありまして、今後そういったことも大事になってくるというふうに思っておりますので、ぜひともそういったことも含めながら、これから提案を申し上げていきたいと思っております。

2番目でございますが、パート5の103・104ページ、あるいは6次総合計画の63ページに出ております。

特に、3月の定例議会で浜田議員の質問、指摘がございましたどういった作物を作るんだという、そういう質問がございました。

特に、アグリイノベーション2030の町長の方針の「若者による新しい農業の展開」「20代・30代の新規就農」「1億円以上の収益」とパート5には出ております。具体化できるイメージとして、再生エネルギー、最先端技術を導入した農業、それによる若者の農業に対する定着、それから雇用を含めてやっていくという形であります。

本日は、お手元の資料にカラー刷りで刷ってまいりましたけど、許可を得ながら「週刊ダイヤモンド」という2021年3月20日の販売の「儲かる農業」という、(資料掲示)これが週刊でいろいろ出ています。JA上伊那のランクづけだとかってということで、今回は、今、資料を添付させていただきましたけれども、見ていただいて、簡単に説明を申し上げておきたいと思っております。提案という形の中で、今後、皆さんと研究をしていくと、営農センターとしても研究していきたいというふうに思っております。

ナンバー1と書いてあるほうですけれども、見ていただきたいと思っております。

1番から20番まで「中小キラリ農家ベスト20」「バナナ、トマト、牛肉など高収益の農産物が並ぶ」これは農家のアンケートでございます。

特に1番のD&Tファーム、岡山県岡山市にあります。JR岡山駅の駅ビルに一風変わった食品売り場があるわけございまして、県内で収穫されたバナナが1本1,000円、桐箱入りで、5本で1万円という超価格で販売されているようございまして。

このD&Tファームにつきましては、凍結解凍覚醒法ということで、文字どおり植物を凍結し解凍すると寒さに強い形質が覚醒する技術、これをつくった会社でございます。

D&Tファームのもうかる秘訣は、これからの革新的な技術で国内栽培を可能にしたバナナなどの苗を販売することにあります。苗を販売する。農産物そのものを量産する

のではなく、農産物の母体となる苗を販売して国産バナナを普及させる、そこに稼ぐ秘密があるというふうに言われております。

バナナの苗のお値段は1株3万円でございます。一般的な種苗代と比べかなり高いということでございますが、苗を購入した農家は、バナナ1株から30万円の売上高が得られるという、1株から5房、合計で1,000本のバナナが収穫できるわけでございます。それが1本300円で売れるとしてもということで、その算出された数字であります。

細かい数字ではございますが、D&T、1番のところを見ていただきます。それぞれ得点を書いてありますが、売上高は100億円でございます。バナナだけではなくて、コーヒーの苗も売っているということでやっておりますけれども、10町歩作っておる、従業員38名、年齢40代、そういうことでトップに押し上がっておりますけれども、以下2番から20番までありますが、これを見ていただきますように、かなりの売上高、あるいは——先ほどありました20代30代という方針があるわけでございますが、全て30代40代、若い方々の年齢層、平均年齢というふうに見ていただければありがたいと思います。細かくは、また見てください。

次に、下の「レジェンド農家ベスト」「NTT、三井不、三菱商事が秋波を送るメガファーム」ということで出ております。

さて、この項につきましては、人気企画「レジェンド農家ベスト20」ということで載せておりますけれども、農家首位に輝いたのは、やはり山梨県——これ近くですね、お隣ですけど。サラダボウル——聞いたことがあるかと思いますが、3ヘクタール規模のトマト農場を全国7か所に展開するサラダボウルでございます。これも売上高が200億円、48町歩、従業員数——全国に行っておりますが540人、代表者年齢40代、こういう形で出てきております。NTT東日本と共同でトマト農場の画像を人工知能、AIで解析して収穫量を予想するシステムを開発しております。

AIで解析して収穫量を予想するシステムが各地でかなり頻繁に出てまいりました。そうすることによって出荷収量を予想できれば、計画的にスーパー等へ販売ができるという仕組みでございます。今後、AI、あるいはロボットを含めて、来るんじゃないかと思っておるわけでございます。

以下、これ2番から20番まであるわけでございますけれども、特に4番目にありますワールドファーム、茨城県つくば市、ハウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー。これは、企業が農業法人と提携することが不可欠になるということで、農家と企業が強みを出し合い、日本最大級の農場を目指すのが4位のワールドファームということでもあります。これは三井不動産との提携でございます。

6位にあります北部農園、熊本県、レタス、ジャガイモ、米を含めて、熊本県天草市の集落営農法人から50ヘクタールの農地を借りまして米やジャガイモを生産する企業でございます。地元の米のお菓子のメーカーと協力して人材と資金を提供しておるわけでございます。

全国的に——飯島町もそうでございますが、集落営農は高齢化しておりまして、その農地を後世へどう引き継ぐかが共通課題に——先ほど申し上げましたが、課題になって

おります。この社会問題の解決にも有力農家と企業のタッグが有効ではないかというふうに考えております。

次の右側の表ということで、「元祖・少量多品目の西田氏が急上昇」——西田氏という方がおりますが、「農家を選ぶ「未来の農家」ランキング」ということでございまして、1位にグリーンリーフ野菜くらぶ、群馬県昭和村——野菜の産地でございまして。社会教育に熱心という形でありまして、2年連続でこの農家アンケートの中ではランキングに出されておるといふ形であります。

以下12位まで出ておりますけれども、特に7番、和郷園ということで、千葉県にありますけれども、ここの部分につきましては、やはり今はやりのカット野菜、加工も含めた事業をやっているということでありまして、特にスーパー等への販売している。それから、体験農園ということで、宿泊施設も含めた中で多角化の経営という形であります。こんなことを申し上げておきたいというふうに思います。

最後の一番下の表ですが、「コロナ禍で直販アプリが健闘」——飯島町も営業部ということでやっておられまして、努力をされておるわけですが、「農家が期待する農業参入企業」ということで、直販アプリっていうのが非常にはやっております、特にポケットマルシェということで、「コロナによる家庭内消費の増加、理念が素晴らしい、前のめりな提案をしてくれる」ということで、全国の農家さん、漁業組合、あるいは新鮮な旬の食材を直接購入できるアプリということでありまして、野菜から肉、魚、700品目を超えるアプリでございまして。オンラインの産直仕様と申し上げておけばいいかと思っておりますが、こういったものやら、トヨタ自動車を含めて、いろいろな部分でコロナ禍での直販アプリが販売事業としてやっているという状況でございまして。

本日は、これに倣って飯島町もやれよということではありませんけれども、いずれにしても、土地利用型の作物から、やはり新たな園芸作物の導入、それから若い20代30代が入ってくる——入っているというか、経営者とやる、そういうことが大事になってくるかなあというふうに思っておりますが、そのお考えをお聞きします。

また、裏面のナンバー2でございまして。

特に、これも営農センターとして——昨年、私も視察に行っておりますが、松阪牛のある松阪市にありますうれし野アグリという施設があります。この写真にもあります高速道路から見えますうれし野アグリハウス、3.2ヘクタールのハウス、それもビニールハウスではなくて、今、オランダ式農業ということでオランダのハウスが非常にはやっております、全てAI、全て環境制御されるハウスでございまして。

2013年の4月に設立し、代表取締役社長は辻保彦ということで、辻製油の——これは全部土地がここはそうでありますし、特にバイオマス——今、飯島町でやっているバイオマス、熱を利用してのハウスという形であります。ここにあります辻製油株式会社、株式会社浅井農園、三井物産株式会社、それから資材の関係でイノチオアグリ株式会社、この会社4つが株主でございまして、3.2ヘクタールで房どりミニトマトというものを作っております。

特に特徴的なものが、先ほどありました雇用という形の中で、特に女性の雇用がほと

んど、100人ぐらいのシフトを作っておると思いますけれども、近くのママさん世代、遅刻、欠勤などのペナルティーがなくて、半年ごとに時給が上がるシステムと、シフト制の柔軟性を高めております。例えば9時にお子さんを登園させて14時にお迎えに行くママさんでも働けるように10種類ほどのシフトを用意し、自社で労務管理アプリを作成し、スマホで簡単にシフト変更が申請できるようになっているという形でございます。

そういった形の中で、この房どりミニトマト、ここら辺に売っているミニトマトは、房はついておりません。これは全国に発送しておるようでありまして、なかなかこちらには回ってきませんけれども、やはり鮮度がいい、房がついておると鮮度がいい。

それから、トマトは元のほうからだんだん赤くなってまいります。下へ行ってだんだん赤くなっていくということで、特に普通——普通のミニトマトっていうか、そこらで売っているミニトマトにつきましては、元のほうから全部が完熟になっちゃうと、やっぱり割れちゃうんですね。ところが、この房どりミニトマトは、房がついておりますから新鮮で、劣化はないということでありまして、消費性も非常に高い。

それから味がいろいろ、ちょっと色が変わってありますから、味が変わって楽しめる、こんなような状況であります。

ぜひとも、若者の農業への参入——先ほどでかい農園も御紹介申し上げましたが、やはり人口増加対策、雇用の推進、町農業の活性化対策、これにつきまして町長の今後の見解を問うていきたい。

また、今年、コロナ禍が収まれば、委員会でもこういったところを見ればいいかなあというふうに考えております。ぜひとも町長も一緒に御同行いただければありがたいと思っております。

以上です。

町長 ただいまは、吉川議員から農業の目からうろこのような、ああ、新しい農業がもう進んでいるなあというお話を承りました。

飯島町の農業、先ほど御紹介があったように日本で最先端の農業賞を取った時期もございました。それは、米作りを対象にした、そういった産業形成、組織の組み立て方からだったと思います。お米がもうからなくなってきた、しかし手間をかけずにできるという部分では、兼業農家の方々にとっては身近な農作物であったのではないかなというふうに思っております。

しかし、それを支えてきた方々も高齢化し、後継者がいないと、こういう状況の中では、本当に新しい転換を考えなければならない。もう時代は、その時代の真ただ中におるといふことだと思います。

いろいろの作物が考えられるわけでもございまして、もう今やっている、今御紹介のあったのは、いろいろ今は成功しているって語られるものは、もう10年選手ぐらいの年輪があるんじゃないかなあというふうに思います。だから、今それをすぐ——先ほどもおっしゃったように飯島町がそれまねしようと、こういうことではない。

じゃあ次に何があるのか。そのためには、まずは何を作ったらいいいのか。自分の趣味的にこんなものを作ってみたよということではなくて、世の中の消費動向を見た中で、

これからはこれだというものに取り組まなければならないし、例えばそれを今度は作る段階においてどの資本でやるのか、小規模だったら本当に趣味的な家庭菜園になっていってしまうんだけど、ビジネスとしてその産業を成り立たせるにはある程度の規模が必要だと、当然投資も必要だということになってくると、先ほどもおっしゃってましたように企業との提携ということも考えなくてはならないのかなあというふうに思っております。

何を作って、どの資本で誰が作るのか。最後に大事なのはどこへ売るか、これがきちっと売れるルートがなければならない。作ってから売る作業を考えておったんじゃあ、これは駄目だということで、この一貫した一連の流れの中でそういった産業を育てていく必要があるのかなあというふうに思っております。

飯島町のアグリノベーション2030、やっぱり20代30代の若者が興味を持つような——今までは農業は農家でしょうと、農家の方々は、若者が入ってきたときに、そんな取り方、考え方では農業は成功しませんという状況の中で、精神論から入っていった。これからは、やっぱりどれだけ興味があるのか、この産業にどういう興味を持つのか、これが大事かなあというふうに思っております。

当然、女性だって、そういった部分は農業の担い手として考えなければならないことです。特に子育て中の20代30代の女性っていうと、子育て中ですから安全性というのに非常に気を遣うわけだね。そういった方々が作っている例えばミニトマトだったら、さぞ安心だろうと、うちの子どもにも食べさせています。

そういったことの中で、本当に新しい転換の中で農業を推進していかなきゃならんし、やはり、今、吉川さんがおっしゃったように、やっぱりそういういろいろな情報は、やっぱり知るべきだと、知っていかなきゃならない。井の中のカワズで、飯島はこうだと、こういうことではないはずで、いろいろの情報を持ったところと提携しながら進めていくのがいいのかなあというふうに思っております。

これからも一生懸命、その専門的な立場で、議員さんの中にそういう方がおられるということは相談もしやすいですね。いろいろのお話を聞かせていただければ、いい道を選んでいけるのではないかなあというふうに思っております。今後とも、よろしくどうぞ、お願いいたします。

吉川議員

そういうわけで、今日は紹介だけということで、先ほど最初に申し上げましたように、やっぱり飯島町の農業はいろいろの課題があるわけでございまして、その課題を1つずつしながら、今言った新しい農業の道、一緒にまた研究をしてまいりたいと、ぜひとも町側としても一緒に考えていただきたいというふうに考えております。

産業振興課長

産業振興課長の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

ただいまの事例につきましては、大変参考になりました。

やはり、今まで当町も集落営農、集落営農と言ってきましたけれど、やはり高齢化が進んできて、また農地についても後世について考えるときとなりました。

そういった中で、今の幾つかの事例の中で、やはり企業とのタッグを組んでいく、企業にとっては、農業のノウハウは持っていないところもありますけれど、また違うとこ

吉川議員

るでの強みもございます。こういったところも含めまして、また飯島町としての新しい農業振興を考えていきたいというふうに思っております。

それじゃあ、そういうことで、ぜひともまた一緒に研究をしてまいりたいと思います。

次の質問に入りますけれども、やはり飯島町としては基幹産業であります農業であります。商業も工業もありますけれども、農業も1つの基盤産業という形でございます。やはりその農業を理解していただくためには、やはり幼児、小学校、中学校の教育が大事になってくるということで、次の質問事項の2番目に入ります。

食育という関係に入りますけれども、少子高齢化と人口減少問題に向き合っ、町に活気がみなぎる若者の定着促進施策を実現、あるいは食育の重要性とふるさと帰還対策、あるいは回帰対策として人口減少対策があるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

特に、今言った基幹産業としての食育の重要性、やはり幼児、小学校、中学校——我々もそうでありましたが、学校給食も含めて、あるいはおうちで食べる食事、これは、やはりおじいちゃんおばあちゃんたちが作った野菜だとか、お父さんお母さんたちが作った野菜——買ってきてもいいわけでございますけど、やはり自分たちで作ったものを食べる、これが基本でありまして、大人になっても健康でいられる、こういったことになると思います。

ここで、政府につきましては、2021年度から第4次食育推進基本計画が始動させられました。

食育は、家庭、学校、地域の3つの場での取組が重要であります。特に地場産物を活用した学校給食は食育の生きた教材であります。

計画では新たに栄養教諭の指導回数を目標に掲げておりますが、栄養教諭が不足しておりますのが現状でありまして、学校での食育指導を推進する上で体制の充実が急務となっております。

学校での食育、食農教育推進の体制整備、コーディネーターも含めて地域全体で推進体制を図る必要があるかと考えます。このことにつきましては、また次回に提言していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、学校給食及び食農教育が児童に及ぼす影響について、あるいは、現在、学校給食センターを造っておりますけれども、その暁での飯島町の農産物の地産地消の利用度アップということで、現在の管内での農産物の学校給食の利用度調査、あるいは飯島町内の学校の食農教育の実態について答弁を求めます。

町長

町では、町民の皆様が生涯を通じて健康で活力に満ちた暮らしの実現、食文化の継承が図られるよう、家庭、保育園、学校、地域、関係団体等が連携を取り合いながらライフステージに応じた食育に取り組んでおります。

食は命の源であります。生活には欠かせないものですがけれども、現在の生活スタイルの多様化により、家庭で行われていた調理や食事を家庭外に求める食の外部化等が進んでおりまして、食料生産の場面に直接触れる機会が少なくなっておると感じております。そのため、地産地消や農業体験、生産者と消費者の交流などを通して食に関する感謝の

心や自然豊かな飯島町の食や食文化の継承への取組を進めておるところでございます。

農業施策に関わる具体的な取組につきましては、担当課長より説明させていただきます。

産業振興課長

それでは、私のほうで農業施策に関わる具体的な取組について少しお話をさせていただきます。

食育と地産地消の推進につきましては、農業施策では学校給食への地元農産物供給拡大や越百黄金の普及や販売促進、また道の駅などへの出品を通じた地産地消推進などに取り組んでおります。

今後は、ミヤマシジミを通じた地元産の安心・安全な食を学ぶ場づくりや農産物の生産から収穫、調理までの一連の作業を体験してもらい農業体験の場づくり、また地域の農家やボランティアの協力による野菜づくり等の農業体験ができる機会づくりにも取り組み、農業への理解と食の安全に対する意識の向上を図っていききたいというふうに考えております。

吉川議員

本当に食農教育っていうのは大事になるわけであります。

特に、給食センターを今造っておりますけれども、私がちょっと宮田村におったときに、学校給食を守る会という、農家の方々、あるいはJA、Aコープ、スーパーを含めて、そういった組織があったわけでございます。先ほどありましたように、また次回このことについては触れますけれども、やはり推進体制、コーディネーターを含めた調整役、そういったものが必要になってまいりますので、ぜひともお願いをしたいというふうに思っております。飯島方式の食農教育の取組をぜひとも提言をしておきたいと思えます。

ちょっと長くなりますが、新聞の日本農業新聞にこういった記事がございました。ちょっと読みますが、申し訳ないです。

福島県の喜多方市に――喜多方ラーメンのところですよ。全校児童71人の私立熊倉小学校というところがあります。「今年度の「農業科」の授業が始まった。」と――小学校で農業科の授業。

午前10時すぎ、6年生12人が倉庫からくわを取り出し、ゴム長靴に履き替え、学校に隣接する畑に飛び出しました。「よし、やるぞ」と元気いっぱいなのは高畑優翔さん(11)。昨年度は米の栽培を通じ「どうやったら大好きなお米をもっと食べてもらえるか」を考えた。

文部科学省の学習指導要領に基づき、田植えなど農作業体験をさせる学校は多い。だが、算数や体育などの科目と同様に「農業科」の授業を年間通じて市内17の全小学校で行うのは喜多方市だけだ。「いのちと食」「共生と思いやり」「想像力と判断力」を育む試みは15年目を迎え、2万人以上が巣立った。

じいちゃん、ばあちゃん、先生が畑に待っておりまして、孫たち子どもたちに教えておるわけで、今現在102名のおじいちゃんおばあちゃんたちが子どもたちに教えているという形でございます。

「みんなでやる」協働作業。子どもたちは何を学ぶのか――。」ということで作文の

一部が出ておりました。

「本当のぜいたくとは、高級な物を食べるのではなく、自分たちで作った作物を食べること」だと知った児童は、「一生けん命」作物を育て、「命ってすごい」と感動し、「動物や人間も育つということはすばらしい力だ」と記していた。

とありました。算数とか国語はマル・バツでありますけど、農業についてはマル・バツがありません。自分の工夫次第であり、働くことによってその対価が得られる、そういったことを子どもたちが覚えるわけであります。

喜多方の子も多くが将来は首都圏で暮らすでしょう。仕方ないですが、スーパーでキュウリやトマトを見掛けた時、支援員の顔や故郷の景色を思い出すのではないかな。成功も失敗も経験はその子の人生の記憶になる。その積み重ねが郷土愛につながると思うのです

ということであります。いずれにしても、帰還対策としては、そういった思い出がやはり重要になってくると思います。

ぜひとも、また将来的には——小学校のカリキュラムは大変でございますけれども、農業科という、そういったことも含めて、教育長にちょっとカリキュラムも含めて、ちょっと申し上げていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

教育長

ただいま御指摘にありました学校給食や、あるいは食農教育っていうのは、子どもたちにとって大変重要な課題であるというふうに認識しております。

学校給食や食農教育は、これからを担う子どもたちの体と心を育てて、地域の食、農、人材を知ることのできる大切な教育資産であり、子どもたちの和をつくるものであると考えております。

学校給食法でも心身の健全な発達、食に関する正しい理解など、重要な役割を果たすものとして位置づけられておりますし、食農につきましても食の根本である農業の知識や体験も併せて行うものと認識しております。

現在、町内の小中学校では、学校給食、あるいは食農——これは食育プラス農業ですが、通常の授業、あるいは総合学習の中で取り組んでいるとともに、自分たちで野菜を栽培して食べたり、給食センターの見学、生産者との交流体験を通じて農作物の育て方、作り手の気持ちの理解などを学んでおります。

一例を挙げますと、保育園では生産者の方の御理解をいただいてジャガイモ掘り体験をさせていただいております。

小学校では、大体ほぼ毎年、稲作、それは御飯を食べるところまでやりますし、最近では2年生あたりで大豆を作るといったようなこともやっております。

中学生は、これは、やっぱり地域の方の御理解をいただいて成人式のときに飲む焼酎のための芋掘りを体験したりして、いろんなことにチャレンジをしております。

食育ということを学校でいいますと、栄養士が給食の時間に各教室を回っているいろんな話をしたり、あるいは給食便りにいろんな情報を載せたりしながらやっております。

先ほど食育、地産地消との話がありましたので、どれくらいの量を学校の給食で使っているかということについては、この後、ちょっと教育次長からお伝えさせていただきます

ます。

教育次長

現在の学校給食の地元食材の使用度についてお答えさせていただきます。

まず、地元産の定義はいろいろあると思うんですけれども、県内産、上伊那産などの考え方がありますが、ここでは飯島町内のみを地元産としてお答えしたいと思います。

令和元年度の給食会計決算ベースになります。食材等の仕入れの総額は約3,600万円余でございます。このうち地元食材は約400万円余でございます。率的には約11%でございます。

しかし、総額の中には、牛乳ですとか肉、加工品など、町内産としては調達に難しい食材もございますので、これらを控除して米と野菜のみでこの率を見ても約55%でございます。お米は全数を町内産で頂いていることもありますし、当地域の冬はなかなか野菜の収穫は望めませんので、そのことを考えましても地産地消に取り組んでいる成果が出つつある数字だと考えております。

吉川議員

いずれにしても、先ほども言いました学校給食センターができるわけでありまして、さらに地元産を子どもたちに食べさせる、さらに努力アップをぜひともお願いし、また、先ほどの推進体制につきましては、また9月の定例議会で提案をしてみたいと思います。

一般質問3番、最後でございますが、コロナ対策でございます。ワクチン接種の関係でございます。

令和3年5月15日の信濃毎日新聞での記事でございます。県内77市町村のワクチン供給スケジュールの明示を掲げる自治体の一覧表が出ました。当町は県内で最も遅いと思われまして、現場の心理的な負担にもなっていると記事には出ておりましたが、なぜ遅いのか、接種スピードが遅い。競争という形ではありませんけれども、町民の皆様への心理的な安心度合いの問題だというふうに思っております。

飯島町の医療機関で対応しておりますが、医療従事者が7月末までに完了できるまでの確保体制ができていないということですが、本当にそうなのでしょうか。

医療体制の確保が急務と考えますが、町民を安定させるためにも、町長の見解と今後の方針について聞きたいと思っております。

町長

新型コロナウイルスワクチンの接種の確実な実施は、町民の皆様方の期待の大きい事業であると認識しております。

町では、5月15日の土曜日より高齢者へのワクチン接種を開始しております。

高齢者の方への接種終了予定時期につきましては、当初は9月末を予定しました。それが新聞記事に出たことと思っております。

しかし、その後いろいろ検討、態勢を整える中、また国、県の各種の支援をいただく中で、7月末までに完了する予定でございます。

今まで土曜日で接種していた日にちを、臨時の接種日——水曜日になろうかと思っておりますけれども、そういったものを設け、また県の支援の中で、また広域的な接種会場も共有できると、こういうことの中で調整をしてみたいと思っております。決して遅くはありません。順調に進んでおると認識しております。

そこで、1つ飯島町の接種の方法で評価を得ているのは、高齢者から順番に接種日を決めて接種している、予約制ではないというところが、非常に他市町村の方々、もちろん地域の方々からも評価を得ております。電話してもつながらない、年寄りがずっと、じいちゃんばあちゃんが電話かけ続けとつても電話がつながらないと、こういう状況、あるいはインターネット等で申請ができますよといったところで、インターネットなんか使えんよと、こういう状況があちらこちらで発生しておる中で、飯島町は歳の順番にだんだんに日にちを指定して、来て接種していただいておりますと、こういうことについては非常に喜ばれておるところでございます。

7月末までには完了しますので、ぜひ冷静な対応の中で順番にお越しいただければと思います。

また、キャンセルされる方は早めに言っていただければ、キャンセル待ちの方々の方へ無駄にならないようにワクチンを接種していきたいと思っております。

最初の報道の印象が強かったかと思っておりますけれども、現在ではそういうふうではございませんので、どうぞ御安心していただきたいと思っております。

吉川議員

ありがとうございます。

高齢者からやっておりますが、若者もまだだんだん来るわけでありまして、急ぐわけではありませんが、いずれにしても住民の安心を含めて態勢を整えていただきたいと思っております。

ワクチン接種の流れの確認については、今後また広報等で、またひとつ若者も今度始まってまいりますので、ぜひとも分かりやすい方法で、ワクチン接種の流れについてまた行政のほうから流していただきたいと。

それから、1回目の接種の方へ副反応というものがあるのかどうか、あるいは聞き取り調査はどういうふうにするのか、あるいは副反応の方々への今後の管理方法をどうするのか、これもちょっと健康福祉課長のほうへ聞きたいということと、今まで高齢者をやっておりますけど、見えてきた課題とか、そういったものがありましたら、この2つ、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

健康福祉課長

それでは、接種後の副反応等々についての状況でございます。

接種後の反応につきましては、接種をされた方へ接種後の注意事項を記したチラシを配布いたしまして、当日、接種を受けてから、受けた後15分以上は会場のほうで様子を見ていただくようにしております。

副反応自体につきましては、注射した部位の腫れや痛み、それから筋肉痛、関節痛、頭痛、倦怠感、寒気、発熱が症状として起こる可能性がございます。このような症状が出て数日してもよくなる場合は、医師の診察を受けていただくよう御案内をしております。

また、明らかに激しい症状が現れた場合は、町の新型コロナウイルスのワクチンの専用ダイヤル、または県のワクチン接種相談センターへ相談いただくようお願いをしております。

一人一人の健康状態への聞き取りについてはまだ行ってないところでございます。

また、この接種を進めるに当たりましては、基本的には国や県の方針にのっとり進めているところでございます。

進めていく中で難しいなと思っている点については、国を挙げての事業であるんですけども、対応自体は各市町村ごと異なります。また医療機関ごとでも対応が異なっているのが状況でございます。

飯島町は、特に町外のかかりつけ医で受診をされている方が多くございます。そんな方へも案内をさせていただいているんですけども、どうしてもかかりつけ医で接種をしたいという希望がある方についてスムーズな案内がちょっとできにくい、そんな課題が見えてございます。

また、集団接種や個別接種での対応が難しい方への一人一人への対応にちょっと一部課題が見えているところでございます。

議 長
吉川議員

時間です。

まだまだ尽きないわけですが、次回も身近な問題を提起、提案申し上げることにしまして、終わります。

[吉川議員復席]

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。
休憩。

休 憩
再 開

午前11時47分

午後 1時30分

議 長

会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 星野晃伸議員。

[星野議員質問席へ移動]

6番
星野議員

それでは、お願いいたします。

初めに、私は町民の皆様からの税金から報酬を頂き働かせていただいております。なので、町民の皆さんの利益になるために誠実に質問をしていきますので、よろしく願います。

初めに、中国武漢で発生しました新型コロナウイルスが世界中に蔓延し、飯島町の農業、また工業、商業の皆様にもまだまだ爪痕が残っております。

そこで飯島町でも飯島町商工業振興資金というものを立てていただいておりますが、10月頃から元金の返済になるお店も出てまいりました。そこで、何とかその元金返済の時期を少し延ばしていただけないかというような御意見をいただいておりますので、御回答をよろしく願います。

また、飯島町では特に飲食店の皆さんが苦しんでいろいろな経営努力もされておりますが、なかなか元には戻っておりません。さらなる支援をいただけるかどうか、2問の

質問を行います。よろしくお願いいたします。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

飯島町商工業振興資金融資のうち経営安定資金につきましては、令和2年度に限り、コロナ禍での事業者の経営を安定させる目的から融資内容を現行よりも拡充して施行してまいりました。飯島町の融資内容は他自治体と比較をしましても条件がよく、事業者の皆様にも喜んで御利用をいただいております。

御質問の元金返済期限につきましては、据置期間を最大18か月として、今までの12か月よりも半年長い設定とさせていただきました。

コロナによる町内経済の停滞が長期化しており、一部事業者から据置期間の延長を望む声があることも承知しておりますが、安易に期限を延長するだけでは、元金返済を開始したときの月々の返済金額が上昇するばかりか、融資条件の変更により事業者の評価にも悪影響が及ぶ結果となりかねません。

これは国が基本的に定めておまして、返済期限を後へ繰り越したとしても、残りの月数で全額を返済しなければならないというルールでございますので、逆にだんだん月々の負担が高くなる。また、その企業の信用に取りましても、対銀行とのお付き合いの中で、いわゆるそういう評価をされてしましまして企業評価が下がると、こういう現状でございます。

ついでには、据置期間満了時に元金の元払いが開始できない事業所への対応について、借換えが行えるよう制度資金を見直すことを軸に金融機関、信用保証協会と協議し、支援できるよう努めてまいります。

そういったことで、今までのルール上、それはなかなか難しいことでございます。

県の信用保証協会、まずここでの許可を取らなきゃいけないということでございます。飯島町は、地元選出の県会議員の方に状況をお話する中で、すぐ動いていただいて、その担当者とお話をさせていただきました。そういう状況も県内であるだろうということの中で、今後検討していきたいと、いい返事が来るのを待っております。

私たちよりも事業者の皆様はそういったことを心待ちにしているんじゃないかなと思いますけれども、できる限りそんな形になればいいなというふうに思っております。

〔下平町長降壇〕

星野議員

よく分かりました。

取りあえず現在で警戒レベルが3に大分下がってまいりました。特に飯島町の飲食店の皆さんは苦勞していますし、感染予防には皆さん努力しております。ですので、町長の号令で飯島町の職員の皆さんにもぜひ飲食を勧めていただけるよう、よろしくお願いいたします。

2番に参ります。

柏木のグラウンドでございますが、まず安全な避難場所として、そしてまた南信初の人工芝のグラウンドにしたいと、これも2028年長野国体でのグラウンドホッケー第2グラウンドにエントリーして、それを土台にして人工芝のグラウンドを造りたいという

飯島FCさんの要望がありました。

私が考えるに、飯島町だけでなく、南信州全体の子どもたちに夢を与える事業ではないかとも思っております。

まず町長さんが心配されるのは資金面だと思います。

私からの提案ではありますが、企業向けふるさと納税というのが飯島町にはございます。その企業向けふるさと納税というのを利用して各議員が3,000万円集めれば3億6,000万円というお金ができる——これは算数上ですが、でも、それも夢ではございませんので、ぜひそういったことも考えていただければなと思います。

現に、九州の宮崎の企業の社長さんにお電話をしたところ、ああ、そんなことがあるのならまた考えてみたいという御返事もいただいております。まだ日本全国には大変もっている企業の皆さんがいっぱいあります。そういうところにお声をかけて、そういった支援をしていただければなあとと思います。それが飯島町、ひいては南信州の子どもたちに、それからスポーツ関係者の皆さんに光を与えるのではないかと自分は思っております。

ぜひ、これを活用するには、まずプロジェクトチームのようなものを立ち上げないと、2028年が国体ですから2025年ぐらいまでには何とか資金のめどをつけてやっていきたい。コロナ下で優先順位があらうかとは思いますが、まずは、町長も言われる先を見据えた、そういった努力も必要かと思えます。その点いかがでしょうか、プロジェクトチームの立ち上げについて。

町長 柏木運動場につきましては、飯島町総合型スポーツクラブ、飯島フットボールクラブからの提案を以前よりいただいております、検討、協議をしてきております。

町として将来的な再整備の構想を持っております。その方向性は、すばらしい景観を誇る立地を生かした南信地方唯一の人工芝サッカー場として盛んに利用される施設となることを目指すとともに、ソフトボールや区民運動会など、多目的に利用できるようにして、災害等の非常時には避難所や防災拠点として使用できるようにするという構想でございます。

すばらしい御提案をいただきましたし、集金の方法も御提案いただきました。なるほど、ふるさと企業版の納税、これを利用することも可能だと思います。

町として基本的に考えるのは、やはり、この事業はいいことなただけけれども、そのタイミング——タイミングというのは資金繰りのタイミングなんですけれども、大きなきっかけとして国体がある、2028年ですかね。そこで、駒ヶ根市とともにホッケーの大会、駒ヶ根がメイン会場で飯島町がサブ会場だと、こういうことの中で、国体のホッケー大会を駒ヶ根市と協力してと、こういう国体推進部署からお話を頂いております。

しかし、簡単にその準備はできませんよと、お金もありません。もちろんお金があるなんて、どこをつつかれたってお金があるわけじゃないですから、一言も言っておりませんけれども、強力な御支援をいただかないとできないというお話は申し上げておるところでございます。

これが1つのタイミングとなって事業が推進するとなれば、今まで念願の柏木グラウ

ンドがもっとすばらしい設備を備えたグラウンドに生まれ変わるのではないかなあというふうに思っております。

しかし、そういった事業を進めるにも、地域の皆様方、または企業の皆様方の大きな御支援、御協力をいただかないと、あと御理解も、その地域でやるという御理解もいただかないとできないわけでございます。そのためには、役場が先頭に立って旗を振ることも大事ですけれども、地域の皆さんのやはり盛り上がりが一番肝腎なところでございます。

御提案いただきましたプロジェクトチーム、面白いじゃないですかというふうに思っております。

柏木グラウンドの具体的な整備内容については、教育委員会の次長より細部を説明させていただきます。

教育次長 具体的な整備内容を御説明いたします。

まず、運動場のサイズの拡張をはじめまして、人工芝の敷設、夜間照明の新設、フェンスの更新、クラブハウスの新設、また大型車両進入のための道路幅や駐車場の増設など、整備に必要な費用はおおよそ6億7,000万円と現段階では見込んでおるところでございます。

一方で、令和10年、2028年ですが、長野県で開催が計画されている国民スポーツ大会——旧国体でございますが、これにおきまして——町長からも申し上げましたが、駒ヶ根市からの要請を受けましてホッケー競技のサブ会場となることも想定されております。これらが実現すれば、県の補助金などを活用し、令和9年頃までにはホッケー場として仮設の整備をすることになります。

したがいまして、現段階では、国民スポーツ大会の後にサッカーができる多目的運動場に改修することを計画、想定をしているところでございます。

なお、その後の整備に必要な金額、ランニングコストが大変かかりますので、町民の皆様方の合意や機運の醸成が欠かせません。

また、そういった来場者による経済効果、イメージアップ、地域へもたらすよい効果を最大にするための方策を併せて検討していく必要がございます。

今後も広い分野の皆様と検討していきたいと思っております。段階段階でいろんな御意見をいただきながら、計画的に、段階的に進めていくものと考えております。

星野議員 御回答ありがとうございました。

南信の子どもたちの夢のためにもこのスタジアムを成功させていきたいと、私も一生懸命努力いたしますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

続きましてトレーラーハウスのことですが、お手元に資料が行っていると思います。(資料掲示) 本来はこのようなカラーのものなんですけれども、すみません、白黒で皆さんのところには行っております。

飯島町ではトレーラーハウス、伊那のほうではマイクロバスを改造したこのような計画がございまして、伊那市の地域創造課のほうにも行って話を聞いてまいりました。

こういったパンフレットを見たときに、何か飯島町ではトレーラーハウス、トレーラー

ハウスとトレーラーハウスが先走ってしまいまして、どういった内容が飯島町のためにメリットがあるのかとか、どういった内容で使われるのかというようなことを町民の皆さんにまだ納得がいかれていないんじゃないかというようなことを思いまして、このような資料作りもいかなものかと提案をいたします。

それで、トレーラーハウスの私個人の理解ですが、まずはトレーラーハウスを一時的な住まいとして都会の皆さんに使っていただき、仕事や農業の体験をしてもらう施設、そして飯島町を知ってもらい定住につなげるという構想だと思えます。それでよいかどうか。私の思いはそういったものです。

トレーラーハウスの使用に当たってなんですが、最近インターネットで会議をした方にちょっとお話を聞いたところ、昼間の間はまだネット環境がよくてつながる、でも夜になると皆さんが使い始めちゃって画像が乱れたりとかする場面があると思えますので、そのインターネット関係の対策、そして、またトレーラーハウスに来られた方たちと飯島町の町民の皆さんとの接点というものについてお聞かせください。

トレーラーハウスについての御質問でございます。

トレーラーハウスというのは手法の1つでございまして、目的はワーケーションでございます。

都会の方々が、田園回帰、田舎回帰、ふるさと回帰という時の流れの中で、都会で仕事をしながらも、その癒やしを田舎に求める、地方に求める、休息を兼ねて、また仕事ができる、これがワーケーションでございます。

ワーケーションにつきましては、だんだんあちらこちらで、皆様御存じのとおり新聞紙上にワーケーションという言葉が発見できるようになってきたと思えます。私どもは、1年半前からこのワーケーションの準備を進めておるわけでございます。目的は、そういう田園回帰への1つの弾みでもあります。

使用者にとっては、そういう場所を提供される、観光に行ったり、いろいろなことを田舎です。受入れ側、我々は農業体験というものをメインに据えておるわけございまして、農業の新しい価値の創造を狙っております。

いわゆる農業の価値というのは、土から生まれた製品を売ってなんぼという世界なんですけれども、何をじゃあ作って売るかという世界なんですけれども、農地を構う、作物を育てる、そのこと自体、作業自体が今は売りになる時代であると認識しております。これが新しい農業の価値です。もちろん、それから取れる生産物、これは提携の下企業の社員食堂で使ってくればいいんですけれども、そういった需要も掘り起こせます。

いわゆる農業の新しい価値への創造で、今お年寄りが農作業をする力はないけれども、農業技術、知識はあるぞという人材がめためたおる。この人たちに講師になっていただければ、迎えたワーケーションでも、飯島町のプログラムに従っているいろいろの農業の作業について高齢者でもそこへ参画できる、収入になる。こういうお付き合いで生まれたことによる移住者というのは、地域の人たちの知り合いになっている。ぱっと来て、地域の人たちと反りが合わなくて、また帰っていく、これは不幸なことでございます。できるだけ事前にそういう人との交流ができる1つのきっかけでもあります。ワーケー

ションのもたらす効果でございます。

その一部として、宿泊所として5台のトレーラーハウスを設定いたしました。将来的には、これは少ないんじゃないかなと思っていますけれども、飯島町には宿泊施設が幾つもございます。そういうところへのお客さんの分配、あるいは農業泊、農泊を今進めておられる方もおりますけれども、そういった方々への紹介ができます。

要は何かというと、飯島町に来て、3日、あるいは1週間、あるいは1か月滞在したときに、どんなことができますよ——観光地ではないです。中央アルプス、ロープウエーで行って、帰ってきてください、それじゃない。年中四季折々にいろいろのプログラムが提供できる。農業実践のプログラムであったり、地域の文化交流であったり、縄ない、五平餅、そば打ち、また地域の身近なところにある自然、与田切川、中田切川、傘山、千人塚、いろいろな自然体験ができる。そういったことを組み合わせるといろいろのメニューができる。これを総称して提案するのが飯島流ワーケーションの意味なんです。独特なものができると思います。

このことについては、農水省の支援をしっかりといただこうと思っています。東京の農水省の農村振興局の農村政策部の都市農村交流課に飯島町の職員を2年間の予定で派遣させていただきました。まさしく、このワーケーション、全国のワーケーションを推進する大本、本城でございます。そこへ派遣することの情報の豊かさ、プラスアルファの可能性、何をかいわんやでございます。

また、さらに作った農産物を、あるいは都市の企業と提携する中で飯島町に来ていただく、そのつなぎ役として、飯島町は2～3年前から食農連携機構——これは農林中金の下部組織なんですけれども、地方の農業と都市の企業を結ぶ、その仕事をやっておるところでございますけれども、その食農連携機構にも1名、飯島町の職員が外向しております。これによって都市の企業と地域の農村がつながれるラインができると思います。

そういうことで、着実に布石を打ってきておるわけでございます。これは一気にできません。1年半、2年かけて、そういった情報交換しながら、ぜひ頼むという話をする中で理解していただき、それが実現しておるわけでございます。

また、トレーラーハウスのよさは、あれはペアガラスで、冬でも物すごく暖かいんです。冷房機もついています。何よりも、ここの場所が駄目だったら移動できるんです。そういう可能性があります。

さらに、この事業自体が次の展開を迎えたときにトレーラーハウスが要らなくなったときには、また誰にでも売れるんです。どこへでも持っていけるんです。普通の建物だったら取り壊さなきゃいけない。取り壊すにも金がかかる。

いろいろのことを考えると、あのトレーラーハウスに広がる空間、これは非常に興味深い空間だと思います。そんなことのよさも売りながら、トレーラーハウスというのはこの事業の一部ではございますけれども、大きな目標に向かった中での飯島流ワーケーションを推進してまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

星野議員

取りあえず飯島流ワーケーションが一目で分かるようなパンフレット作りもお願いしたいと思います。

続きまして、町長、非常に耳が痛いことかもしれませんが、少しお聞きください。

昨年、企業誘致に失敗しました。なぜ飯島町の土地開発公社の土地の売却に当たってその企業の方に自治会の皆さんが謝罪に行ったのか、ちょっと疑問に残りました。

町民の皆さんの多くの意見には、町長が頭を下げれば済んだんじゃないのという意見もございます。

また、町長の公約は民間感覚であります。この民間感覚というものをひも解いてみますと、やはり企業の立場になって、企業イコールお客様の立場になって、やっぱり準備を進めたり気配りをして飯島町に来てもらうという準備をする、そういった少しの町長の愛と優しさが役場の窓口にも伝染するものと私は思います。そういったことの努力一つ一つが企業誘致、また人口増に結びつくとは私は考えております。

さらに、町長は伊南でも行政歴が長くなってまいりました。今や伊南のリーダーシップを取らなければならない首長として、ますます持ち前の発想力と行動力を生かしていただかなければなりません。

現在は、単身モンゴルに渡って戦った日々と違い、すばらしい職員や、またすばらしい議員も味方におりますので、ラグビーでいうなら背番号の10番、スタンドの司令塔であります。ラグビーというスポーツは、自己を犠牲にしてボールを生かす。まさに町長に必要な姿勢ではないかと私は思います。ぜひ、自分自身の少しの犠牲を払い、ボールを生かし、町民の皆さんを前に推し進める町政のリードをお願いしたいと思います。

そしてまた、私のアイデアとして、飯島町には有能な建設業の皆さんがいらっしゃいます。その建設業の皆さんにも御協力をいただき、民間と行政の一体化した企業誘致チーム、そういうものをつくってはいかががかと思います。

そして、飯島にはふるさと大使という肩書を渡してある皆さんがいらっしゃいます。そのふるさと大使の皆さんにも年に1度ぐらいはお集まりをいただき、情報をいただき、意見をいただくことも私からの提案といたします。

御回答、いかがでしょう。

町長

企業誘致の御質問でございます。

企業誘致には、いろいろな条件、クリアしなければならないことがございます。企業が望む適切な土地選択、地権者の土地売却への同意、迎え入れる地元住民の気持ち、農地転用の許可、それらがクリアされて、同意書、契約締結という運びになります。

しかし、この契約が締結されてからも建設に関わる内容についての地元との調整、話し合い、さらには、それをうまくパスして創業してからも、地域の方々との意見交換、いろいろのお話が出てくると思います。それを企業は調整していかなければならない。もちろん町も間に立って調整役を務めていくところでございます。こういうことが理解、納得して、初めて契約が実行できるということになります。

町長が謝ればというお話を今されたと思いますけれども、何について謝るんでしょうか。

企業を迎える、お客さんを迎える。これも1つの反面です。町長の仕事です。

しかし、地元の人たちの意見を調整していく。当然、不平不満は出ます。その中で企業側とどういうふうに関わり合いをつけていくか。企業誘致でもう10年前にやっている大企業、世界に向けて商品を販売している大企業でさえも、今も常に地域の方々との調整が欠かせないんです。これは、当然そういった問題が出てきて、それを解決しながら物事を進めていく。これは日本中どこでも当たり前の話です。そういうことを御理解いただいて事業が進められていくというふうに認識しております。

私は、企業側も大事ですし、町民の皆様の御意見も大事です。これを調整する中で、行政というのが2つの立場をうまく調整しながら進めていく。大事なものは、お互いが理解し合うということに尽きます。残念ながら、今回は途中でそれがうまくいかなかったというふうに認識しております。

私が頭を下げれば、すぐにはいよという、そういった企業の判断ではないと思います。企業にとっては一生の場所を指定、選定し、大きなお金を投資するわけですから、私が頭を下げなかったから、その投資をしなかった、次も展開をしなかったという最終的な根拠の判断にはなっていないと。

もう一度言いますが、企業側も住民側も大事でございます。これが私の立場でございます。

また、今後、常にそういった企業誘致の話を仕掛けております。先ほどの質問の中でもあったと——これからあるのかな、ちょっと一緒に、ごったになってはいますが、常に5つから7つぐらいのそういったお話はあります。それを、そういったことでいろいろ調整しながら進めているわけなんですけれども、だんだんにお話は来ております。そういったものをうまくやっていきたい。

また、いろいろの角度から御意見をいただき、都市との情報交換は議員のおっしゃるとおり大事なことでございます。そんなような機会ができれば、やっていきたいというふうに思っておるところでございます。

星野議員

ありがとうございました。

今の発言の中に、飯島町の企業の皆さんとの連携をした企業誘致の対策づくりのチームみたいなものというお考えも、また参考にしていただければなあと思います。

町長の御努力はよく分かりました。

最後に、私の祖母がよく私に言ってくれた言葉を一言。「実るほどこうべを垂れる稲穂かな」という言葉がございます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

〔星野議員復席〕

議長

10番 伊藤秀明議員。

〔伊藤議員質問席へ移動〕

10番

伊藤議員

それでは質問を行いたいと思います。

これからの10年間は、今まで以上に世の中が変化し、スピードも速まると思います。

飯島町も大事な10年です。これからの10年を見据えて第6次総を計画したと思います。SDGsも2030年を目標にしております。

そこで、1番目の質問をいたします。「第6次総合計画について」

1-1、第6次総合計画の位置づけは飯島町最上位の計画とあります。その重要な計画の見直しはどのようにするかをお伺いいたします。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

この4月からの飯島町第6次総合計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10か年計画となっております。

近年の経済活動や社会情勢の変化、各種関連計画の整合性を踏まえまして、緊急を要する場合を除き、3年ごとを目安に見直しの必要性を確認することとしております。

〔下平町長降壇〕

伊藤議員

3年ごとの見直し、緊急性がある場合を除いて3年ごとに計画を見直すということがありますが、今の時代のスピード、変化で3年というスパンはちょっと長いんじゃないのかなあ。もう1年ごとにどんどん世の中が変わってまいります。これを3年というスパンじゃなくて、もう少し短いスパンで計画の見直しをしたらどうかなあと、私はそう思います。

1-2に行きます。

計画は実行することが大事であります。進捗率、達成度はどの周期でどのように表記するのか。

また、表記というか、表現できない場合、例えば何々を推進するとか、何々を充実する、何々を実施とあります。このような項目についてはどうやって達成度を検証するのか、誰がするのかをお伺いします。

企画政策課長

お答えを申し上げます。

第6次総合計画の進捗管理につきましては、現在、具体的な方法を構築しているところではございますけれども、事業レビューシートというシート——仮称ですが、これを製作しまして、PDCAサイクル、これを徹底する取組を通じて、より効率的、効果的な行政の実現を目指してまいりますとともに、町の行政の透明性を高めていくように考えているところでございます。

また、事業目的を達成する目標指標、これにつきましては効果検証に極めて重要でございます。

事業の性格等によりましては、定量的な目標設定が困難な場合、事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標を設定しまして、効果検証を年1回行っていく予定でございます。前年度に実施されました事業につきまして、執行実績を踏まえて事業の効率性や有効性の観点から自ら点検を行います。これを内部評価といいますけれども、自ら点検を行いまして、その点検結果を実施計画や次年度予算に反映をしていくことを考えております。

さらに、外部評価についてを計画しております。外部評価は、基本構想審議会の

皆さんにお願いするように現在考えております。その後、議会等の皆さんのほうへも報告をしてまいるということで考えているところでございます。

伊藤議員

見直しは大事なことでありますので、しっかり見直して、駄目だったらよい方向へ進めていただきたいと思います。

次に2番に移ります。

1961年、昭和36年6月、伊那谷に大災害をもたらした三六災害から今年で60年になります。今でも鮮明にあのときの与田切川の濁流の音を思い出します。非常に怖い思いをいたしました。

飯島町の防災関係の資料によりますと、土砂災害警戒区域は84か所、またその中の特別警戒区域は67か所、山腹崩壊危険民家262軒、急傾斜地警戒区域内の民家64軒、急傾斜地内の特別警戒区域内の民家17軒とあります。この数を見ると非常に危険なところがたくさんあります。その中でも特別警戒区域は大事な区域であります。

近年、ゲリラ豪雨、予測不可能な災害が起きております。飯島町でもいつ災害が起きるか分からない。土砂崩れ、河川、堤の氾濫、こういうものの対策はどうなっているのでしょうか。また、どのくらい進んでいるのかをお尋ねします。

第5次総合計画の満足度調査で河川整備の取組は、令和2年36.6%であります。これを見ると、いかに河川整備が住民の皆さんは満足していないんだなということが分かります。

以上お尋ねします。

町長

当町は、中央アルプスを中心に急峻な地形と脆弱な地質構造の中でありまして、百間ナギをはじめ多数の崩壊地を有しており、大雨が降ると大量の土砂を流出し、過去、幾多の災害を引き起こしてまいりました。

このような中、当町では、災害を防止、軽減するための対策といたしまして防災工事に取り組んでおりますが、町では手に負えない大規模な土砂崩れや土石流対策は国及び県にお力添えをいただき、砂防事業や治山事業、河川の氾濫対策工事を実施していただいております。

国でも砂防事業を強力に推進しておりまして、特に1級河川、中田切川及び与田切川につきましても、両河川とも上流域から中流域までの整備を既に終え、今後は両河川とも下流域の整備を進めていく状況となっております。

また、県でも七久保高遠原地籍の矢の沢川及び高遠入沢川砂防事業を進めておりまして、矢の沢川は、今年度、整備を終えまして、高遠入沢におきましては今年度から工事着工するということになっております。

防災対策は永遠の課題であります。町としましては、今後とも町民の財産と生命を災害から守るため、危険箇所の調査、把握をして、地域住民への周知とともに、国や県とも連携し防災対策に取り組んでまいります。

伊藤議員

災害は人命に関わる大変なことであります。緊急性の高いところから工事を早めに進めていただきたいと思いますことを望みます。

2-2に行きます。

住民、町職員、議会と、多くの方が防災知識、防災関連資格の取得、そういうものが
必要になってくると思いますが、町の考えを伺います。

総務課長 伊藤議員さんの御提案のとおり、行政はもとより、住民の皆さんお一人お一人がふだ
んから防災に対する意識を高めることにより、多くの知識を得ることが安全・安心なま
ちづくりにつながるというふうに考えております。

町では、今年度改定を予定しています飯島町総合ハザードマップですとか防災のしお
りの活用、それから町の広報紙やCATV行政番組による意識の向上、各自主防災会主
催の防災研修会への講師派遣、町出前講座への対応などを通じまして、引き続き防災意
識の向上と知識の取得を進めてまいりたいと考えております。

また、防災関連資格の取得につきましては、防災士資格取得支援補助金の運用を行っ
ております。現在、町内には13名の防災士がいらっしゃいます。新たな資格取得に対し
まして今後も継続して支援を行ってまいります。

そのほかにも、自主防災アドバイザーや自主防災組織リーダーについても引き続き推
進をしてまいりたいというふうに思っております。

伊藤議員 ぜひ、そういう啓蒙をよろしくお願いいたしたいと思えます。

特に気象面の知識、これから余計に大事になってくると思えます。それも加えて防災
知識、気象知識の普及をお願いしたいと思えます。

2-3に行きます。

陣嶺館、私、去年初めて陣嶺館を見学しました。まず感じたのが、耐震補強工事は終
わっているのだろうか、もし終わっていないのなら、いつするのか。この前、見学した
ときに大変貴重な資料があるのが分かりました。特に土器、貴重な大きな土器が展示し
てありました。それを見たときにすぐ頭に浮かんだのが、この貴重な飯島の財産の土器
が地震で落っこってばらばらになっちゃったらどうするんだろうと思って心配しました
が、陣嶺館の補強対策とか移転の計画等あるのか、ちょっとお尋ねいたします。

教育長 文化財施設につきまして御指摘いただきまして、大変ありがとうございます。

飯島町の陣嶺館であります、鉄筋コンクリート造りの2階建てであります。建造さ
れたのは昭和48年の建設ですので、間もなく建設から50年経過をいたします。

耐震工事についてお尋ねがありましたけれども、耐震補強工事は行っておりません。

もう50年経っていますので、本体、躯体の耐用年数を考えますと、これから補強工事を
することがよい選択かどうかということは大変悩ましいところであります。

現在展示してあります御指摘の縄文土器であります、大きな揺れが来ても基本的
には倒れないような補強っていうんですかね、防御装置をしてあります。巨大地震が来れ
ば、ちょっと話はまた別ですけれども、ある程度の揺れには対応できるようになってお
ります。

陣嶺館、いずれ耐用年数が来るものですから、その後どうするかということにつつま
しては、これは本当の例えですけれども、例えば学校の空き教室を利用するとか、その
ほかに適切な場所があるかどうかというようなことを現在様々な観点で長期的に考えて
いきたいというふうに思っております。

伊藤議員 土器には耐震してあるということで、少し安心しました。

あの部屋の隣に、民族っていうか、昔の道具、工具、貴重な展示物がいっぱいありました。あれは、ちょっと狭過ぎて、せっかく貴重な展示物がじっくり見られないっていうか、もっとやっぱ広いところで、明るいところで住民の方に広く見てもらうという考えの上で、新しく陣嶺館を建て直して、大事な飯島の文化でありますので、早めの対策をお願いしたいと思います。

3番に移ります。

3-1、今、家庭ではトイレは洋式がほとんどだと思います。学校のトイレは和式と洋式と2種類あります。それで、今の時代、もうどこの家庭も洋式なんで、学校ももう洋式にすべきだと思います。

中には和式で嫌だからトイレに行ったことがないという子ども等がいるということも聞いたことがあります。それも大変なことなので、洋式化を早めにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長 お答えいたします。

飯島町立小中学校は、飯島小学校につきましては昭和60年、七久保小学校につきましては昭和55年、中学校につきましては昭和54年に建築をされました。当時の設計基準によりまして当初は和式の設計になっておりましたが、その後の大規模改修、耐震化などの際に当時の基準に合わせて洋式化を進めてきたところでございます。現在の小中学校の洋式トイレの割合は、洋式が約6割となっております。

令和2年度にも飯島小学校体育館のトイレの洋式化を行ったところでございます。今後もコロナ下の中で衛生基準等を考慮いたしまして洋式化を進めてまいります。

伊藤議員 速やかに洋式化を進めていただきたいと思います。

3-2、学校にあります水道蛇口はひねる形になっておりますが、今のコロナの時代におきまして、それでは菌がついてしまう。今、非接触型の水道というものが普及しております。これならば菌がうつることもないし、衛生的にも非常に安全だと思います。

もし非接触型の水道に変えているのならば、どのくらい進んでいて、いつ頃終わるのかお尋ねいたします。

教育次長 自動水栓化につきましては、昨年度から実施を始めておるところでございます。

まず、学校施設の確認した中での水道蛇口の総数でございますが613か所でございます。そのうち図工室ですとか理科室など、どうしても出しっ放しで使わないといけないところもございますので、そういったところを除き、学校生活に必要な水栓、これを336か所選定いたしました。その中で、さらに必須と考えられるトイレや教室、手洗いに多く使う73か所を、昨年度、自動水栓化しているところでございます。

進捗率といたしましては、単純に割れば22%自動化となりますけれども、この336か所は同時に使うわけではございませんし、全てに必要なわけではございません。今年度より手動と自動の水栓の並行運用が始まったところでありまして、さらに整理を進めて、必要に応じて追加を検討してまいります。

なお、いつ終わるかっていうことにつきましては、今後の検討ということでございま

伊藤議員 すので、よろしくお願いいたします。

3-3に移ります。

教室には、今、普通の蛍光灯が使っています。しょっちゅう、これ、蛍光管が切れて、毎日っていうのはちょっとオーバーですが、しょっちゅう取替えをしております。それで、ランニングコスト等を考えればLEDがよいと思います。

また、ちかちかしたところの下で学習するのは目にもよくないし、教育環境にもよくないなあと思います。

それで、学校の教室のLED化に対してはどのように考えているか、お伺いいたします。

教育次長 御質問のとおり、電気代を比較すれば、蛍光灯に関する電気代はLED化することで約半額に抑えられます。また、取替えの頻度も少なくなりますので、蛍光灯のLED化は検討しているところでございます。

また、学校体育館につきましては、平成29年度の耐震化工事の際に、併せて照明のLED化を行いました。

校舎のほうですが、試算を行いますと、3校をLED化で約4,000万円かかります。これによります年間の電気量削減額が年間70万円との試算となりました。

今後も費用対効果を考慮し、有利な補助金、ほかの工事と併せた経費の削減などを検討し、計画的に進めていく考えでございます。

伊藤議員 ぜひLED化の推進をよろしくお願いいたします。

3-4、前からも質問があったと思いますが、飯島保育園、その駐車場が狭くて路上駐車をしているような光景が見られるということでもあります。その後、飯島保育園の駐車場計画、拡幅のほうはどのようになっているか、お伺いいたします。

教育次長 飯島保育園の駐車場の拡幅計画ということでございます。

これにつきましては、様々な案を検討いたしました。

まず、その結果、工期や金銭的な面も考慮し、まずは駐車場の区画線を引き直しまして駐車台数を増やすことを3月末に実施し、新たに4台分のスペースを確保いたしまして、合計で30台の駐車場といたしました。これによりまして、現時点では若干ではございますが降園時の渋滞が緩和されたと園より確認をしております。

しかしながら、降園時の渋滞等が完全になくなったわけではない現状でございます。そこで、駐車場確保に向けて、現在、用地の調整を行っておるところでございます。今後、実施計画や農地法の手続きを行い、できるだけ早い時期に形になるように進めてまいります。

伊藤議員 なるべく早く駐車場ができることをお願いいたします。

4-1、与田切川、与田切橋のところには歩道ができました。北側は今工事を進めて開通すると思いますが、南側の七久保、計画はあると思いますが、あれではせっかく造った歩道が生かされない、七久保まで行けるようになって初めて歩道の効果があると思います。あの歩道を造れば利用者も多くなるのかなとは思いますが。

私が考えていることですが、今度、プールをB&Gでやるということをお伺いしましたが、

不可能かも知れないですが、準備体操を兼ねて歩道を走るなり歩くなりしていくのも1つの方法かなあなんていうことを思いますけれども、七久保側の歩道はいつ着工で、いつ完成かを伺います。

建設水道課長　それではお答えいたします。

　広域農道の歩道工事ではありますが、現在、県営農道整備事業で長野県が事業主体になって行っていております。

　先ほど、前段、伊藤議員もおっしゃられておりましたけれども、飯島側ではありますが、今、豊岡地籍で約200メートルの歩道工事を行っております。こちらにつきましては、今年の9月に完成ということでお聞きしております。

　また、御質問の与田切橋の歩道橋から七久保側でありますけれども、こちらにつきましては全長で550メートルでございます。事業主体であります長野県のほうに確認したところ、今月発注をいたしまして、来年3月には完成ということでお聞きしております。

　これに伴いまして、柏木の信号機から、現在、役場の西側、ちょうど山久線との交差点までが来年の4月には供用できるということでございます。

　町といたしましては、県のほうには、今後、計画どおり供用できるように話を進めてまいります。

伊藤議員　そうしますと、来年の4月には工事完了で通れるようになるということでしょうか。

建設水道課長　県のほうからはそういう形で聞いておりますので、町としましては遅れのないように県と協議をしてみたいと思います。

伊藤議員　ぜひ県との協議を速やかにしていただいて、来年の4月には開通して歩行者が安心して通れるというような状況にしていきたいと思っております。

　以上です。

〔伊藤議員復席〕

議　長　ここで休憩を取ります。再開時刻は午後3時ちょうどといたします。

　休憩。

休　憩　午後2時39分

再　開　午後2時59分

議　長　会議を再開します。

　一般質問を続けます。

　9番　坂井活広議員。

〔坂井議員質問席へ移動〕

9番
坂井議員　それでは、坂井のほうからお聞きします。

　すみません。まず最初に飯島町の議会運営基準の第6章2節第3項に質問形式は一問一答とするというふうに書かれているので、事前にお送りした通告書は一問一答になっ

ていないと思いますので、短く切ってお聞きしますので、その旨、心がけてお答えいただければと思います。

それでは始めさせていただきます。

まず最初に、令和2年度新成人に対する成人式が正式に中止となりました。この成人式が中止となった経緯についてお答えください。

〔澤井教育長登壇〕

教育長

それでは、坂井議員の御質問にお答えいたします。

飯島町の成人式は、町や地域の皆さんが20歳を迎えた皆さんをお祝いする会という面と、成人を迎えた皆様方が成人式実行委員会を組織し自らの力で式典を運営、その後のアトラクションや同級会等を企画、運営してきております。中学、高校を卒業してからその学年の皆さんが集まる最初の機会となるとともに、その後、40歳の同窓会や還暦の会を開催する際の基礎をつくる場でもあります。

飯島町では、2度目の成人式、あるいは還暦会、古希の会くらいまでは、どの学年も実行委員会をつくって自分たちで企画、運営をしていると。これは我々にとっては当たり前ですが、ほかの市町村から見たら貴重な飯島町の文化だというふうに思っています。

そこで、飯島町では毎年このようなスタイルで実行委員会の決定を尊重しながら成人式を行ってまいりました。

本年、初めて成人式が行えないという状態になったわけでありまして。経緯を説明ということですので、時間を追って教育次長より説明を申し上げます。

〔澤井教育長降壇〕

教育次長

経緯について御説明をいたします。

令和2年5月に成人者の有志からなる第1回成人式実行委員会を開催し、このコロナ禍の中、例年どおり8月に行うか協議をいたしました。出された意見では、成人式で感染が起きれば同級生、家族、地域の人に迷惑、心配をかける、8月には帰省できない仲間もいるなどの意見から、令和3年1月へ延期をこの時点で決定いたしました。このとき、首都圏を含みます8都道府県では緊急事態宣言の解除にはまだ至っていない時期でございます。

令和2年10月、令和3年1月の成人式に向けた実行委員会を開催し、接触等の心配のある催事は中止して、同級会は対策を講じた上、短時間で行うことを確認いたしました。このとき、国ではGo Toトラベルなどのキャンペーンが行われ、経済活動の回復を図っていた頃になります。

11月に1月の成人式通知発送後に上伊那でも感染レベルが上昇をいたしまして、12月3日、実行委員会の協議の結果、令和3年1月の式は再延期とし、5月または8月で実施との旨で通知をいたしました。

令和3年3月の第4回目となります実行委員会では、事前に同級生に意見などを聞いていただき、その意見を参考に正式に5月に成人式を決めました。その上で開催通知を発送いたしました。その中で、安心して成人式ができるよう、町が費用負担をするPC

R検査を受けた上で参加する旨を通知いたしました。このときは、検査を行うことで5月こそ実施できると考えていた次第でございます。

4月20日、3回目の緊急事態宣言が発出見込みとの報道がございまして、緊急で実行委員会の協議を行っていただき、その結果、延期ではなく中止と決まり、翌日、町としても中止を決定いたしました。

経緯は以上となります。

坂井議員 今年の4月に実行委員のほうから今回はもう延期ではなくて中止にするというふうな連絡があったということなので、翌日に正式に中止にしたということなんですけれども、実行委員からその旨の通知を受けたときに町側はどのような対応をしたんでしょうか。具体的には、実行委員会側に再考を促さなかったのかどうかということをお答えください。

教育次長 この決定の最後ですけれども、5月ができなかったら8月もということで以前から協議をしてきたところなんです。4月20日の決定の際にもこのことを実行委員会のほうへ提示をしましたけれども、望まないとの意見でございました。

実行委員の皆さんは、2度の成人式を企画して2度とも実施できなかったこと、また1年にも及ぶ実行委員会で委員の皆様はちょっと疲れてしまった、疲弊してしまったということでございます。この状態で、コロナが終息していない状況で3回目を考えることは難しいという印象がかなりありました。

また、成人者は多くの方が大学4年生になろうかと思えます。就職活動ですとか、卒業年度に当たることから参加を見送ることが予想されました。こういったことも含めまして、延期としなかった理由でございます。

坂井議員 そうすると、町から8月に実施したりとか再延期したりしないかというふうな提示はしたけれども、実行委員のほうからそういったことはもう考えていないというふうな回答だったという理解でよろしいですか。

教育次長 そのとおりでございます。

坂井議員 令和2年度の成人式の対象者が81名なんですけれども、同規模の人数の自治体として阿智村がありまして、阿智村の人数が80人です。この阿智村なんですけれども、今年の5月に成人式を、規模を縮小した形で実施しています。そのことに対する町側の御意見をお願いします。

教育次長 1-3の御質問でよろしいでしょうか。(坂井議員「はい」)

阿智村での成人式は、5月3日に2020年度と2021年度の2学年の成人式が時間を分けて式典と記念撮影が行われ、例年の祝宴については行われなかったと聞いております。

飯島の成人式実行委員会のみんなが行いたい成人式は、式典の後の同窓会にございます。ゴールデンウィーク中の県内の感染レベルが高く、県からも自粛要請が出ている中で大人数の同級会やクラス会の開催は難しかったこと、また成人者の多くが進学などで生活している大都市圏に発出された緊急事態宣言下では、PCR検査を行ったとしても移動による感染リスクが非常に高い状況にあり、帰省はできないことなどを考慮し、中止となりました。

そういったことで、式典を行った自治体もありましたけれども、今回の成人式の中止はやむを得なかったと考えております。

坂井議員 1—4の質問です。今後、代替イベント開催の可能性というのはありますか。お答えください。

教育次長 そうはいつでも、今後のことについては実行委員会を近日中に開催する予定でおりますので、その中で今後のイベント等は検討していく予定でおります。

あわせて、成人者が小中学生の頃に栽培した芋から造ったお酒——焼酎ですけれども、それを現在、教育委員会でお預かりしていますので、そういったものの配布ですとか、メッセージが発信できないかとか、そういったことを考えてまいりたいと考えております。

坂井議員 代替イベント開催の可能性があるというか、検討中ということで、私はその点について大変安心をしました。

私、半年前にこちらに帰ってきたんですけども、やはり学生時代の思い出とか、そういった友人関係とか思い出がたくさんあったんでこちらに帰ってきたという経緯があります。なので、やはり若いときの思い出というのは本当に大事なものだと思っておりますので、先ほども町長が若い人に帰ってきてもらうことを目指すというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひ代替イベントのことについては前向きに御検討いただければと思います。

では、次の質問に移ります。

現在、飯島の町内には総合スーパーがゼロ、食料品の専門スーパーは2店舗、ドラッグストア——これは薬局とは異なるいわゆる薬以外も売っているもの、ドラッグストアはゼロ店舗です。

その上で、県の平成30年度長野県商圈調査結果によりますと、飯島町の全品目平均の地元滞留率——この地元滞留率というのは居住する市町村で買物をしている世帯の数、世帯の割合をいいます。この地元滞留率というのが、平成5年度——今から28年前、地元滞留率の平成5年度が41%でありました。それに対して、25年後の平成30年度——今から3年前、平成30年度の地元滞留率——地元で買物をする割合、これが3.5%です。私はこれを壊滅的な減少率と考えておまして、もう暗たんたる気持ちになっているんですけども、これに対する町側の見解をお願いします。

町長 私の一番懸念している滞留率のお話でございます。

飯島町の地元滞留率が大きく減少したのが平成21年度調査であります、4.3%。この原因は、コスモ21の撤退の影響を強く受けており、以降、低い水準で推移しております。

町の生活基盤であります医療・教育・買物環境の整備は、どれが欠けても町の魅力の欠如と認識しておまして、飯島町の地元滞留率が3.5%にとどまることは、非常に残念なところでございます。

御質問の長野県商圈調査は、3年に1度、中学2年生の子を持つ親を対象にアンケートを行うものでございます。

町では、令和元年度、独自調査として様々な年代における町内1,000世帯を抽出しま

して商圈調査を実施いたしました。結果として、高齢者世帯を中心に町内スーパーマーケットを利用する傾向が高く、地元滞留率はそれで押し上げてまして9.0%でありました。しかし、それでも1桁。

これらのことから、地元滞留率や消費を刺激するためのくらし復興券発行事業や改修費補助などにより町内の既存商業施設の支援を行うとともに、新たな商業施設の誘致を進め町内で買物できる環境をより充実させていくことは、生活基盤を整える上で非常に重要だと考えております。

坂井議員 そのことに関連しまして2—2の質問に移ります。

スーパーマーケット等の商業施設誘致に関しまして、平成22年9月の定例会での倉田議員の一般質問に対する町側の回答、平成23年12月定例会での堀内議員の一般質問に対する町側の回答、平成24年9月定例会での竹沢議員の一般質問に対する町側の回答、同宮下議員の一般質問に対する回答、令和元年6月定例会での本多議員の一般質問に対する回答、これについて、町はいずれも誘致活動を行っているという旨の回答をしています。

しかしながら、先ほど私が述べたように結果が出ておりません。このことに対する理由の説明をお願いします。

町 長 報われない努力もあるものでございます。

工場誘致でしたら、まず景観がよくて、ちゃんとした土地が確保できて、働く人がおつてと、こういう立地条件、商業の場合にはプラス商圈が重要です。それぞれの会社のマーケティング戦略によって、どこまでを商圈にし、立地をどこにするか、これはその企業の生命線であります。

駒ヶ根市、宮田村、飯島町、中川、そして松川、我が社はマーケット戦略上、どこまでをテリトリーにして、どこへお店を建てるかということになってくると、飯島町ははざまになる。駒ヶ根の商圈プラス飯島の商圈という考え方になるんです。そういったことで、じゃあお店を建てるなら駒ヶ根がよかろう、宮田のお客さんも取れるじゃないか。伊那のお客さんは取れない——失礼しました。取っているお店もあるかもしれません。

そういったことで、町に1つずつお店は欲しいです。この土地を提供するから来てって言いたいんです。言ってみても、企業は続けることが企業なんです。毎年毎年の売上げがちゃんとできるか、建物の改修ができるか、従業員の給料が払えるか。商業施設はボランティア施設ではありません。しっかりそこで利潤を上げなきゃいけないということにおいて、立地の場所はぐっと縮まります。

そういった難しい戦略の中で、いろいろな方と過去にお話ししてきておりますけれども、相手方の商売のやり方等も十分分かるわけでございます。

しかし、ここへ来て飯島ぐらいの町の単位の商圈でいいよという業種があります。いろいろと言うと、今お話ししていると迷惑がかかりますから、こういったのは本当に秘密のうちに言われるんです。そういう可能性は——今後の以降の質問に出てきますけれども、常に幾つか玉を持っております。ああ、実現していきたいなあ。私も滞留率を2桁、十数%に上げたい。中川でさえ滞留率が15%、宮田が17~18%あるんですね。飯島

町にもう一つ見守っておるのがうんと来てくれればよくなると、人も増えると思っておるところでございます。

坂井議員 今、町長の話でも少し出ましたけれども、2—3の質問に移ります。

これまで町が行ってきた誘致活動の経緯及び誘致活動の際に接触したスーパーマーケットやドラッグストアの経営者——これは関係者でも構わないですけれども、数というのをお答えください。これまでのというのはちょっと具体的ではないんですけれども、数年でも10年でも構いませんので、お答えをお願いします。

町長 私の性格ですから、顔を見るたびにそういう話は持ちかけております。直接商売している人に限らず、チェーン展開を請け負っている建設会社、これがまた大事なんですね。そういったことの中で、これは、常に話題は欠かせません。

幾つかということは今指折り数えると、常に毎年5つから7つぐらいは、工業も含めて、そういったお話はさせていただいております。

坂井議員 誘致活動を行ってきていて、毎年5つか7つぐらいは声をかけているということなんですけれども、誘致活動の際に、先ほど町長は立地が非常に重要だというふうにおっしゃったかと思うんですけれども、誘致活動の際に相手方に提示している条件、こういったものがありましたら教えてください。

町長 新規出店の場合には——後ほど担当の課長からお話し申し上げますけれども、町側の支援策がございます。

課長さん、答弁できますか。お願いします。

産業振興課長 立地につきましては、幾つかの立地に対しての補助金等もございますので、工場、また商店によって、ぜひまた御相談いただきたいと思います。

坂井議員 すみません。ちょっと今の回答がよく分からなかったんですけれども、具体的にどういった条件を相手方に提示しているのかという質問です。お願いします。

町長 ここで何千万円支援していますって言って、そうじゃなかった場合には大変なことになりますので、また後ほど数字を明確にしてお話をさせていただきたいと思います。

坂井議員 では、2—3の最後の質問です。

現在行っている具体的な誘致活動の内容及び今後の検討課題についてお答えください。

町長 具体的な話は、なかなかしづらいです。幾つかのお話をしております。場所も言えません。相手方の企業の戦略上、そのぐらい微妙なことでございますので、御勘弁いただきたいと思います。

坂井議員 場所が言えないってということで、それはそれなりの理由があるんだろうというふう思うんですけれども、やっぱり地権者をまとめるっていうのがすごく大事だというふうには私は思っておりまして、それは町としても関わっているんでしょうか、それとも民間の不動産会社に基本的に任せているという方針なんでしょうか。どちらなんでしょうか。

町長 土地の確保がまず必要になりますから、それを農振除外するという、そういった場面が必ず出てくるはずですよ。そういったときには、当然、町も関係してきます。

坂井議員 そうすると、今のお答えですと農振除外のときぐらいしか関わっていないというふう聞こえるんですけれども、そういった理解でよろしいんでしょうか。

町 長 関わり方は、どのことを関わっているかということが分からないとはっきりお答えはできないんですけども、最終的には——お店、スーパーマーケットとか、そういう商業施設ですよね。その立地を決定するにおいて企業側の希望の土地というのを指定されてきますので、それに沿って地主等との折衝を、役場、あるいは不動産、あるいは建設会社等、うまく話ができる方々に進めていただいておりますと、こういうことです。

坂井議員 じゃあ、この点に関しては最後の質問ですけども、そうすると、折衝に町が関わることもあるというふうな理解でよろしいでしょうか。

町 長 もちろんあります。自腹でその社長と私も飲んだり食事をしたりすることは幾つかあります。

坂井議員 では、2—4の質問です。

町 長 伊南バイパスが全線開通しまして3年半程度が経過しているんですけども、バイパスにスーパーマーケットやドラッグストアなどの日用品を購入するための店舗というは出店が全くないんですけども、このことに対して町側の考える原因をお答えください。

町 長 それでは、2—4の質問と理解してよろしいでしょうか。(坂井議員「はい」)

伊南バイパス沿線には、一部日用品を販売している道の駅田切の里が平成29年度に開業しました。年間20万人の来場者があり、その南北にコンビニエンスストアやガソリンスタンドが開業しております。七久保の道の駅花の里いいじまの周辺も道の駅出店後に施設が徐々に広がってきており、今後の伊南バイパス沿線にも期待を持っているところでございます。

これまで企業とお話をしていると、伊南バイパスよりも広域農道沿線の商業施設を検討されることが多く——いろいろありますけど、車の流れや近隣自治体の商業施設との商圏の重なりなどを考慮されていると思っております。

あわせて、インターネット販売の普及や伊南バイパスの全線開通により駒ヶ根市への移動時間が短縮されたことによりまして移動購買車が高齢者宅を中心に営業を行っているなどの背景を受け、商業施設の新規出店については企業側の判断も厳しくなっているところもあります。

このような買物環境におきまして、住民アンケートなどからもスーパーマーケットの新規出店を望む声があることは承知しておりますので、行政として、住民の町内で買物をしたいという気持ちを大切に、商業施設の出店を先ほど申しますようにひそかに温めて進めておるところでございます。

坂井議員 そうすると、伊南バイパスの新規出店に対して町側が拒否しているとか、後ろ向きであるとか、そういったことではないという理解でよろしいでしょうか。

町 長 おっしゃるとおりでございます。

坂井議員 では、次の「自治会について」御質問させていただきます。

令和元年度の第6次総合計画策定のためのアンケート調査報告書6ページによりますと、「自治会には92%が加入している。」一方「若い世代で自治会への加入率が低い傾向が見られる。」とされています。

まず前提をお聞きしますけれども、自治体加入ガイド記載のとおり、町としては自治

会加入率を上げるという方針で間違いないでしょうか。

副町長 町の方針といたしまして自治会加入を上げていくという方針に間違いはございません。

坂井議員 では、3-2に移ります。

平成28年の2月に飯島町企画政策課まちづくり推進室が作成した飯島町自治組織アンケート調査の2・3ページによりますと、自治会への加入金が一番低い自治会で5,000円、一番高い自治会で6万円とされ、年会費も一番低い自治会でゼロ円、一番高い自治会で6万2,500円とされておりまして、自治会によって年会費や入会費が極めて幅広く点在しております。また、月例会の開催頻度などの活動内容も異なるというふうにされております。

そうすると、一体どこの自治会がどうなっているんだということが私は気になってしまいうんですけれども、自治会ごとの加入金や年会費及び活動内容を公表しなかった理由についてお教えてください。

地域創造課長 町では、同様の調査は何回か実施しております。アンケートの実施は町内におけます協働のまちづくりの推進と地域コミュニティの活性化に向け自治組織の現状等を把握して今後の行政施策等に生かすことを目的として行いました。

アンケート調査をお願いするに当たりまして、結果の取扱い、これでございますが、今後の行政施策等に生かすこと、それから各自治組織の代表者に結果を送付すること、それからその際に自治会の組織名は掲載しないこと、また集金についての項目につきましては町に転入される方々から問合せがあった場合に目安としてお伝えすること、以上のことをお願いとして記載しましてアンケート調査を実施しております。

したがって、集計結果は自治組織の代表者宛てにはお知らせしてございますが、町民の皆さんへの細かな公表は行わなかったということでございます。

坂井議員 公表しないという条件というか、前提で調査したというふうに私は理解しているんですけれども、公表しないということを条件とするに至った経緯をお答えください。

地域創造課長 先ほども申し上げましたが、アンケートは住民への公表を目的として行った調査ではないということでございます。

また、自治会によってはアンケート調査依頼の際に自治会ごとの細かい情報の開示は控えてほしいという要望があったのも事実でございます。

自治組織の代表者の方へはアンケート結果をお送りしましたので、これを参考に他の自治組織との比較をして見直しを行ったという組織もございました。

自治組織の活動や決め事については、それぞれの事情や環境の違いなどがございまして、組織自らが決定し運営されております。町としましては、その運営を尊重してまいりたいと考えております。

坂井議員 先ほどお答えで、アンケートを行った目的が現状把握であるということで、公表が目的ではないということで、その上で行政施策に生かすということが目的であるというふうにお答えされたと思うんですけれども、現在どのように生かされていますでしょうか。

地域創造課長 このアンケート調査を基に、行政として、1つは負担軽減につながることはないかと

坂井議員	<p>いうことで、そちらのほうの改革、これをやったことが1つございます。</p> <p>では、3—4の質問に移ります。</p>
	<p>先ほど私がお話しした飯島町自治組織アンケート調査の第6ページでは、運営について困っていることの第1位が「構成員の高齢化」であるとされ、全自治会の82%がそのように回答をしています。</p> <p>その上で、自治会の高齢化や負担に関して平成28年3月定例会での中村議員の一般質問に対する町側の回答、平成29年3月定例会での坂本議員の一般質問に対する町側の回答、令和元年12月定例会での折山議員の一般質問に対する町側の回答において、町は、いずれも見直したい旨、回答していますけれども、具体的にどのような見直しを行ってききましたか。お答えください。</p>
地域創造課長	<p>自治会の負担軽減については、行政が関係する取組については、これは行政が改革しなければなりません。ただし、自治会独自の活動については自治会自らが負担軽減を進めていただけるものというふうに思っております。したがって、この2つの方法があるのではないかと思います。</p> <p>具体的な見直しが行われた事項としましては、自治会が自主的に見直しを行ったものとして、町からのアンケート調査を参考にしまして自治会費の引き下げをした、それから自治会内の行事を見直した、それから副自治会長と会計を兼務し役員数を減らした、区へ選出する役員構成の見直しや自治会の合併等の研究を始めた、こんなようなことがありました。</p> <p>一方、町はどのような改革をしてきたかといいますと、出席をお願いする会議の開催の回数の削減、また会議そのものの廃止、それから提出書類の簡素化、配布物の削減、それから参加を同じくする別の会議の開催を同じ日に開催するといった見直しを行ってまいりました。</p>
坂井議員	<p>すみません。ちょっと個人的な話で恐縮なんですけれども、新任議員研修が先日ありまして、そこで——自治会がごみステーションを置いていると思うんですけれども、自治会に入らなくてごみが捨てられない人が新たにごみステーションを設置したいと言ったらどうするんですかというふうにお聞きしたところ、設置基準っていうのがないというふうなお答えだったんですけれども、今後、設置基準っていうのを策定する予定っていうのはありますか。</p>
住民税務課長	<p>現在、町内には170か所のごみ収集所がございまして、そのうち151か所を自治会の皆さんに管理をお願いしておりまして、19か所がアパートや企業等による個別管理となっております。</p> <p>収集所の設置、移転及び廃止につきましては、これまで特に設置基準を設けずに、自治会の皆さんなどからの御要望を受け、自治会の御意向を極力尊重して対応をさせていただいてきたところでございます。</p> <p>今後の設置基準の策定につきましては、今のところ予定はいたしておりませんが、もろもろの課題を踏まえ、現状の把握と研究を進めていく必要があるというふうにご考えております。</p>

坂井議員 設置基準はなく、予定もないということなんですけれども、一般廃棄物は町が収集責任を負っておりますので、もし自治会に入らなくて、それで協力費という名目での支払いもなくごみステーションを使えないっていう人が出てきて、それで、その方がごみステーションを新たに設置しろと言ったときに正直もめるんじゃないかなというふうに私、すごく心配しておりますので、設置基準を策定したほうがいいのかというふうに私は強く思います。

では、すみません、最後の質問をいたします。4番ですね。

役場職員の有給の取得率なんですけれども、役場職員の課別の有給取得率についてお答えください。

総務課長 それでは、役場職員の課別の有給取得率ということでお答えさせていただきます。

前年度繰越分を含めました日数に対する取得率で令和2年分の数字でお答えをさせていただきます。

まず総務課ですが 15.26%、企画政策課 9.09%、住民税務課 21.26%、健康福祉課 17.75%、産業振興課 19.09%、建設水道課 23.75%、地域創造課 11.06%、会計課 15.30%、議会事務局 17.30%、教育委員会事務局 10.10%、保育園が 10.70%でございます。役場全体では 15.81%となっております。

なお、数字は正規職員のみで、会計年度任用職員につきましては年休付与の時期が異なっておりますので、含んでおりませんので、御承知おきください。

坂井議員 今お答えいただいて、どの課も正直すごく低いなあというのが率直な感想ではあるんですけれども、何か思い当たる原因とか、そういったものはありますか。

総務課長 職員それぞれの職場で業務を行っていただいているわけですが、業務が忙しい部分でなかなか休みが取れない状況があるのではないかとこのように思っております。

坂井議員 以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

[坂井議員復席]

議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)

お疲れさまでした。

散会 午後3時44分

令和3年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年6月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質問順氏名	質問事項
宮脇寛行	1 第6次総合計画の見える化を 2 環境循環ライフ構想の進捗状況と10年後の数値目標は
三浦寿美子	1 新型コロナ対策の強化について 2 選挙の投票率低下について
坂本紀子	1 新型コロナ対策の影響をしっかりと把握しているのか また対応は進んだか 2 今後の営業部をどうするつもりか 3 コロナ禍で制約の多いお助隊事業をどう進めるのか
浜田稔	1 コロナ禍の町内経済への影響と対策を問う 2 県の新型コロナ感染対策は、町で効果を挙げているか 3 コロナ禍で顕在化した不要な町事業の見直しと、町がかかわる自治会負担の軽減を求めるが

○出席議員（12名）

1番	浜田 稔	2番	久保島 巖
3番	片桐 剛	4番	吉川 順平
5番	坂本 紀子	6番	星野 晃伸
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	坂井 活広	10番	伊藤 秀明
11番	宮脇 寛行	12番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫</p>
<p>飯島町選挙管理委員会 委員長 藤井 康富</p>	<p>飯島町選挙管理委員会事務局長 （総務課長兼）</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年6月8日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 なお、本日の一般質問につきまして、飯島町選挙管理委員会 藤井康富委員長に御出席をいただきました。 藤井委員長には、御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 11番 宮脇寛行議員。 〔宮脇議員質問席へ移動〕
11番 宮脇議員	私は、第6次総合計画に反対するものではなく、多くの住民に理解いただくことで多くの方に協力をいただくことができ、結果として大きな成果と達成感で第6次総合計画をやってよかったなあと皆で喜び合うことができ、次の世代に引き継ぐことができると考えていることにより、幾つかの質問をいたします。 それでは質問事項に入ります。 質問事項1「第6次総合計画の見える化を」。 1-1、第6次総合計画は、たしか2年前、各地区の地域づくり委員会を中心に町のあるべき姿を確立するための課題を話し合い、将来像を実現するための実行手段を皆で考えたことを思い出します。 以降、コロナ下のため多く検討することなく過ぎてまいりましたが、昨年末、田切区としても、地元の取組である飯島流ワーケーションについて行政からの説明がなく、うわさだけが聞こえてくる状況であり、行政に確認し、今年の2月末に町職員と田切農産社長の紫芝さんの説明を受け、その折、幾つかの質問が出されたが、ほとんど紫芝さんが説明していたことに対し少し疑問を感じたのを覚えております。 また、区内の自治会長に第6次総合計画について理解しているか確認しましたが、1冊の冊子を1部頂いておりますが、まだ全てを確認していない、コロナ下でもあり自治会内には伝えていないという状況でありました。 今回、改めて第6次総合計画を確認いたしました。将来の飯島町の姿、計画の趣旨、分野別基本施策、プロジェクトによる取組等、きめ細かく丁寧に出来上がっており、確

実に実行することができれば 10 年後には自信を持って次の世代に引き継げる飯島町になっていると思います。

住民がどのようにこの施策に関わっていくのかが届かない状況でこの大きな施策を進めても、協力が得られず、行政が何かやっているなあで終わってしまうと心配しております。

町長の熱い思いを自らの声で住民に伝え、細部については担当課長やプロジェクトリーダーから説明することにより、顔も見え、理解が進むと考えられます。今からでも遅くはないと思います。コロナ禍で大変な状況ではありますが、何とか住民と課題を共有し、成果を上げることを希望しますが、このことについてのお考えをお聞きます。

〔下平町長登壇〕

町 長

おはようございます。

お答えいたします。

まずは、議員が 6 次総合計画に御理解、御支援をいただいておりますのをまず表明をいただきまして、大変感謝するところでございます。その熱意に応えるように、飯島町もしっかりと説明をしなければならないなと思っておるところでございます。

飯島町第 6 次総合計画の周知、説明につきましては、本来であれば自治会ごと説明会を開催するよう計画していたところでも、新型コロナウイルス感染予防対策の観点から、12 月～3 月に希望する自治会を対象に行ったところでございます。

このほか、広報紙や有線テレビ放送、ホームページ、パブリックコメント制度等、各種媒体を活用しながら周知をいたしました。具体的には、4 月に広報紙で、また 5 月に有線テレビ放送において計画の説明をまいりました。

町としても町民の皆様への説明が不十分であると認識しております。まずは、新型コロナウイルス感染状況等を踏まえながら、地区ごとの懇談会を予定しているところでございます。

4 区の区会の代表がお集まりになる理事会というのがございます。4 月から新しい理事の皆さんに入れ替わったわけなんですけれども、2 月か 3 月でしたか、行きまして、各区で町長がお話したいと、語りたいたと、ぜひそういう場面を設けてほしい、区ごとに回ります、誰でもいいからこの件に興味のある人が来ていただければ私が自ら説明しますので、また役場の関係の職員も連れていくので、そういう機会をつくってほしいと、こういうお願いを申し上げましたけれども、残念ながら、コロナ下においてそういう集いを差し控えようと、こういうことの中でストップしておるわけでございます。

いろいろ飯島町の事業が、それぞれの自治会、区の方々もいろいろの会がストップしておるわけでございます。全面的にコロナのせいだといえれば楽なんですけれども、しかし、そういうことではなくて、やろうという思いはございます。ぜひ、みんなで説明させていただいて、また循環ライフ構想プロジェクト等も肝煎りの部分をしっかりとお話し上げたい、私の口からお話し上げたいというふうに思っているところでございます。ぜひ、それを実現していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほど、お願いいたします。

宮脇議員	<p>〔下平町長降壇〕</p> <p>それでは、2つ目でございます。</p>
	<p>第6次総合計画は、内容を確認してみますと、基本構想、基本計画から目標指標、目標数値と明確に計画されておりますが、中に何件か基本構想が目標値と思われるもの、また目標値が分かりにくいものが散見されます。中から幾つかを確認します。</p> <p>初めに、第6次総合計画の32ページでございますが、「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健体制」では「妊娠前から子育て期の相談体制を充実させ、母子の心と体の健康を守り、保護者が安心して育児ができる様、切れ目のない支援を実施します。」とありますが、基準値と目標値、これが同じであります。これはどういうことかお尋ねいたします。</p>
企画政策課長	<p>お答えいたします。</p> <p>飯島町第6次総合計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層からなっております。当町が目指しますまちづくりの基本を示しているところでございます。</p> <p>各施策の進捗管理を客観的に行えるようにするために、それぞれの施策に関連する統計指標等を用いて目標値を設定しているところでございます。</p> <p>個別の内容につきましては、担当課長よりお答えいたします。</p>
健康福祉課長	<p>それでは、健康福祉課から議員御質問の項目についてお答えいたします。</p> <p>議員御質問の項目につきましては、第6次総の中での健康福祉部門で掲げる「誰もが健康で居場所と出番があり 共に支え合える地域づくり」、こちらのほうを進める具体的な施策の中の「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健体制」、こちらの施策の目標指標として掲げている3点についての御質問でございます。</p> <p>このうち新生児訪問の実施率、3歳児健診の受診率、こちらのほうは100%実施をしておりますので、引き続き目標値に100%の実施を掲げるものでございます。</p> <p>この中で虫歯のない3歳児の割合、こちらについてでございますが、乳幼児期は基本的な歯科保健習慣を身につける大事な時期でございます。国においては虫歯のない3歳児の割合の目標を80%以上としております。町では平成30年度の割合が91%ございました。こちらを基準値としているところでございますが、この割合が比較的高い割合でございますので、この割合を維持していきたいものを目標とするものでございます。</p> <p>以上です。</p>
宮脇議員	<p>大筋で分かりました。現状維持、10年後もその目標を進めていくというお考えだということですね。</p>
健康福祉課長	<p>こちらでお示した虫歯のない3歳児の割合については、この高い水準を維持したい考えでございます。</p>
宮脇議員	<p>それでは、2つ目の質問に移ります。</p> <p>同じく2つ目に、「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健体制」というのがあるわけですが、「妊娠前から子育て期の相談体制を充実させ、母子の心と体の健康を守り、保護者が安心して育児ができる様、切れ目のない支援を実施します。」と、同じく冊子では32ページであります。これもやはり基準値と目標値が同じであるわけですが、</p>

健康福祉課長 これについてもお答え願います。

健康福祉課長 ただいま説明申し上げました「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健体制」については、ただいま説明申し上げたとおりでございます。

宮協議員 それでは、次のことを確認します。

健康福祉課長 「いつでも安心な地域医療体制づくり」では「いつでも安心して必要な医療福祉を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。」とありますけれども、やはり基準値と目標値が同じということは、やはり同じ回答が返ってくるのでしょうか。

健康福祉課長 「いつでも安心な地域医療体制づくり」でございますけれども、町内の医療機関数、こちらにつきましては、現在、医科が4、歯科が4施設ございます。今後、医療機関の閉院も考えられる中、現在の施設数の維持を目標とするものでございます。

宮協議員 それでは、次の質問を行います。

宮協議員 36 ページ「将来を見据えた農地の有効利用」では「力強く持続可能な農業の実現に向けて、優良な農地を確保するとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の有効利用を図ります。」とありますが、目標指標が意向調査の実施数で目標値が300となっております。これは調査をすれば目標を達成という内容なんのでしょうか。お尋ねいたします。

産業振興課長 将来を見据えた農地の有効利用の施策の目標として意向調査の実施数300でございますが、農地利用の将来的な道筋を明確にするためには農地所有者の意向を確実に把握することが必要と考えております。そこで、農地を貸し付けたいなどの意向を1筆ごと把握し地図化することを計画しています。農業委員会や地区営農組合、町内4地区の担い手法人など、関係機関がこれを共有することで農地集積に向けた話合いや新たに農業を始めたいなどのマッチングにも有効活用をすることを含めて目標としております。

宮協議員 今のお答えですと、10年間これを続けて集積をする、調査することが目的っていうふうに見えてしまうわけですが、その先にあるものをやはり目標値として入れていただくことが重要だと私は考えますが、お考えはいかがでしょうか。

産業振興課長 この調査につきましては、10年同じような形でやっていくということではなく、おおむね2～3年を1つの目安にしながら行ってまいります。農家数で言いますと今600～700戸ほどになりますけれども、特に75歳以上の農家、これが約300戸ほどあります。これからの農業の継続、そういった面においては、こういった状況把握をして次の展開を図っていきたい、そのまず第一段階として、これをまず目標としております。

宮協議員 大筋で理解できます。私ももうじき70という歳になりますので、対象者の一人かなあと、そんなふうに思っておりますけれども、3年ごとレビューしていくということを町長からお聞きしておりますので、どうか1歩2歩進んだ形でレビューをしながら次に進めていただきたいなあと希望します。

宮協議員 次の質問に入ります。

宮協議員 「地域資源を生かした農業の展開」では「付加価値が高く新しい時代に対応する作物の研究と、ふたつのアルプスの恵みがもたらす地域資源と自然環境を守る農業の取り組みにより、個性ある産地づくりと町農業のイメージアップを目指します。」とあります。

目標指標が畦畔管理指針の作成ということで、目標値1となっております。これは、将来像、それから基本構想とは違う目標値ではないのかなあと思われますが、その件についてお答え願います。

産業振興課長

「地域資源を生かした農業の展開」の施策の部分ですが、畦畔管理指針の作成数値を目標としたことにつきましては、基本構想、基本計画、また具体施策にありますミヤマシジミとコマツナギを保全する畦畔管理などに資する目標として提案しております。これまでの畦畔管理の指針がない状況から、様々な課題を議論し、地域との合意形成を図った上で1つの指針としてまとめていきたいという意味で掲げさせていただきました。

宮脇議員

今のお答えでございますけれども、確かに畦畔管理の基準、全くないと思います。

他地区から見えられた方は、飯島町の畦畔はすばらしいと、全てが野芝になっているように短く管理されているところが多くて、ぜひ自分の地域でもこんなふうな畦畔になればいいなあという人がおりましたけれども、一方では、今のミヤマシジミだとか、ソバの受精の関係、こちらについてはある程度草丈を伸ばさないと生育がうまくいかないというようなことも聞いております。

そういう中で、この2つの相反したものを1つにするということは、結構、年配の方たちは3週間に一遍ぐらいは畦畔の草刈りをしている、少ない人で年に2回3回となると、全然違う畦畔ができてしまうわけで、これにある方向性をつけて動いていくということは大変だと思います。そのことが飯島町の農業のイメージアップにつながる、そういうことにどうやって結びつくのかなあという、そんな思いがありますけれども、ぜひそんな方向につながるよう進めていってもらえればということをお願いして、次の質問に入ります。

次に、「新しいワークスタイルの推進と起業支援」では「企業の雇用形態や就労形態の多様化による、新しい働き方への需要に対応していくため、時代とニーズに合わせた新しいワークスタイルを研究し推進します。」とあります。やはりこれも目標指標では基準値と目標値が同じであり、これはやはり10年後も現状維持ということで進めるという内容なのか、お答え願います。

産業振興課長

「新しいワークスタイルの推進と起業支援」でございますが、基準値と目標値が同じではないかという御質問でございますが、目標値の2とは10年後にも2という意味ではございません。これは、令和3年度以降、毎年度2件以上の起業を目標に起業支援を行っていききたいというもので、現状維持というより増やしていきたいと、そういった目標でございますので、御理解賜りたいと思います。

宮脇議員

予想どおりの回答が返ってきました。ありがとうございます。

次に質問事項の2番「環境循環ライフ構想の進捗状況と10年後の数字目標は」についてお尋ねいたします。

初めに2-1として、アグリイノベーション2030事業は地元の農家の健全経営を推進する取組ではなく企業農業を推進する取組に思えるが、実態はどのようなことを考えているのかお尋ねします。

町長

アグリイノベーション 2030、20代30代の若者による農業改革という意味でございます。

このアグリイノベーション 2030をはじめ、水力発電、バイオマス発電、飯島流ワーケーションに取り組む環境循環ライフ構想実現のため、この4月に地域創造課内に環境循環ライフ構想推進室を設置いたしました。

また、農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農泊推進室、ここへ職員を1人2年間派遣し、一般社団法人日本食農連携機構へ4月から職員を1人派遣しております。

そういったことで、環境循環ライフ構想の着実な推進に向けての体制を整えたところでございます。

昨年は、この構想につきましては町長の構想であるということの中で町長が主にお答えをしておりますけれども、この4月からは推進室をつくりましたので、専門に町長に代わって熱弁を振るう人間を配置しましたので、御期待いただきたいなあというふうに思います。

この後の本格的に取り組んでいくその方法につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

地域創造課長

それでは、お答えさせていただきます。

アグリイノベーション 2030は、多様な農業ビジネスの展開によりまして20代30代の若者の就農が経済的に安定しながら夢と希望を描いていける産業をつくり出すことと考えております。そのため、企業農業、これだけを推進することではございません。

ただし、廃熱や先端技術を活用し生産性を向上させる高度施設園芸、このような場合は、より多くの初期投資が必要となります。ランニングコストも高いという一面がございますので、工業型の農業であれば収益性の確保が比較的容易であるという部分もございます。

当町の農業振興では多様な担い手の育成を目指しておりまして、アグリイノベーション 2030もその取組の中の1つでございます。それぞれの向きに合った農業施策を展開してまいりたいと思っております。

宮協議員

回答ありがとうございます。

今日の某新聞に載っていたんですが、廃熱を利用したバナナの事業っていうのが載っております。何年か後には5,000万円の売上げっていうようなことがちょっと載っておりますけれども、廃熱利用っていうことで、一方で起業に対する支援っていうのも非常に重要だというふうに思っておりますので、それについてもぜひ進めていただきたいと思います。

ちょっと違う方向での質問になりますが、2-2としまして、私としては本題の飯島流ワーケーション事業についての確認をしてきます。

飯島流ワーケーション事業っていうのは、昨日の町長の御説明を聞いていても、やはり都市部の企業と人材を対象としている取組かなあというのがちょっと強めに感じられたわけです。

そんな中で、トレーラーハウスでの滞在というようなこともありました。ごみ、雑排水などの処理に関してどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

地域創造課長 都市部との交流のことも今御質問にありましたので、その点からお答えさせていただきます。

飯島流ワーケーションにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策もごございますので、当面は都市部の企業の従業員の皆さんを対象として農、自然、食などの体験をしていただくことを想定しております。現在のところ、企業向けの農業体験を通じて、その企業と地元のつながりの中で農作業に定期的に来ていただける関係性が構築できればというふうに考えております。多くの農家の皆様にも関わりを持っていただき、町全体の取組となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、トレーラーハウスのごみと雑排水処理についてですが、ごみにつきましては、ワーケーション事業を行う組織の責任において事業用のごみとして処理していく方法を考えております。また、雑排水につきましては、トレーラーハウス5棟それぞれに合併浄化槽を設置して、処理をして排水していきたいという計画でござひます。

宮協議員 考え方につきましては理解できましたが、今の雑排水の件ですけれども、浄化槽を通して恐らく用水へ流すんじゃないかなあと推測してはいますが、それはそれで間違ひないでしょうか。

地域創造課長 町内、合併浄化槽、いっぱい入っております。公共、農集ができない地域は合併浄化槽と。環境基準に合ひました管理をきちんとしてした上で用水に流すと、常に流れている水路でないとういふ雑排水を流せないとういふふうに聞いておりますので、その辺、環境にも配慮して設置をしてまいりたいと思ひております。

宮協議員 用水というのひ、我々の大分世代が違ひ先輩の方たちが非常に苦勞して管理して現在に至つておるわけです。

下流のほうでは、少しこの頃、青い、何ていうのかな、泡ん泥つて分かりますか、そんなようなものが用水に少し流れてきて、何か有機物がこの頃流れ出しているんじゃないのかなあつて心配している声も何件か聞きました。人によっては、水に少し泡粒状のものが浮いて流れていても、あれ、どっかで洗濯の水を流しておるのかなあとか、そんな話も地元では何件か聞いております。

そういう意味で、田切の場合は用水組合つていうのひがありまして、その組合が基本的に管理しているということもありますが、用水に流すときに各地区の用水組合への今の意向はお伝えしてあるかどうかお尋ねします。

地域創造課長 用水組合のほうにういふ排水を流すとういふことを言つてあるとういふふうには、私は認識しておりません。まだこれからではないかなと思ひております。

工事につきましても、まだ農振除外の許可が下りてきませんので、これからになります。

先般お答えさせていただきましたが、トレーラーハウスが出来上がつてくるのが秋口ということでござひますので、ちよつとまだ時間でござひます。組合のほうにもしっかりと説明してまいりたいと思ひております。

宮脇議員 きめ細かい対応をお願いしたいということをお願いしまして、次の質問に入ってまいります。

私は兼業農家でありました。地元の農家を大切にすることが最も重要と考えております。高齢化があり、農業から手を放してしまう、農地を売却してしまう、こういう事例もあります。地元の農家を支援するということをどのように考えているのか、特に飯島流ワーケーションとはつながりがあるかと思うわけですが、このことについてお聞きいたします。

地域創造課長 ワーケーション事業に関係する地元農家の支援という観点でお答えさせていただきたいと思います。

ワーケーション事業におけます地元農家支援としましては、農業体験のコーディネートを行う際に兼業農家の皆さんに働きかけ対応していただくことで、収入の確保、また労力の援助、こういったことにもつなげていければなあというふうに考えております。

宮脇議員 ぜひ地元の農家っていうのもしっかり大事にさせていただいて、両方がきちっと事をなしていきける、そんなように進めていっていただきたいなあ、そんなふうに思っています。

それから、次の質問に入りますが、定住促進っていうことを第6次総合計画の中でもプロジェクトで取り組むと、こういうことで伺っておりますが、その定住促進というためにUターンっていうのを促進する取組が私は重要と考えております。

町長の先ほどのお話の中でアグライノベーション2030では、20代30代の若い活力ある方に何とか飯島町に来ていただいて農業を継承していってもらおうということに取り組んでいきたいというお話があったわけですが、1つにはそれも重要な取組だと思っておりますけれども、ぜひUターン者っていうのを促進してもらいたいなあと思っているわけです。

Uターンする方には、やはり家族っていうのがあるかと思えます。お父さんが飯島に戻ってきたんで、将来、私も学校を出たら飯島で就職を考えようかなあというようなことも出てくる可能性があるんじゃないかなあ、そんなふうに思っているわけですが、それは、将来の町の人員減を抑える、そういうことにもつながるんじゃないかなあと思うわけですが、Uターン促進ということにつきましてどのように考えておられるかお聞きしたいと思えます。

地域創造課長 ワーケーションに関係することの前に、地域創造課は定住促進室の抱えておりまして、そういう観点からもちょっとお話しさせていただくと、議員おっしゃられたUターン、これは力を入れて対応していくべきことかなあというふうに考えております。UJ、昨日の一般質問にもございましたが、飯島町で育った子どもたちがこの地に戻って、ここで地域コミュニティーをまた引き継いでいく、これは町が進めていく大事な施策の1つであり、いろいろな形で帰ってきていただくことを考えてまいりたいというふうに思っております。

あと、ワーケーションの関係でございますが、今回の循環ライフ構想の中では、特に農業が活性化し若手就農者の受皿が増えることで、Uターンが人口増の一因になるので

	<p>はというふうを考えております。</p> <p>Uターンを促進する施策につきましては、若者、特に学生に戻って来てもらうためには働き口がなければならないというふうによく言われます。就職に対する支援も行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、家族での移住、これにつきましては住宅対策も必要ではないかというふうを考えておりますので、その支援策についても研究してまいりたいと思います。</p> <p>いずれにしましても、町外に転出された方々がUターンをする際に課題となることは一体何か、これを把握する必要がある、この課題をクリアするような施策を検討していきたいというふうを考えております。</p>
宮協議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>大変前向きな取組を考えておられるということで、ぜひ進めてもらいたいなあと思っております。</p> <p>最後の質問に近づいてきましたが、私は、地元の農家が兼業で企業に勤めながら新しい農業を学び、農業で経済的に自立することが担い手の確保と飯島町の活性化につながると考えております。</p>
地域創造課長	<p>兼業農家を支援する施策はどのような取組を考えていますか。お聞きします。</p> <p>農業は、農産物を生産し販売、集積を上げる産業ということでございますが、飯島流ワーケーションでは、農作業を体験してみたいという人へ教えること、また本格的に農業経営をやりたいという人へ指導することも新しい農業の形ではないかというふうに捉えております。このような取組は、農業知識は豊富ですが農作業はちょっとつらくなつたなあという高齢の農家の皆さんや平日は会社に勤め休日など所有する農地を管理している兼業農家の方々への新たな農業の手法として広げていければと考えているところでございます。</p>
宮協議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後の質問ということでお願いしたいわけですが、今、アグリイノベーション 2030 事業、それから飯島流ワーケーション事業について特に突っ込んでお聞きしたわけですが、この2つの事業の10年後の数値目標、目標値って数値で示すのが一番分かりやすいかなあと思っているわけですが、非常に難しいことではないかなあと思っていますが、この10年後の数値目標がありましたらお答え願います。</p>
地域創造課長	<p>アグリイノベーション 2030、それから飯島流ワーケーション、ともに今現在いろいろな形で、どんな形で行うか詰めをしている最中でございます。先ほど申し上げましたとおり推進室を4月につくりましたので、これから具体的な数値目標も必要であればつくっていかねばいけないと思いますので、検討させていただきます。</p>
宮協議員	<p>目的達成ということに対して、やはり施策が目的にならないように、ぜひ取組として3年ごとのレビューをしっかりとさせていただくことをお願いして、私の一般質問を終了いたします。</p>
議 長	<p>〔宮協議員復席〕</p> <p>ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。</p>

休憩再開
午前9時56分
午前9時58分

議長
会議を再開します。
一般質問を続けます。
7番 三浦寿美子議員。
〔三浦議員質問席へ移動〕

7番
三浦議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。
最初に「新型コロナ対策の強化について」ということで質問をいたします。
新型コロナウイルス感染症は、依然収まる気配がなく、地方に広がりつつあるということで、私、この通告をいたしましたときに大変ピークであったと思います。提出時の状況はありましたが、現在は感染者が減少している状況が起きております。
しかし、このまま状況が収まるとも思えません。留意をしていただいて、質問をお聞きください。

現在、東京、大阪、兵庫、京都、福岡、愛知、北海道、岡山、広島、沖縄と10都道府県に5月連休を見据えて出された緊急事態宣言は6月20日まで延長がされております。大阪、沖縄などの感染者を受入れ切れない病床など、深刻な状況や入院できずに亡くなる人が増えているとの報道もあり、国内に深刻な医療崩壊が起きていることを痛切に感じるこの頃です。

さらに、変異型のコロナウイルス、英国型、インド型の広がり心配される中、先だつては神戸で新たな変異型の感染者が見つかったという報道もあります。

深刻な事態が全国に広がらないよう、国には速やかで実効性のある対策を講じてほしいものと感じております。

さて、県内でも感染の拡大傾向が続いており、上伊那地域の新型コロナ感染拡大は著しいものがありました。今は落ち着いてきておりますけれども、予断を許さないと考えております。

上伊那では、検査結果から変異型が多いと報道もされております。濃厚接触者とされる人が無症状でも、PCR検査によって陽性となった人もいると報告をされております。

伊南、駒ヶ根、宮田でも感染者が発生し、つくし園が休園になるなど、身近な問題となってきました。

飯島町は以前から国、県の方針に従うとの答弁でありましたが、県と町とどのようなやり取りが行われてきたのかお聞きをしたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町長
お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について、町ではこれまで一貫して国や県の方針に沿って対応をまいりました。

県と町とのやり取りにつきましては、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置についての情報をはじめ、感染症陽性者のプレスリリースや感染警戒レベル、医療アラートに関する情報、県対策本部会で検討、決定された対処方針や感染拡大防止のためその取組方針等に関する情報など、日常的に情報共有を行いまして、それらの内容について疑義や細部確認を要する事項がある場合は、その都度、個別照会を行い、一体的な取組が進むよう進めてまいりました。

こうしたやり取りを経て、飯島町新型コロナウイルス感染症対策本部では、情報共有された内容について感染状況を踏まえて協議を行い、町の感染症対策への反映、職員間の共通認識の確保、町民の皆様への情報提供や注意喚起等を実施しておるところでございます。

〔下平町長降壇〕

三浦議員 日々見ております県の情報は市町村別の感染者の人数と感染者の年齢ぐらいで、感染経路などはよく分かっておりません。

濃厚接触者のPCR検査の結果、無症状感染者が判明しております。実際に感染を広げた保菌者がどちらだったのでしょうかと首をかしげてしまうこともあります。

家庭内での感染が増えております。マスク、手洗い、ソーシャルディスタンスを守っていれば安全とも言えないようにも思えるこの頃です。

当然のように皆さんが行っていること以外に、県からPCR検査の実施などについて具体的な対策の指示はなかったのか、その点についてお聞きをいたします。

総務課長 県からの具体的なPCR検査についての指導ということですが、そういったことは特にございません。

三浦議員 5月の31日に県知事が発表している内容の中に医療提供体制の強化、また積極的に戦略的な検査の実施、変異株に対する監視体制の強化、県民の皆様への協力の依頼というような内容が含まれておまして、これについて承知をしておられるのか、おられないのか、お聞きをしたいと思います。

副町長 県が統一的に発表したことは承知をしております。

今お尋ねのありましたPCRにつきましても、県のほうから具体的な指示はございません。その理由につきましては、我々の考えるところによりますと、多分クラスターだとか、そういう発生の状況を踏まえてということじゃないかというふうに考えておまして、具体的なPCR等の指示については、その発表の中でもなかったというふうに考えております。

三浦議員 お聞きをいたしました。

2番に移っていきたいと思います。

ワクチン接種の進捗状況についてお聞きをいたします。

昨日、同様の質問に対する答弁がありましたので、これは後ほど少し触れるかもしれませんが、3番に移っていきたいと思います。

変異型が発生をしていること、近隣自治体に感染者が発生していることに私は危機感を感じております。保育園児、児童生徒と若者層の感染も現実として発生をしております。

教育長

す。私は対策が必要と感じておりますが、いかがでしょうか。お聞きをいたします。

保育園児、児童生徒との御指摘ですので、私のほうからお答えいたします。

緊急事態宣言が国で出されたり、あるいは県の感染レベルが前回のよう5に引き上げられたりするごとに、国あるいは県から指針やガイドラインがその都度発出されております。それらに従って県に倣う形で学校の感染対策をしておりますが、内容につきましては、よくありますようにマスクをすとか、手指の消毒をすとか、密を避ける、あるいはドアノブの消毒をす等のことが、感染レベルが上がるたびに、より徹底するようにということになります。

また、例えば体育でも密になるような運動は避けるとか、マスクを外して教室内で合唱はしないというようなことも感染のレベルに応じてそれぞれ県のほうで県立学校に対して指針を出しますので、それに準じた形で進めております。

なお、国も県もそうですけれども、保育園等のいわゆる福祉的な側面を持った施設は極力閉じずに継続してほしいと、最近では学校も地域で大きな感染状況がない限りは限られた範囲で、例えば学校閉鎖ではなくて学級閉鎖にして対応できないかとか、そういったことはあります。

幸い飯島町はまだそういった事例はございませんけれども、他市町村の様子を聞くと、保健所と密接に連絡を取りながら、一番いい方法を探りながらやっているということで、今後そういったことがあれば、当町でも保健所と相談しながら子どもたちにとって一番いい方法を検討していきたいというふうに思っております。

三浦議員

ただいま教育長からお答えをいただきました。

ワクチン接種の昨日お聞きをしました進捗状況から、医療機関とか介護施設、高齢者施設、障害者の施設、また学校や保育園、学童クラブなどの職員へのワクチンの接種ということについては昨日お話がありませんでしたけれども、この点についてどのように把握をされているのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

ワクチン接種についてでございますけれども、現在使用しているファイザー社のワクチンは接種をする日に12歳以上の方が対象で、ワクチンが徐々に供給が行われることから、一定の接種順位が決められている状況でございます。

町でも国や県で示されている対象の方へ優先順位に従い接種を実施しているところでございます。基本的にお示しがされている優先順位につきましては、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設の従事者、60歳～64歳の方、それ以外の方、このような順となっております。基本的にはこの優先順位の原則を踏まえつつ、配布されたワクチンに無駄を生じさせないよう柔軟かつ臨機応変な対応に心がけることとなっております。

町では、ただいま高齢者の接種を行っているところでございますけれども、高齢者施設の入所者、従事者についての接種についても同時進行で調整を行い、接種を進めているところでございます。

この後に、議員の質問の意見にもございましたとおり、町でもどのような対応をしていくのか検討をしているところでございます。

三浦議員 今お聞きをいたしましたけれども、現実には、まだこうした施設などで働いておられる職員の皆さんへのワクチン接種には至っていないということでもよろしいでしょうか。

健康福祉課長 高齢者施設の接種につきましては、施設と調整を取りながら進められるところから進めているところでございますし、6月、今月中には始められるような形で進めているところでございます。

三浦議員 高齢者施設からということですので、それも必要ですけれども、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、感染者が発生してから対応するのでは私は遅いというふうに思っております。そうしたところで働く皆さんや、そういう方々の対応というのは素早いものが必要かなと思いますので、できるだけ速やかに対応をしていただきたいと思います。このことは求めて、次に移りたいと思います。

4番目です。

上伊那では、検査結果から変異型が多いと報道がされております。濃厚接触者とされる人が無症状でも、PCR検査によって陽性になったという人の報告もあります。先ほど言いましたね。失礼しました。そういう状況なので、私は無症状の人が感染を広げていると、こういう認識を持って速やかな対策が必要ではないかというふうに感じているわけです。

まず、症状が出ないけれども感染している人たちをいかに早く見つけ出して保護をするか、このことが感染拡大を防いで、その周りの人たちを守ること、その最適な方法として全町民対象のPCR検査の実施をするということが必要ではないかというように感じているところでございますけれども、このことについての町長の所見をお聞きいたします。

町 長 新型コロナウイルス新規陽性者の増加や変異株による感染事例の増加、置き換わりについては、周知のとおりであります。

全町民のPCR検査について御提案をいただきましたが、全町民を対象とするPCR検査は、検査工程の編成や検査機関との調整をはじめ、保健医療部門の関係職員を中心にワクチン接種に全力を注いでおり新たな検査体制を配備することは現実的に困難である状況、またPCR検査は、有病率——これは事前のコロナにかかっているだろうという確率が低い場合の検査は有用でないとされ、費用対効果からもハードルが高く、結果的に医療機関や医療従事者等に大きな負担をかけることにつながるなど、様々な課題があるという御意見を賜りました。

これは、私たちがいわゆる素人がインターネットや独自に調べたお話ではなくて、伊那保健所の保健所長 岩本先生からのお話を賜ったものでございます。幾つか申し上げます。

結論、現状において全町民PCR検査を施行する意義は乏しいと考えます。

理由、1 有病率——先ほどの事前確率が低い場合には、検査は有用ではない。費用対効果で疑問。病院に負担をかけることになる。

飯島町の事前確率——コロナにかかっているだろうという確率は0.1%という数字をお聞きしました。現在0.1%。そうしますと、9,000人の人口で患者は9人という確率的な数字がはじき出されるわけでございます。9人を発見するために1回2万円で1億

8,000万円、これを毎週やらなきゃいけない。意味がない。金銭面でいうと、こういうこともあるということです。

また、健康づくり支援課長 横沢さんからも御意見を伺いました。

現在やっている感染症法の規定による行政検査の対象者は、まず患者、そして無症状病原体保有者、疑似症患者、発熱患者等当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者、濃厚接触者等を基準に、今、行政の検査が行われているということです。

また、県の感染警戒レベルに応じて、警戒レベル4、あるいは警戒レベル5にそれぞれの基準でPCR検査を行っているということだそうでございます。

感染症法に基づく行政検査として感染拡大防止のための検査を行うには、検査前確率が高く、かつクラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる特定の地域や団体、組織等に属する者という条件は不可欠である。特定の行政単位、あるいは町の居住者であることのみをもって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者として行政検査の対象とすることは、現行では困難と言わざるを得ない。

しかし一方で、社会活動を安心して営むための検査、例えば成人式に帰ってくるからその人たちに限って対象にPCR検査をすとか、そういったのは有効であると、ということでございます。

現在、国を挙げて新型コロナウイルスワクチン接種を進めており、医療従事者、高齢者から順次、希望される方へより早く確実に実施することで感染防止を進めるよう全国の自治体が全力で取り組んでおります。

町としても、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発症をできる限り減らすよう、ワクチン接種の確実な推進を最優先事項として着実に実施してまいりたいと考えております。

三浦議員

お聞きをいたしました。

無症状の感染者が濃厚接触者としてPCR検査をした結果、感染が分かるというようなことが実際にありますので、先ほども言いましたけれども、私はどちらが先だったのかなあというふうに思ったりもするわけです。この無症状の感染者が感染を広げているというのが実態ではないかというふうに感じておりますので、またその辺についてぜひ検討を求めていきたいと思っております。

次に5番目の質問をいたします。

施設でのクラスターの発生は、利用者、その家族など、予想を超える影響があるという認識を持っております。特に施設利用者を感染から守らなければならないというふうに思っておるところです。そのためには施設職員の定期的なPCR検査の実施が求められるというふうに私は思っております。

先ほど町長から答弁がありましたけれども、ワクチン接種も必要ですけれども、本当に1人感染すれば大きな問題になってしまうような施設でありますから、PCR検査の実施は必要ではないかなあというふうに私は感じますけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

健康福祉課長

高齢者の施設での検査についての御質問でございます。

地域の感染状況のレベルが上がり感染警戒レベル4以上が発出された状況においては、高齢者施設の入所者等は重症化リスクが高いことや、集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きく、また医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要とされているところでございます。

そのため、県においては感染警戒レベル4以上が発令されている地域での社会福祉施設の従事者等の自主検査に要する費用の補助を行っている状況でございます。

また、県で行う行政検査、PCR検査についてでございますが、社会福祉施設等における施設内感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には速やかに検査を実施し、施設内において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査が実施されている、そんな状況でございます。

町内の事業所へは、その情報の周知を行いまして、感染防止への協力をお願いしているところでございます。

町単独での検査の実施については、現在、考えているところではございません。

三浦議員

各事業所にそのような通知が県から行っていることも承知をしておりますが、実は、伊那市の障害者のグループホームのことなんですけれども、関係者の方が濃厚接触者となったために利用者が1週間の自宅待機になったそうです。そのために、施設職員が1日24時間、自宅待機について理解ができない利用者の生活援助を行わなければならないという事例がございました。相談センター伊那保健福祉事務所にすぐに相談をしたということなんですけれども、施設利用者へのPCR検査が速やかには行われず、日中、作業所などに行くこともできずに、四六時中、職員の配置が必要であったというふうにお聞きをしております。しかし、この後日にPCR検査を行った結果、全員が陰性だったということで、このときに速やかなPCR検査が必要だったのではないかというふうに思っております。

相談センターに相談をしたけれども、実際には速やかなPCR検査を実施できなかったと、その実施できなかった理由をお聞きいたしましたら、職員の体制が不十分で、本当にもう100時間を超えるような労働時間で、とてもそんな対応ができなかったというように言っておられたということで、県の体制そのものが本当に貧弱になっているということを感じざるを得ません。

ですので、こうした問題が起きないようにしなければならないというふうに私は思って今回質問をするわけなんですけれども、このように施設でどなたかがやはり濃厚接触者だとかいうことになった場合には、その施設そのものを閉じなければならなかったり、大変な状況になるわけです。また利用者の皆さんの家族とか、本当に大変な状況が起きるというふうに思います。

伊那の場合はグループホームでしたので、本当にグループホームの一人一人を支える職員の皆さんが、もう四六時中、目を離せないような状況の中で1週間を頑張ったと、本当に疲れてしまったというお話でしたので、これもまた大変ですけれども、家庭の中でも、例えば自宅で待機をするようにと言われて在宅で誰が面倒を見るのか、また独り

暮らしだったらどうするのかなどなど、本当に、思えば、万が一のことがあったときには大変だなあと、そのために、私は、まず予防というか、そういうことで施設の職員への定期的なPCR検査というのは必要ではないかなあというふうに思うわけです。

結局、伊那の事例の場合でも速やかにPCR検査を受けられていれば、1週間も本当に閉じ込めて、また職員が四六時中そこにいなければならないという事態は起きなかったというふうに思っております。

そうしたことで、飯島町のどこの施設からもクラスターを出さないという対策として、私はやはり施設職員への定期的なPCR検査の実施を求めておきたいと思います。

先ほど町としては行わず、それぞれの施設にそうした実績があれば後から補助があるというようなこともあるようですけれども、実際に発生してからの対応では私は遅いと思いますので、今後の検討を求めて、次に移っていきたいと思います。

議員有志で行いました町民アンケートでは、PCR検査を受けたい人が気軽に何度でもできるようにしてほしい、全町民対象のPCR検査を実施すべき、PCR検査に補助をしてほしい、無料でできるようにしてほしいなどの声が多く寄せられております。

先ほど、町民全員はとてもお金はかかるし無駄なことだというような意味の町長の答弁がありましたけれども、いつ誰が感染してもおかしくない状況があります。自分が感染していても分からない、また自分が感染源になり得る、そういう状況でもあると思っております。感染への不安や危機感を誰もが抱くような状況です。

新型コロナ感染防止対策として、PCR検査の検体を別の機関に送って結果を待つのではなくて、短時間で結果が分かる機器を町や一部事務組合で導入すれば速やかに感染状況を把握できるのではないかとというふうに考えました。ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えておりますが、所見はいかがでしょうか。

総務課長

さきの議員有志の皆さんのアンケート結果を通じましてPCR検査を希望する様々な声があることをお聞きしているところです。生活実態を反映した貴重な声であるということは十分認識をしております。

PCR検査につきましても様々な考え方がございますけれども、検査の実施もさることながら、検査時点で陰性であっても、その後、感染して陽性になるリスクというものは、今日の私たちの生活からは簡単に排除できない状況となっているというふうに思っております。

御質問いただきましたPCR検査を町や一部事務組合で導入するという件につきましては、先ほど質問事項の1―4での町長答弁でも一部触れておりますけれども、行政検査としてのPCR検査に係ります県の考えや方針、それから検査工程の編成や検査機関との調整をはじめ、保健医療部門の関係職員がワクチン接種に全力で取り組んでおり新たな検査体制を配備することは現実的に困難であること、またPCR検査は有病率が低い場合の検査は有用ではないとされ、費用対効果からもハードルが高く、結果的に医療機関や医療従事者等に大きな負担をかけることにつながるなど、様々な課題があるというふうに考えております。

なお、上伊那広域連合と伊南行政組合にも確認をいたしたところなんですけれども、

両事務組合でも今のところそういった導入は考えていないということを確認しております。

三浦議員

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

2番目の「選挙の投票率低下について」質問をいたしたいと思います。

選管委員長の藤井様には、今年は町議選をはじめ思いがけない参議院の補欠選挙もあり、また秋までには総選挙もあるという大変お忙しい中を御足労いただきまして、ありがとうございます。

一昨年、9月議会にもおいでいただきお尋ねしたところですが、町議選、参議院補欠選挙の投票率が低下をしていることから、総選挙を踏まえ、対応についてのお考えをお聞きしたいと思います。

最初に、町議選、参議院補欠選挙の投票率は、町議選では前回の選挙時よりも投票率が5.29ポイント、参議院補欠選挙の投票率は令和元年の参議院選挙の投票率より10.17ポイント低下をしております。

私の周りには、高齢の方が悪天候のため投票に行くことを諦めてしまった方が複数人おりました。投票に行くリスクのほうが高いとの判断をされたと思います。

若者の投票率も低いですが、高齢者の投票の動向も気にかかるところであります。年齢別投票率など、原因調査をしているのかについてお聞きをいたします。

選挙管理委員長

選管委員長の藤井でございます。よろしくお願いたします。

それでは、三浦議員の御質問にお答えする前に、一言この場をお借りして発言させていただきたいと思いますが、選挙につきましては、日頃、関係する皆様方に御協力いただいておりますことをこの場をお借りいたしましてお礼申し上げたいと思います。

また、引き続き御協力のほどをよろしくお願したいと思います。

それでは、質問のほうにお答えさせていただきます。

年齢別投票率などの原因調査をしているかということについてでございますが、議員も今御質問の中でお話ございましたが、当町におきましては、3月の町議選、それから4月の参議院議員の補欠選挙ということで、2か月続けての選挙という形で、非常に事務局のほうでも繁忙しましたし、選挙管理委員会の中でもその対応について大変複雑化しておりました。現在も選挙の後始末ということで、国の調査等の各種を報告中ということでもあります。ですので、御質問にございました年齢別の投票率、それから原因調査までには至っておらないのが現状でございます。

それで、全体的な投票率については――飯島町の議会議員選挙においてでございますが――先ほど議員さんの御質問の中でも選挙の特定がございましたが、実際には前回も途中で補欠選挙がございました。それは町長選と同時選挙ということで、その前回よりは若干投票率が上がったような現象も起きておりますので、その辺も触れておきたいと思います。

そういうことで、町議選につきましては、今回の町議選については68.55%ということで、前回よりも5%下がったという数字が出てございます。

それから、その中で期日前投票者数の推移についても見ますと、平成25年時が19.10%

だったのに対して今回は26.66%、7.5%上回っております。選挙当日の悪天候も影響したということを感じております。

また、参議院選挙の長野県選出議員補欠選挙におきましては52.71%で、前回よりも10.1%下がっておりますが、上伊那郡での投票率49.81%、それから県全体の投票率44.40%を上回る結果となっております。

総体的に見ますと、決して高い投票率ではございません。投票率が高ければ高いほど有権者の声が反映されるのでいいとは思いますが、そんな中でも投票率については有権者の皆様方の関心の深さがかなり影響するということもございます。先ほどの町長選と同時の補欠選のような例もございますので、その辺もいろいろな要件が重なる場合があると思っております。

また、今回はコロナ下であること、それから進学、就職等の生活環境が変わる時期であるということもございまして、また参議院選挙につきましては通常選挙でなくて補欠選挙であったということで、いろいろな要因が重なった影響もあるものと感じております。

以上でございます。

三浦議員

様子をお聞きいたしました。

まだ前回の選挙については調査まで至っていないということですので、また結果が出ましたら、ぜひお知らせいただけたらと思っております。

前回の質問のときに、投票しやすい選挙制度をつくっていかねばならないことや、また先進地の事例も参考にして今後いろいろ検討して投票率の向上に努めたいというふうにお答えをいただきました。

今年の選挙では投票率を上げるための新たな対策が行われたのかどうかについてお聞きをしたいと思います。いかがでしょうか。

選挙管理委員長

それでは、2つ目の御質問についてお答え申し上げます。

投票率を上げるための新たな対策を講じたかということについてでございます。

御承知のとおり、本年はコロナ下という中での選挙ということでございます。そんな中で、選挙の適正執行ということを最大の目標に掲げて取り組んでまいりました。

そんな中では、選挙での安全な感染防止対策、それから当然投票人、それから選挙の従事者の皆さんも含めてコロナ感染しないような対策を先進事例も参考に選挙管理委員会の中で数回検討しながら、今回の選挙時を含めました対応をさせていただきました。コロナ対策については、コロナ下において投票者がいかに安全に1票を投じることができるかを第一に考えて、期日前投票所や町内の7か所の投票所及び開票所のコロナウイルス感染対策を進めてまいったところでございます。

町議会議員選挙においては、立候補説明会、それから事前審査、立候補受付といった選挙執行に至る部分における対策も講じてまいりました。

今年は、特に投票率よりも住民の皆さんの生命と暮らしを守る対策を最優先させていただきましたことに御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、選挙の投票率を上げる方策といたしまして、その他の取組では、3月に高校生

の職場体験を受入れた際に期日前投票所の受付事務を体験していただいております。また4月には大学生の方1名に期日前投票事務に従事していただいております。

こうした若い皆様方が選挙を体験、体感していただくことで、若い目線での感想や選挙への思いが同年代の皆さんに広がって行って、最終的には選挙の投票率向上につながっていければと大いに期待しているところでございます。

以上でございます。

三浦議員

本当に頭の下がるほど、皆さん、コロナ対策として投票所ではしていただいたというふうに思っております。大変だったと思います。

また、若い人たちに体験をしてもらって、また選挙につながっていけばということを取り組まれたということですので、そんなことも続けていただけたらというふうに思います。

それで、間もなくまた総選挙が今度行われるわけですけれども、何かまた新たに検討していることがあるかどうか、お聞きをいたします。

選挙管理委員長

それでは、3つ目の御質問についてお答え申し上げます。

総選挙に向けて投票率を上げるための新たな対策を検討しているかということでございます。

さきの質問にもお答えしましたが、今年はコロナ下ということで、先の状況は全然見通しができません。終息するのか、もっと拡大するのか分かりませんが、選挙管理委員会としては、基本的には——先ほどの質問にも申し上げましたが、コロナ下における選挙の適正執行に今後も取り組んでまいりたいというように考えております。いつまでになるかはちょっと分かりませんが、そんな状況でしっかり安全対策を進めてまいりたいと思います。

それから、投票率の低下についてちょっと一言申し上げさせていただきたいと思いますが、低下については飯島町だけではなく全国的な傾向だと認識しております。

また、選挙の意思表示として投票に行かないことを選択した有権者の方も含まれておると感じておりますので、なかなか選挙の投票率を上げるというのは非常に難しい課題になってくるかなあとも感じております。

そういった中で、選挙管理委員会としては——現行法の中でございますが、やはりある程度の制限がございます。その中で取り組めることはやっぱり限られてまいりますが、選挙管理委員会の任務といたしまして選挙の適正執行、それから啓発というようなことも一応うたわれておりますので、その辺も十分に、今後の投票率の向上に向けた啓発活動についてはしっかりと継続して対応してまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

三浦議員

取組についてお聞きをしたところです。

先の2つの選挙の特に各投票所の投票率が分かりやすい参議院議員の補欠選挙などですけれども、その状況を見ますと、町部や下在、ここは有権者が1,500人弱なんです。投票率のよかった田切や本郷は700人~600人強ということで、57%、60%、58%とい

うように投票率が 50%を超えて、よかったところですが、そういうところはやっぱり 1,500 人以下の投票所かなというふうに思っております。

一方で、2,000 人以上の有権者のいる第 1 投票所、これは一部町を含む上在ですけれども、第 7 投票所が七久保です。ここが 50%、46%と、ほかのところよりも有権者が多いところのほうが投票率はやっぱり低くなっているということが気になるところです。

この辺については、ぜひ総選挙の投票率を上げるために分析が必要ではないかなあとこのように私は思います。

昔は、上在ですと岩間に投票所がありました。七久保も高遠原にも投票所がありました。本郷は割と投票率はよかったですけれども、本 1 にも投票所がありまして、その当時は皆さんお若かったかもしれませんけれども、だんだん高齢化が進んで投票所が遠くなったということもあるのではないかなあというような気がしておりますので、ぜひその辺のところを分析していただいて——どこでしたかね、投票所が動いていったという情報もありましたので、いろんな工夫もされて、選挙に行きたかったけれど足がなくて行けなかったっていう方も実際においでになりますので、その辺のことも検討していただいて、ぜひ総選挙にはそんなことが生かされるような対応をお願いしたいと思います、所見をお聞きして、質問を終わりにしたいと思います。

選挙管理委員長

今、最後のまとめというような形でちょっと御意見というか、御質問をいただきました。

まず投票所の件でございますが、これにつきましては、歴代の選挙管理委員会の中でだんだんに投票所の数を減らしてきた経過もございます。ですんで、やはり近くにあれば投票所に行きやすいという部分もございますが、やはり投票所の効率と申しますか、いろいろな面も考えまして時代の要請でだんだんに減らしてきたのかなあということをお自分としては感じております。

それから、先ほど議員の話の中にありました、多分、移動投票所の関係だとは思いますが、これにつきましては前回の質問でいろいろお答えしました。選挙に行きやすいということで期日前投票所を複数設けたりとかいうのも前回御質問ございましたが、やはり期日前投票所を 2 か所にすると、選挙人名簿の照合が非常に重要な問題になってきます。入場券がなければ投票できないようにすればいいんですが、現状は入場券がなくても名簿照合ができれば投票できる形になってございますので、やはりその辺、二重投票の防止とか、いろんな問題がございます。

それから、オンライン化すればセキュリティーの問題もありますので、ちょっと非常に今後大きな課題があるということをお認識しております。

ですので、法律の下で最大限の投票率を上げる方策ができれば、その辺は検討していきたいと思っております。

また、こちらに御出席の議員の皆さんも今回選挙を経験されてきたわけでございます。有権者の皆さんからこんなふうになったら投票しやすいとかいう御意見をお聞きしておれば、また選挙管理委員会のほうへその辺もお知らせいただければと思います。

総体的に、やはり選挙の投票率を上げるためにいろいろな方策はしたいと思っておりますが、

	<p>選挙管理委員会のまず第一の目的は選挙の適正執行でございますので、この辺を主に考え、また次の選挙の投票率を上げるというものも併せていろいろな方策を取っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>〔三浦議員復席〕</p>
議 長	<p>ここで休憩を取ります。</p> <p>藤井選挙管理委員長には、御出席を賜り、ありがとうございました。</p> <p>再開時刻は11時10分といたします。</p> <p>休憩。</p>
休 憩	午前10時53分
再 開	午前11時10分
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>一般質問を続けます。</p> <p>5番 坂本紀子議員。</p> <p>〔坂本議員質問席へ移動〕</p>
5番 坂本議員	<p>それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。</p> <p>まず初めに、「新型コロナ対策の影響をしっかりと把握しているのか また対応は進んだか」について順を追って質問していきます。</p> <p>1—1であります。</p> <p>先ほど三浦議員が日本全国のコロナの状況を言いましたけれども、コロナの最初の方っていうのはCOVID—19という型でしたけれども、現在は変異種のN501Yというコロナウイルスに大体90%の方が変わってきている状況にあります。そして、重症リスクが1.4倍となり、死亡率も高くなってきているという報道がされております。</p> <p>上伊那管内では5月に入り感染者が増えだし、13日～19日の間で38人となり、感染経路不明の事例が多く、5月20日から県の感染警戒レベルを5として飲食店への営業時間の短縮を要請し、伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村の飲食関係者の希望者の方々にPCR検査を実施しました。このときの県の対応は非常に良かったと思っております。現在はレベルが3にまで下がっておりますけれども、この中で陽性だった人は1人だったと思います。</p> <p>やはり、そういった形で検査を充実させていくっていうのは、ワクチンの接種と同じ状況で進めていったほうが私はいいのではないかと思っております。</p> <p>現在、国は、感染者の早期発見よりも、オリンピック開催のためもあってワクチン接種に力を入れております。内容としては、全国の65歳以上の方や医療関係者、そしてオリンピック関係者の方々に何とか7月末までにワクチンを打ちたいというものであります。働き盛りの20代～50代の方々への接種は、まだその後になりますので、先の予定</p>

であり、新聞報道によると11月末くらいには全国の方々が終了するのではというような新聞記事もありましたけれども、県によって対応が違うので、そこら辺は未定ということでもあります。

国や県は、住民に感染しないように、現在、自粛と予防をさせるのみであります。

3月の議会の一般質問でPCR検査キットを町で購入し希望者に配布することを求めるとの質問に対して、地域の感染状況を見て対応を検討したいとの町長答弁でございました。また課長は助成など検討したいと答えられましたが、その後、町はこのことについてどう動いてきたのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

県においては、検査体制を整備、拡充し、濃厚接触者の全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として、感染拡大地域における無症状者に対する検査をこれまで以上に広く実施するなど、感染警戒レベルに応じた必要な検査を積極的に実施しております。

また、福祉施設等におけるクラスター感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には速やかに検査を実施するとともに、施設内において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施しています。

加えて、感染警戒レベル4以上が発出された地域における社会福祉施設従事者等の自主検査に要する費用補助を行い、感染拡大防止への取組がされています。

町は、国、県の方針に沿って対応を行い、町単独での町民へのPCR検査については予定していません。

PCR検査に対する補助につきましては、これまで年末年始に帰省する学生等や町内の学生で進学・就職活動に必要な場合等に関わる検査費用の補助、成人式の該当者への検査キットの配布を行っております。

成人式の該当の方へは、今年度についても検査キットを配布する予定でございます。

また、7月～9月の夏休みに町内に帰省する予定の学生に対してPCR検査の補助を行うことを考えております。

お答えは以上なんですけれども、先頃この地域でレベル5になった時点で、県の指導に基づいて伊那の会場と駒ヶ根の会場で飲食店に従事する方のPCR検査を全員行うと、こういうことでやったわけです。検査を受けた方が1,010名、結果は全部陰性と聞いております。その1,010名というのはどれくらいかという、対象者の4割に該当する方が自主的に受けられたということでございます。保健所の見解で、こういうふうに幅広くやると潜ってしまう人が出てくる、結局、受けたくないという方々もおるといことです。

例えばどの範囲にしろ、全員にPCR検査をするということの強制力、これがまだ日本にはない。逆に、強制的に検査するという社会には、ちょっとまた違和感を持つ部分であるところもあると思います。

そんなようなことで、全体的にPCR検査をするということのまずは効果がないとい

うこと、態勢が取れていないということ、そして、そういう今回の場合でも4割しか受けなかったと、こういうような状況がある、これは1つの情報として私は持っておりますので、皆様方に御紹介を申し上げます。

〔下平町長降壇〕

坂本議員 先ほどの伊那保健所長のお話を町長はしゃべられましたが、実は私は下伊那の状況も調べました。

そこで、下伊那は、昨年の年末に南信州というくくりの中で帰ってくる方々に同じ状況でPCR検査をしてほしいということで会議を開いたものの内容がインターネットに掲載しておりましたが、それが少し上伊那の状況と違っていたので、ここにお知らせします。

これは11月13日の会議録なんですけれども、下伊那14市町村の町村長が来られ、あと保健所長さんと建設事務所などが飯田合庁に集まりまして会議をしたときの帰省支援事業に対する見解の中で飯田保健所長の松岡所長の見解が述べられていますが、PCR検査というのは検体中に5個のウイルスがあれば陽性判定が出るというもの、それから、抗原検査というのも2種あって、抗原定量検査というのは20個、それから抗原定性検査というのがありまして、これが100個という状況で反応が出るということでございます。それで、このウイルスが5,000個以上になったら人に感染させることがあるということで、保健所としては5,000個になる前に見つけ出すのが保健所の仕事であると、こういうふうにおっしゃっております。

それで、このときの広域での考えとしては、感染が疑われる症状がある場合にはためらわずに受診しましょうということで広報に載せて発信していきたいというわけです。

飯田市の事業では、PCR検査だけでなく、抗原検査もここには含まれているので、主体的に自分でお金を払ってされた方たちもいらっしゃいます。

この会議の中では、最初は検査機関によって金額が違っておりましたが、行政が関わる以上、医師会で金額を統一してほしいという、そういう具体的な内容まで全部記載されておまして、非常に参考になるものでした。

これと同じ内容が上伊那広域連合の中で検討されたかと思って私は調べたんですけれども、なかなか探り出せなくて、だから上伊那の中で検査の状況がどういうふうに進んでいるかというのが少しわからない状況でございます。

それで、あとは、もう一つ、下伊那では熱のある方と全く無症状の方を病院ごとに区分けしておまして、これは県のホームページから見ることができまして、もちろん予約してなんですけれども、一般の方たちが自分で不安を感じた方は熱がない状況でもこの病院に行けば調べていけるというふうな形で、非常に素早くというか、そういうふうなルートになっておりました。

それで、上伊那の状況は、一応県議の方からお話を聞きましたら4月の状態で検査キットを持っている病院が上伊那管内でもありました。それで、4月24日の段階で自費でのPCR検査はついでということにくくりになって情報は出ておりましたが、仁愛病院、それから秋城医院花の道クリニックついでということです。PCR検査は仁愛病院のみでしたが、

秋城医院のほうでは抗原定量検査というのをやっておりました。この抗原定量検査は、昭和伊南病院でも1時間に120検体、それから上伊那生協病院で同じく1時間に120検体、それから辰野病院で1時間に120検体、それから駒ヶ根市のこころの医療センターというところで1時間に60検体ということになっております。

しかし、この情報というのは一般の方たちにはちょっと探り得ないところがあったんではないかと思うんですけども、こういったことなんです、今の上伊那管内の状況は分かっているんじゃないでしょうか。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長

町民全体へのお知らせするものというものについては、ちょっと公表がされていないところかなあというふうに思っております。

こちらのほうに来た情報の中では、感染警戒レベルが4以上になった、それに該当したときに県のほうから発出された福祉関係の施設に対する自主検査に対応の施設の情報をこちらのほうでは頂いたところでございます。

坂本議員

先頃、住民の方から、土曜日に具合が悪くなり、熱も37度少しあり、もしやと不安になり伊那保健所に何度も電話をしたけれども、土曜日のせいか、つながらなかったと、それで、家族には介護施設で働いている者がいて至急に対応しなければならなかったが全然つながらないと、それで、その方は仕方がないので薬局まで行き風邪薬を買い服用したけれども、自分はコロナなんではないかと思うと不安で苦しくなったと、なかなか寝つけなかったと、幸い2日ほどで熱が下がったのでよかったと言われたんですけども、だから、電話がつながらなかったということで、上伊那管内で保健所以外での検査の状況というのを少しでも知りたいというふうに、そういう状況を広く町民に知らせしてほしいと言われたんです。

先ほど課長は、なかなか、それは県の管轄だというふうな形でおっしゃっていらっしゃいましたが、だんだん県の対応も今すごく変わってきているような感じがしますけれども、そこら辺、要するに検査の段取りの状況が変わったということを課長のほうは認識されていますでしょうか。

健康福祉課長

新型コロナウイルスの対策に係る検査の情報自体については、こちらのほうに直接情報が伝わっている状況ではございません。

坂本議員

それで、実は、今こういった検査ができなくて困ったという情報を町内の開業医の先生にお話をしましたら、うちでも抗原検査で調べられますよと言われました。

3月の一般質問のときにも言いましたけれども、町内には検査キットを売っている店も現在あります。それで、なおかつ——これは抗原検査に当たりますけれども、町内でも調べてくれるお医者さんもいるということです。

それぞれコロナウイルスの怖さを分かっているので、それぞれの方がやるべきことをやっているわけですけども、町は検査の状況に対して今までの答弁からするとすごく消極的な意見なんです。そうなんですけれども、せめてこういう町の現在の調べられる機関が遠くに行かなくても足元にあるということの情報を広く住民に知らせるべきだと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

健康福祉課長

住民の皆さんからお問合せがあったときには、感染が疑われる、熱がある等々、心配

される場合には医療機関に受診をこちらのほうでも促しているところでございます。

医療機関について、どこが検査できるかというような情報については、健康福祉課のほうでは情報として公表されているものではございませんのでお伝えできませんけれども、医療機関への受診をお勧めしているところでございます。

坂本議員 今の課長の答弁でいきますと、町の健康福祉課に、具合が悪くなって調べたい、かもしれないというふうに電話をしたら、そこを教えていただけるといふ、紹介をするといふことはそういうことの認識でいいんでしょうか。

健康福祉課長 健康福祉課の町のほうでは、どこの検査機関で受診をしてくださいというような情報は持ってはおりませんので、かかりつけの医療機関に受診をしていただくか、でも、やはりコロナに関わる対応をするのは、やはり県のほうの窓口の案内を、相談窓口を自分たちも案内をしているところでございます。

坂本議員 もう少し検査に対する——先ほど検査をしても有用率が悪いからというような表現をされましたけれども、やはり今度の新しい変異株の感染スピードは非常に早くて、また重篤になるという可能性があるという状況だとしたら、やっぱりちょっと疑わしいと思った段階で、やはりある程度のくくりの中で検査をしていくという方向が、私は安全で、なった方も早くに回復するというふうな考えを持っておりますので、町が積極的という形でなかったとしても、県に何かそういう点では働きかけを行っていただきたいと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

町長 コロナについては、見えない相手でございますので、恐怖感を募らせれば、さらにそれに輪をかけて、自分の体の中で怖い怖いと、こういう状況が生まれてきて、お察し申し上げます。しかし、これは感情的なものより科学的な対処をしなきゃいけないというふうに思っています。

県の保健所並びにその医療チームにつきましては、専門的な立場でいろいろの状況を判断した中での行動を取っておられると思いますので、そのチームに従わざるを得ないなというふうに思っています。

また、発熱等を感じたときには、ルール上、保健所へまず連絡して、それから大事であれば保健所が主治医へ連絡すると、こういう順番になっておりますので、医師会もそういうふうにしていただきたいと、こういうことになっておりますので、ぜひそのような手順で対応していただきたいと思っております。

坂本議員 分かりました。

そうしたら1—2に行きます。

町長による町内事業者の訪問が5月26日の長野日報で報道されておりますけれども、訪問先を選んだ基準は何だったのか。

また、昨日の片桐議員への答弁を業種別にもう少し詳しくお答えいただきたいと思っております。

町長 訪問したタイミングは、上伊那郡内におきまして新型コロナウイルスの発症が相次いでいるときであり、まさに訪問日初日に上伊那圏域の警戒レベルが5へ引き上げられまして、町内事業者の喫緊の状況を確認することができたと考えております。

傾向といたしまして建設・製造業などの業種を中心に業績は回復傾向にあります。

一方、飲食、観光、宿泊、交通などの業種及びこれら業種と関わりの深い小売店やイベントに商品を提供している農家、製造関係といった業種においては影響が出ていると認識しております。

感染警戒レベル5となった上伊那圏内5市町村と同等に、飯島町においても県から交付金を支給される運びとなりました。3町村合わせて約4,000万円ほどの交付金を頂いておるところでございます。本議会最終日に追加議案として補正予算を上程させていただき、経済支援を早急に実施したいと考えております。

坂本議員　そうですね。その内容は今日の朝の新聞に載っておりました。

それで、たしか21事業所ということで回られたと思うんですけど、この中には家族経営とか、お一人お二人でやっているとか、そういうところも回られたんでしょうか。

産業振興課長　訪問した企業の業種でございますけれど、建設業、また製造業、飲食業、小売業、廃棄物処理業、農業、福祉・介護、美容業、修理業、サービス業、自動車整備業等々を回ってまいりました。この中には、家族経営、そういったようなところも含まれております。

坂本議員　分かりました。

その中で、今後の町の対応ということで、昨日の同僚議員の質問で経営安定資金の返済の内容はよく理解できました。

また、上伊那管内の警戒レベルが5になった場合の時短営業に対する補償も町長の素早い行動でそれにも加わることができて、経営者の方はとてもありがたいことだと思っております。

県は追加支援するというところで、それは後半の補正予算ということで、それはそのときのことだということでもありますけれども、県は、それとは別に昨年の6月補正予算の総額648億8,300万円余りを6月の議会を通しております。その中には、コロナに関係することもあります。そうでない部分もありました。

これはホームページで情報公開されておりましたけれども、市町村によるプレミアムつき商品券の販売で50億円、それから全国からの誘客を推進するための日帰り宿泊旅行の割引や観光プロモーションの実施に9億800万円余り、それから子育て負担の増加や収入減が生じている独り親世帯の支援ということで3億6,000万円余り——これは1世帯5万円で2人目以降はプラス3万円ということになっておりました。それから感染不安のある妊婦の分娩の前のPCR検査費用を全額負担するというものが1億300万円、そして生活就労支援センターまいさぼに人材を1人増員するというもので——これは9か所なんですけれども、これが2,300万円余りでした。

この中には飯島町でも使える事業が幾つかあります。早急に県の6月の補正予算を見ていただきまして政策をつくり、この予算を充てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副町長　今言われた予算の概要でございますけれども、独り親家庭以外の部分につきましても、6月議会の初日に上程をした、それ以外の部分につきましても町では予算を盛っております。

それから、今、町長が申しましたのは最終日に上程をする予定でございますので、詳しいものについては、県から来たものについては適切に対応する予定でございます。

またこれから出てくる部分もあるかもしれませんが、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

坂本議員　それでは1—3に行きます。

一昨年の2月からコロナの感染が全国的に広がり始めて1年以上続いております。

私たち4名の議員で行ったアンケートは1月のことでした。それから既に5か月がたち、この5月はコロナが警戒レベル5という状況になって——現在は3になっておりますが、住民の気持ちとか生活実態も変わってきていると思います。

3月の一般質問の課長答弁では所得の確定がした頃と言われておりましたけれども、このアンケートはいつ頃になるのでしょうか。

ワクチン接種も始まっており、事務量も増えております。しかし、アンケートの内容はそんなに難しいものにしないで簡潔な内容でよいと思いますので、ぜひ住民要望や生活の現状を知るためにも行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

副町長　議員質問の前から言われている住民アンケートでございますけれども、町も実施する予定で準備を進めております。昨年のうちから、6月には前年度の所得が確定をすることということでございまして、納税通知書も発送されますので、7月をめどに今実施の準備をしておるわけございまして、原案を作り、各課の中、課長会議等で検討した上で項目を決めて出す予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

坂本議員　これは、どの程度の規模でやるつもりでいるのでしょうか。

総務課長　一応全町民対象で、3,000人を抽出する予定でございます。

坂本議員　それは、作るほうも大変で、あと戻ってきて集計するのちょっと時間がかかるかと思っておりますけれども、それが次の政策に対応していかれると思っておりますので、事務量もかさむと思っておりますが、仕事の中で何とかやっていただきたいと思っております。

そしたら1—4に行きます。

今年度から第6次総合計画がスタートしました。

しかし、昨年一年間はコロナ禍で行政も停滞しております。住民と関わる政策の一部は進まない部分も多かったと思われまます。

また、今後数年は町内全体にコロナの影響が出ると思われます。そうであれば、この計画そのものを再度検討する必要があると私は考えますけれども、町長の所見を伺います。

町長　新型コロナウイルス感染症は、当町においても甚大な影響をもたらしており、現在、いわゆるポストコロナにおける新しい日常の創造と持続可能な地域社会の構築が求められているところであると認識しております。

これまで当町では衛生、生活、経済の3つの分野を軸に感染症の対応を進めてきたところでございますが、現在は、これを継続しつつ新しい日常という新たなステージへ進むため、社会経済情勢の大きな変化に柔軟に対応できるよう飯島町第6次総合計画を策定したところでございます。

議員提案の計画そのものの再度の検討は今のところ考えておりませんが、経済状況や社会情勢の変化、各種関連計画の整合性を踏まえ、3年を目安に見直しの必要性を確認することとしております。

令和3年度の町税収入は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により減収が見込まれると予見しています。感染症の影響下にあっても将来像の実現に向け限られた資源の中で最大の効果を上げるという費用対効果の視点や新しい発想、創意工夫をもって新しいことに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を確実に実行しつつ一步一步着実に進めてまいります。6次総合計画もコロナ対策も、着々と同時に進めてまいります。

坂本議員

それを聞きまして安心をいたしました。

昨年一年と今年一年間は、ワクチンの接種が入ってくるのでまた少し状況が変化してくるとは思いますが、コロナという災害が今後も町というか住民の生活の中に内在していくというような形を取るかと思えます。簡単にはコロナも終息しないのではと思っておりますので、特に福祉と高齢者の方々の生活形態なんかに影響を及ぼしておりますので、それを見て計画そのものも見直しを図らなければいけないところも出てくるかと思っておりますので、それはそのときに考えていただきたいと思えます。

次の2-1に行きます。

これは営業部のお話です。今後の営業部をどうするのかということです。

1期目の町長の立候補のときのマニフェストの1つ、儲かる飯島町へのチャレンジを実現するために営業部がつくられました。

今年度に入り、これからは5つの部会がそれぞれ独自に活動してほしいとの提案があったと聞きました。部会員からは、とても残念だ、まだ芽を出したばかりで大きな形にはなっていない、なぜなのかとの意見がありました。部会長である町長にお尋ねいたします。

町長

営業部は、私が就任当初に結成し、今年で6年目となります。各部会での活動の中から、例えば自然部会から派生した森の会とか、アウトドア部会でいうならばマウンテンバイクに特化した1140MTBが立ち上がったり、食部会であれば米の販売、ヤーコン、あるいは東京の多摩ニュータウンへの米の販売等の計画が進んだり、または花部会ではアルプスのアグリの丘のポピーまたは園児たちが植えていただきました越百クラブのフクロナデシコ、そういったことで各グループ——また文化部会を忘れちゃいかんね。5つ部会がありますからね、1つ町長は言わなんだってなると後からお叱りを受けるものですから、文化部会、これはフルートの演奏等で飯島町の親善音楽大使という方々もつくらせていただきまして地域のグループと交流をさせていただいております。

これを独立させて手を離すという判断をした覚えはございません。どういうふうの間違って伝わったか分かりませんが、私はそのようには思っておりません。

しかし、この5つの部会でそれぞれ事業をやっているんですけども、メンバーに硬直化が出てきた、もっとほかのことをやりたいんですという意見も出てきた、これは非常にいいことなんです。自分たちの手でいい町をつくっていかう。

儲かる飯島町っていうのは、金もうけをするっていう直接のことを言っているわけじゃなくて、飯島町の魅力を発信し、大勢の方に来ていただき、結果もうかれればいいと。飯島町の魅力を発掘するという部分では、町民自らが自分たちの手でまちづくりをやっ
ていこうというところに主眼があるわけでございます。

そういった観点で、さらにほかの科目といいますか、部、部会を立ち上げて数人集まっ
てやっていきたいと、こういう意向も出てきております。これは非常にいいことじゃな
いですか。こんなことを今年一年間、いろいろの方法が考えられると思いますので、そ
こら辺を支援してまいりたいと思っております。

坂本議員 ということは、でも、事務的などころの職員はつけていただけるとい、そういう状
況で、そういうふうを考えていいんでしょうか。

町長 営業部担当は健在でございます。

坂本議員 2-2がちょっとまた似ていることなんですけれども、一昨年、いつまでやるのかと
いう問いに対しては、まちづくりは永遠のテーマで、芽出しが始まったばかりでとの町
長答弁でしたので、今の答弁で営業部は6年目になるということでしたが、現在、町長
がそういうふうに出る答弁でおっしゃいましたけれども、営業部の今後の形というか、
どんな方向に持っていきたいというか、そういうのはあるんでしょうか。

町長 町が主導してこういう形にしてくださいということは、なかなか申し上げないほうが、
自立性があるいいんじゃないかなというふうに思います。町民の皆様こういう飯島
町の特徴を生かしてこういう活動をしたいと、ここに重きを置きたいと思っています。

ここ2年ほど、残念ながらコロナで、本当に頑張った人たちの成果が報われていない。
昨年もアルプスの丘のポピー畑でフルート演奏をする計画でした。それでまた、それと
同時に、町民の森がきれいに整備されたもんですから、森の会の皆様と一緒にそういう
イベントをやろうという計画をしていたんです。残念ながら昨年はコロナでポシャリま
した。今年もそれができなかった。まあじくじたる思いで、その事業に努められた方々、
せっかく成果が出たけれども、大勢の方々に見ていただけないと、非常に残念なところ
があるんです。

どうですか、皆様方、行ってポピーを見ていただけましたでしょうか。2~3年は咲
かなかなくて非常に苦労したんです。今、非常にきれいに咲いています。そこから南アルプ
スがすばっと見える。今、テントを張って、コーヒーをただで飲んでくださいって今やっ
ていますけれども、もっと多くの人に見てもらいたいなあ。まあ恨めしいのはコロナで
ございますけれども。

こういう活動をしっかり諦めずに——僕、諦められるのは本当にかわいそう。これ、
もう嫌だなあっていうふうに思われちゃうと、本当にかわいそう。しっかり町民の皆さ
んたちを盛り上げることで町全体がよくなってきますので、ぜひそういう活動をやって
いる方々には声をかけていただいて、また見ていただいて、よかったぜと褒めていただ
きたいと思います。

坂本議員 今の町長の意見は皆さん聞いていらっしゃると思いますので、営業部の方たちもそれ
ぞれの部会ごと、これからも頑張っていくのではないかと思います。

それでは3の最後の質問に行きます。

お助隊事業のことです。

お助隊事業というのは、コロナ禍の中、ここ2年ほど名前は挙がってきたんですけども、事業形態が固まってきていなかったということですけども、ここ数日前の長野日報で報道がありました。

それで聞くわけですけども、これはどこが主体となってどのような形で進めていかれるのでしょうか。

町長

お助隊事業につきましては、安心して暮らしていける飯島町を目指し、お互いさまの暮らし、今ある飯島町の社会資源を有効に活用していくことを含め、少しずつではありますが取組を進めているところでございます。感染予防をしながら今できることについて取り組んでおります。

また、アフターコロナを見据え、活動を進めてまいります。

事業についての詳細は、担当課長より説明させていただきます。

健康福祉課長

お助隊の事業についてでございます。

こちらの事業については、地域の皆様とともに進めてまいるのが理想の形でございます。

また、高齢者の皆様の集まりを広げていくことが活動の大きな柱でもあるところでございます。

コロナ禍の今は大きな活動はなかなかできにくい状況ではございますが、小さな集まりで検討をしたりですとか、今ある公助、共助、互助、自助についてのすみ分けですとか、よりよい形について関係する人または事業所で協議、研究をしたりといったことを今進めているところでございます。

こちらのほうはコーディネーターという部分が大変重要になろうかと思っております。まとめているのは、その主体は健康福祉課または社会福祉協議会、その両方で、それが中心となって進めてまいりたいと思っております。

坂本議員

これは町内に1つということではなく、小さく町内全域に核を転々とつくるという考えでいいのでしょうか。

健康福祉課長

はい。そのとおりです。できるところから、そこに関わってそれを広げていけたらなというように思っております。

坂本議員

そのコーディネーターというか、もし転々と町内でやっていくとしたら、ある程度1つのところで核になる人が必要なのではないかと思うんですけども、それはこういった形の中で——今話合い中ということでしたけれども、健康福祉課が持つのか社協が持つのかというか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

健康福祉課長

連携を持ちながら進めていくのが重要かと思っておりますけれども、健康福祉課のお助隊担当、それから社会福祉協議会には生活支援コーディネーターを配置しておりますので、そこが中心となって連携を持ちながら進めていきたい、そのように思っております。

坂本議員

今、大体の姿は分かりました。

もうすぐ町内は高齢化が進んでおりますし、独り・二人世帯が非常に増えてきてお

りますので、助けてほしい方たちはたくさんいると思いますし、それが物理的なことじゃなくても、話をしたいとか、そういう方たちもいらっしゃると思いますので、ぜひ必要などころに必要な手が入るような形の中を——コロナという形で現実的な絵はまだかっちりとは描けないと思いますけれど、探り出すような形で、だんだんコロナが静かになっていったら活動できるような状況にさせていただきたいと思います。それを求めまして、質問を終わりにいたします。

[坂本議員復席]

議長 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。
休憩。

休憩再開 午前11時59分
午後 1時30分

議長 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
1番 浜田稔議員。

[浜田議員質問席へ移動]

1番
浜田議員

それでは、通告順に質問を行います。

今回の一般質問の中身のかなりの部分は、昨日、本日の同僚議員の中でいろいろな角度から掘り下げが行われましたので、なるべく重複を避けて、町側の見解の再確認、あるいはもう少し細部についての質問を中心にさせていただきたいというふうに思っております。

まず「1 コロナ禍の町内経済への影響と対策を問う」。

その1、全国規模ではコロナ倒産の増加が報告されている。町内事業者だけが無傷とは考え難い。実情を把握しているか。こういう内容であります。

お手元の配布資料に、帝国データバンクの最新版の倒産件数一覧があります。明らかに多分これはいわゆる第3波の影響だと思えますけれども、3月4月、倒産件数が急増しているということが見て取れます。

特に、ここの数字もさることながら、帝国データバンクのコメントがございまして、「飲食店や宿泊業の倒産にともない、こうした業種から修繕や電気工事などを請け負っていた中小の事業者が連鎖的に倒産するケースも増えている。緊急事態宣言が再延長となればさらなる増加につながる懸念もある」と、そんなコメントがこのデータとは別に寄せられていたということでもあります。

言うまでもなく、倒産や廃業というのは町の中にとどまるものではなくて、町の領域を超えて広がっているだろうと考えます。あまり正確ではありませんけれど、飯島町の所得の約3分の1は町外に依存している、町外からの所得が3分の1ぐらいあるっていうふうに考えています。それから、所得という形で把握されていなくても、個人事業主さ

ん、修繕に行ったり塗装に行ったりっていう方々も含めれば、その金額は相当なものだろうというふうに考えています。という意味で、食品製造や卸売りをはじめ、修繕、設備管理、塗装、造園など、影響を受ける業種は広くて、仕事を融通し合っている個人事業主も少なくないだろうと、こんなふうに私としては心配しているわけです。

質問としては、町民生活のこうした包括的な実情を把握しているかということが質問の趣旨でありますけれども、これまでの答弁の中で、幾つか――二十数社ですか、それぞれの業種との面談を行っていただいた、それから6月の所得確定を受けて包括的な悉皆調査っていいですか、全町民を対象にした調査も行うということでもありますので、その点を確認しておきたいと思っておりますけれども、当然この悉皆調査に関しては具体的な所得について調査していただきたいと思っておりますけれども、そういったことをお考えなのかということも含めて、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

〔下平町長登壇〕

町長 お答えいたします。

町では、町内事業所の経営状況を漏れなく把握することはできませんけれども、関係団体へのヒアリングや法人税の申告書等から、できる限り把握をするよう努めています。

法人税で比較しますと、令和元年度の2,820万円余りに対しまして令和2年度は1,582万円余りと法人税収入が約1,238万円減少しており、全事業者の平均で約44%の収益が減収となっていることが分かります。

また、令和2年度に限り固定資産税減免の特例措置があり、令和2年度の減収が令和元年度と比較して30～49%減収の事業者の家屋、設備に関わる固定資産税が50%減、同様に50%以上減収の事業者は100%免除の措置が取られますが、この特別措置に該当する事業者は町内に74件ございました。これらの数字ではコロナ倒産を予見することは難しいですが、資金繰りが悪化していることは把握しています。

加えて、直接事業所とお話をする中で、追加の融資を受けようにも返せるめどが立たない、そういうことには借りることもできないと、切実な声も聞こえております。

コロナ倒産を防ぐためには、早期にワクチン接種が完了し町民の経済活動が正常に戻るとともに、事業者のさらなる社会変革に対応した業態、業種を模索する等、経営努力の必要が感じられておるところでございます。

その点、現在実施中のくらし復興券等は、町内の事業者へ少なくとも直近で1億円、累計して3億円が消費として使われておるわけでございますので、町民一人一人の経済活動が飯島町における地域経済支援として有効であるように願って発行しておるものでございます。第3弾は9月末までの使用期限となっておりますので、一層コロナが沈静化したときに、商工会、また関係事業者がうまく新しい企画を立てて飯島町の消費の喚起を起こしてほしいなあというふうに思っております。

飯島町も新しい対応につきまして独自にアンケートをいたします。まだ時間がありますので、内容につきましては、ただいま御指摘の部分も考慮、参考にさせていただきたいと思っております。

〔下平町長降壇〕

浜田議員 事業者という形で把握できない部分も実際にはあるわけですね。文化芸術活動ですとか、木工ですとか、様々な形で収益を得ている方、踊りを教えたり体操を教えたりということが家計の支えになっている方もいらっしゃると思います。よく皆様がおっしゃるSDGsというのは、誰一人取り残さないと、この精神でありますので、ぜひ、日の当たらないところっていいですか、目の当たらないところに対しても漏れない調査を求めて、1—1は終わりたいと思います。

それと同時に、一般質問の通告のときには、5月の21日、県の町村長会の臨時総会が開催されたという新聞記事がありまして、国に対するだと思えますけれども、決議を上げたという報道がありました。ですので、これを項目に付け加えました。

私としては、町はどういう意見を持って総会に臨んだんだろうかということと、それからまた、この決議というのは国に対して臨時交付金の増額を求めると、それから、もう長年の全国の課題である地方交付税の増額を求めると、この2点もあり、全く理にかなった話だと思うんですけども、その結果、もしこれが実現した場合にどういう事業を進めるかというふうなこともお尋ねしたかったんですが、当日は、たしか大雨で、町長は出席なさらなかったんですかね。ですので、もしそれ以上お伺いすることがなければ、この質問については省略したいと思います、逆に1点だけ、何らかのそういう町独自の主張をなさる準備があったのかどうかだけお答えいただきたいと思います。

町長 町は意見があるたびにその都度申し上げておりまして、ここにまとめて申し上げたということではございません。

特に、この内容もそうですけれども、ワクチン接種の対応につきまして人材不足等の話はさせていただいておりました。

浜田議員 それでは、この質問はそこまでにしたいと思うんですけども、1つだけ余計なことを付け加えさせていただきたいと思います。

この臨時町村長会の総会の資料は頂きました。ほとんど表紙は1ページで、決議文がついて、大半がDXに対する国の総務省かどこかの説明だったんですね。そのために長野まで行くのかという思いと、町長がDXに疎いかどうかという失礼なことは申し上げませんけれども、数十ページにわたるDX、要するにデジタルトランスフォーメーションですね、デジタル化、これについての研修をやるのであれば、むしろ、それこそオンラインで町の職員の皆さんが聞くような形のほうがふさわしかったのではないかと余計な意見を付け加えて、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問は「県の新型コロナ感染対策は、町で効果を挙げているか」、上げてきたかっていうことになりますけれども、その1、県と町との情報交換はどのように行われてきたか、また感染対策について町民から質問や意見はあったかということが2—1であります。

この一部は既に同僚議員に説明いただいたと思いますけれども、ちょっと私が県のホームページを見ている中身と、それから町のホームページに貼ってあるコロナ対策の間には若干のギャップがあったのではないかとこのように思っているんですけども、このあたりが実際どうだったのか。

それから、もう一つ、感染対策について県や町はどうしているんだという問合せが町にはどんな形であったか、どのぐらいの件数があったか、あればお知らせいただきたいと思います。

総務課長

県と町との情報交換につきましては、三浦議員さんの一般質問の項目で町長がお答えしたとおりでございます。

緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置についての情報をはじめまして、プレスリリースですとか、警戒レベル、医療アラートに関する情報、また県対策本部会議で検討、決定された対処方法や感染拡大防止のための取組方針等に関する情報など、日常的に共有を行っていて、その中で疑義とかがございましたら、その都度、照会をしまいたところでございます。県と一体的な取組ができるように努めてきております。

こうしたやり取りを経まして、町としましては対策本部の中で情報共有をさせていただき、その内容について、町での感染症対策への反映ですとか、職員間の共通認識の確保、町民の皆様への情報提供や注意喚起を実施してきているところでございます。

新型コロナウイルスの感染症対策について町民の方からの質問や御意見はどのようなものがあったかということでございますけれども、これまで対策本部にも様々な意見や質問が寄せられてきました。

そのうち幾つかの内容としましては、感染対策についての御意見、町民に行動自粛を求めながら外から来る人への規制はないのかといった御質問、匿名による投書や情報提供、町施設の利用制限ですとか感染対策の注意喚起、町や地元の行事等の実施についてなどに対する御意見、そういったものが寄せられています。

そのほか、各所管に健康相談や経営支援といった個別の相談や問合せが届けられているというふうにお聞きをしております。

問合せの頻度としましては、1年前の緊急事態宣言発令時に集中しておりました。現在は、より多くの情報が提供されているということもありまして、落ち着いた状況で推移をしております。あまり数もそんなにならないように思っております。

浜田議員

大体の状況は分かりました。

その次、では2—2番に進みます。

県内の感染拡大にはどのような特徴があつて、どのような対策が打たれたのか、それは効果を上げてきたのかということのお尋ねであります。

町にしても県にしても、率直に言って大半が個人に努力を求めるという中身が多くて、もう一つは、県に関していえば危険な地域に出かけるな、往復するな、この2点が中心だったのかなあというふうには思っています。

県の中で感染がどんなふうに進んできたのかというのは、ちょっと県のツイッターから拾った絵を並べてみました。お手元に資料で配ってある(資料掲示) こういう一覧です。

大体3月17日から6月4日、つい先頃まで、ツイッターの載っている全ての画像を切り抜いたということです。これを全部切り抜いて束ねてばらばらとやればばらばら動画になるんですけども、別にそのために作ったわけではなくて、状況全体を見ていただ

きたいということなんです。

言うまでもなく、北信から始まって、ずっと南のほうに南下してきて、5月20日に上伊那が一番ピークを迎えてしまったと、特別警報2を発出するという事態に至ってしまったと。それから2週間余りで、実は警戒レベル3に急速に戻っていった。こんなことが絵から読み取れるわけですね。

こんなことは日本では不可能だと思いますけれども、もしも圏域ごとのロックダウンが可能なら、本来、上伊那の境界でもってブロックすればこんなことにはならなかったのかっていう感じさえもするようなマップなわけです。

これについて、私2つ申し上げたいことがあってこのマップを作ったんですが、1つは、このマップを御覧いただくと分かるように、6月4日の時点、つまり警戒レベル3というのは、4月8日の時点、警戒レベル3と同じなわけです。北信のほうに出ているかどうかという問題を除けば、まだそのレベルだということです。

それに比べて、4月の下旬、3月の末から4月については警戒レベル2でした。

もっと前、3月に至っては警戒レベル1ということで、危機が去って、もう平常状態に戻ったかのような印象を皆さん持っているんじゃないかと思うんですけども、これを見る限り、実はそうではないということをやはり町が発信すべきじゃないかなあというふうに思っているわけです。

というのは、昨日、危機管理について一般質問の中に取り入れている方もいらっしゃいましたけれども、危機管理の大きな要素というのは、正常性バイアス、危機が実際に迫っているのに自分たちだけは安全だという、こういうバイアスが働きやすいと。できるだけ安全な状態であると思込みたいというバイアスが働いて、実際はまだ4月8日の時点と同じであるのに、もっと安全な状態に近づいたという誤解があるようだったら、町はもっと警戒警報を発する必要があるんじゃないかっていうふうに思ったというのがこのマップを作った1つの背景です。というか、作ってみて分かったということですね。

実は、いろいろ拾ってみて、結構手間だったんですけども上伊那の感染状態だけをまとめてみました。それは多分裏側にあると思います。

これは正月からです。新年からです。これを見ると、ほとんどゼロの期間が2週間3週間続いていたのが普通で、現在のところ6月4日までのデータまでしかありませんでしたけれども、依然として上伊那で感染者が発生しているということで、それも考えると、感染レベル3というのは決して安心できる状態ではないし、そのことについては町側としても強くアピールしていただきたいと思いますけれども、ここで町長の御見解をお伺いしたいと思います。

町長 非常に分かりやすい図解をもって示されたわけでございます。またほかのところでもこれを使いたいなあというふうに思うくらいですけども。

やはり、今5から一気に3になったもんですから、その落差が非常に大きいですから、ふっと息を抜く量が多いんじゃないかなあと思いますけれども、しかし、まだまだこれが終わったわけではございません。

まずはワクチンの接種がぐっと行き届くまで、6割以上、7割ぐらいまで行き届くま

で安心はできないという状況でございますので、コロナウイルスの感染対策本部としてもしっかりと注意喚起を流していきたいと思っております。

先ほどの小さなマップにもう一遍戻ります。

実は、ここには私がちょっと不満な点が1つありまして、マップの右側の真ん中あたり、5月10日の時点です。上伊那は、それまで感染レベル4であったのを感染レベル3に緩和しています。これ、私は重大な間違いだったのではないかというふうに思っているわけですね。

何でこんなことになったかという、これは多分、病床圧迫率ですとか、あるいは人数当たりの1万人当たりかなにかの感染者数だけを目印に、つまり動態、変化の指標を見ているのではなくて、単に数字のレベルだけで感染が危険か安全かという判断をしていると。つまり感染の伝播についてのモデルを持っていないんじゃないかということ、これを見て非常に感じたわけです。その舌の根も乾かないというのは失礼かもしれませんが、1週間たったら再び4に上げてしまったと、このあたりがやはり長野県の取組のもう一つ甘いところかなというふうに私は思っているんですけども、そのもう一つの背景は——これは今日もさんざん議論になっていましたけれども、事後的な追跡、事後的な数字しか見ていないからではないかと思っています。

実際に感染が起こるメカニズムというのは、これは県の資料にもございますけれども、「他者へ感染させるタイミング」というアドバイスが県のホームページに貼ってあります。お手元の資料でいいますと資料3です。(資料掲示) このグラフです。

これを見ますと、症状が確定した人は発症の2日前から他者に感染を始めていると、こういう話です。

下は古い、これはCDC、アメリカの疾病予防管理センターのやつを日本語に置き換えたものがいまだに出回っているわけですけども、PCR検査も1週間前から感度が出始めて、発症したときにはほとんどピークに達していると。

PCR検査というのは、コロナウイルスが多分喉とか鼻に出始めている時期ですから——今の日本の基準からいうと、例えば37度5分になって何日間かしたら相談しなさいというのがずっと基準としてありました。これで考えてみると、実は熱が出たというのは、ある意味後の祭り、どういうことかっていうと、1週間前にコロナに感染しました、そのコロナ菌が体の中に蔓延して、人間の防御機能が働いて、その結果、熱が出て、症状が出てくる。つまり、それはもう既に感染してしまって、しかも体内で大幅に増殖してしまった状態が発熱状態です。実際は、問題はその1週間前に始まっているんだってということにあって、しかもそれから何日か自宅で待っていなさいという話は、発症前の1週間、それと発症後の数日間が危険な状態で、しかも他に感染させる状態のまま放置されているということを意味するにほかならない、そんなふう思うわけであり、ます。

です、こういったことを考えると、先ほどもさんざん議論にもなりましたがけれども、事後対策ではなくて、やはり積極的に高齢者施設、医療機関などに対する定期的なPCR検査を行うのが本来の手法ではないかというふうに思います。

ただし、町長の見解はいただきましたので、そのことについてコメントして、改めて見解を求めたいというふうに思います。

これを言いますのは、実は、上伊那にどういうルートで感染が発生してきたかっていうのを、私、県のホームページの非常に見にくいやつをチェックして、1か月分全部、丁寧に追ったんですよ。そうしましたら、その時点では、たしか105件のうち77%は感染経路不明でした。それ以外には、松本経由塩尻ですとか、それから飯田経由が2件、それから、あとは松本から直接ですか、やはり上伊那圏域を越えての感染が実際にあったということが何件かずっとたどっていくとありました。これを直接防ぐ方法はないかと思っていますけれども、けれども、こういった無症状の接触者をできるだけ早く見つけなければ、クラスターが発生してからでは、もうかなりの人たちがその周りに広がってしまっているということになるのではないかとということで、町長のお考えはあるでしょうけれども、依然としてPCR検査を積極的に行うべきではないかというふうに私は思っております。

町長の先ほどの答弁では、有病率が低い場合は、PCR検査は有用でないという見解、保健所長の見解を伺ったということだというふうに答弁いただきました。ですので、PCR検査は必要ないという町長の答弁を繰り返していただく必要はありませんけれども、そのエビデンスを提供していただくことができるかということですね。少なくとも町長の公式見解ですから、県の保健所長の見解そのものをもっと具体的な形で提示していただけるかどうかをお尋ねしたいと思います。

町長 浜田理論はお伺いしましたが、専門的な話につきましては、やはり専門家、現場で医療に携わっている方々の御判断を仰ぐのが適切かと思っております。

お話はお聞きしましたが、参考にさせていただきます。

また、伊那保健所の所長並びに課長の見解については文面でいただきまして、皆様方に、皆様方にお渡ししたいと思っております。

浜田議員 その文面を拝見してから質問してもいいんですけども、念のために、有病率については多分数字がベースになっていないとおかしいと思っています。ですので、その数字を出された根拠も含めて資料提出を求めたいと思っております。

といいますのは、実は1年前にそういう議論がさんざんあったんですね。PCR検査は有病率が少ないと感度が悪いんだと、それを言っていたのがどっちかっていうと感染症研究所なんですよ。これは邪推だといけないのであまり申し上げませんが、保健所長さんっていうのは大体感染症研究所の天下り先なようなところがあって、そのときの議論の根拠になっていたのがPCR検査の特異度という部分だったんです。PCR検査、ほかの検査でもそうですけれども、普通は2つの指標で考えます。感度と特異度というやつです。感度というのは実際に感染した人を感染したと確認できる率、特異度というのは感染していない人を正しく感染していないというふうに判断できる率。

先ほどの町長がおっしゃった有病率が低いという根拠になっているのが、1年前には特異度が99%というぐらいの数字を使っているケースが非常に多かったんです。ネットの上でもそれがあふれかえっていました。さすがにそれはないだろうという現場の声が

あって、そういう世論っていうのはもう随分なくなってしまったんですが、このあたりの事実関係を私は確認する必要があると思っています。

PCR検査は、実際に携わっている方から見れば99%というのは到底あり得なくて、普通はもうほとんど100%、具体的なデータのある中でも99.997%だと言われています。この数字を変えるだけでころころ変わります。ですので、この数字も含めてエビデンスを出していただきたいということを求めておきたいと思います。

これ、実際に私も何人か専門家を知ってまして、これは実際のPCR検査のデータですけども、何がどういうふうに作用するか私なりには知っているつもりですけども、少なくともデータを示していただきたいと思います。

それから、もう一つは……。

もし御発言があればお伺いいたします。

町長 伊那保健所には、今回、このような形の中で、一般質問の中で答えたいということ、こういうふうに公表されるということはあらかじめ御存じでございます。また皆様方にお渡ししますので、ぜひ、それについて反論とか、いろいろ御意見があったら直接やってもらいたいというふうに思いますので、私を介すると何を言い出すか分かりませんので、そのほうが正確かと思っておりますので、よろしくどうぞ、お願いいたします。

浜田議員 はい。分かりました。

ただし、直接やり取りした内容については公表させていただくということによろしいでしょうか。(町長「はい」)

それと、もう一つは、もしそうだとすると、PCR検査に対して消極的だというお話は、県がこれから発表しようとしている方針と一致しているのか。つまり町の感染症対策は国、県の指示に従うと、そういう話をこれまで伺ってきました。

一方で県は、5月31日の知事会見でこういう戦略を出しています。「積極的・戦略的な検査の実施」ということで「新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するためのPCR検査等に関する基本的な考え方を明確化した「長野県PCR検査等実施方針」(仮称)を策定し、PCR検査等を積極的・戦略的に活用することにより、陽性者を早期に発見し、必要な隔離・治療へとつなげます。」というのが知事の先月末の見解です。

これと保健所長との見解はどういう関係にあるのか、これについてお尋ねしたいと思います。

この情報は、既に先ほど総務課長もお答えになったように県の情報ですから届いていると思いますけれども、どちらが優位なのか、その双方の間に矛盾がないのか、これについてお尋ねいたします。

町長 知事の見解と保健所の見解の相違については、分かりません。

浜田議員 そうはいつても町を代表されている方は町長ですので、今この時点で分からないということであれば仕方がないと思いますけれども、少なくとも町は国、県の方針に従うというふうにおっしゃっているわけですから、後日で結構ですので、PCR検査に対する基本的な考え方は何であるのか、それと保健所長との間にそごはないのかどうか、これについて確認を求めたいと思いますけれども、いかがでしょう。

町 長

ちらっとそれらしき場面は見ました。

今回のレベル5について、上伊那で飲食店関係のPCR検査につきまして伊那の会場と駒ヶ根の会場で飲食店関係者全員にPCR検査をすると、こういうのは県側の指示でした。

しかし、上伊那の保健所長は県の指示だから仕方がなくやりましたけれども、それは、結果のとおり1,010名のうちでゼロだったということ、あるいは予定の方々の4割しか受けなかったということ、6割は眠ってしまったということ、受けたいという人はマイナスばかり、プラスの可能性のある人は沈んでしまう、なおかつワクチン接種で大変忙しい医療体制の中で県の指示に対応しなければならなかったということについては、私は県知事に意見を申し上げますという話はしておりました。

浜田議員

県と保健所の間で確執があるっていうのは困ったものですけども。

もう一つ、PCR検査はもっと仕組みを拡大すべきだという話について、町側の答弁は、それだけの人材も設備もないというお話でありました。

けれども、1つだけ御紹介しておきたいと思います。島津製作所という京都のメーカーがごぞいますね。ノーベル賞をもらった方もいらっしゃるんですけども。ここが京都市と提携を結んで、複数の人々が暮らしている施設の排液からコロナを検出する技術を開発したというニュースが載っていました。その後、ほかのメーカーも似たような報告をしていたと思います。

最初にポジティブ検査、つまり明らかに患者のいる施設でこの実験を行ったわけですね。病院ですとか、あるいは隔離先ですとか。もちろん排液をある程度濃縮するわけですけども、そこでもって排液を濃縮して検査をしたら、明らかに、ポジティブ検査——患者のいるところで検査したら、やはり患者が見つかりましたという結果が出ました。

その結果、それでは不特定のところでやろうかということで、100人ほどお住まいの集合住宅で検査をしました。そしたら、やはりPCRで陽性が出ましたということで、その中にお住まいの方を調べたら1人感染者がいたという報告が出ていました。

忙しいというのは——もちろん常に忙しいんですけども、これは、例えば島津製作所と京都市のように提携を結べば、別の人たちの作業としてできないわけではないわけですね。

先ほどお話ししたように、例えば松本と上伊那のある施設、あるいは学校でも何でも結構です。あるいは高齢者施設とか、それが10人100人という単位で定期的にこういう人海検査をすれば、先ほどのような圏域ごとのロックダウンとか、そういうことをやらなくても、日本らしいやり方で検査ができるというふうに私は考えているわけです。

こういったやり方を提案するお考えはありませんでしょうか。

町 長

そういう提案は、やはり科学的に、理論的にお話ししなければなりません。そういうお話を私はできませんので、どうぞ県とひとつ導線を張ってみたいかがでしょうか。

浜田議員

公の場で町長から了解いただきましたので、そういう機会もやってみたいと思います。

では、3番目の質問に移ります。「コロナ禍で顕在化した不要な町事業の見直しと、町がかかわる自治会負担の軽減を求めるが」ということであります。

今年の初め、1月から2月にかけて当時の有志議員4人でもってコロナ禍に関するアンケートを行いました。その中で、「地域にどんな変化がありましたか」という設問に対して、回答総数が300件だけあったわけですが、50件を超える記述の回答がありました。大変熱心な御意見をいただいたということで、町民の皆様には感謝しております。本当にびっしりと思いの丈を書いていた。

様々な御意見でありました。地域の交流が減って子どもへの発達の影響が心配だとか、あるいは大事な行事が失われてしまうのではないかというふうな心配と、その一方で、必要のない行事がこれほどあったのかということで、そういうことは見直していく必要があるのではないか、こんな意見もありました。

総括的な意見としては、伝統は大切にしながらも、やはり取捨選択と申しますか、この機会というのはちょっと失礼な言い方かもしれませんが、新しい生活様式を求めていくというこの時期に、本当に必要な行事、事業、それと、この際見直したほうが良い行事、事業を区別したらどうだという御意見は少なからぬ町民の方からいただいているというふうに思っております。

これについて、まず町長の印象をお伺いしたいと思いますけれども、3—1です。

町長

コロナ禍でいろいろの事業を見直すということよりも、できなかったということの観点の中から——これ1年半続いていますから、そういった会議の持ち方、組織の在り方等を考える機会になったんじゃないかなというふうに思っております。

それは、今後の行政改革で変えるべきところは変えなきゃいけないけれども、しかし、コミュニティーの維持にとって、コロナ下ではできなかったけれど、やっぱりやらなければならないということもございます。そういったことは、区あるいは自治会、それぞれの伝統の中で、伝統を変えていくということの中で変えていただければいいのかなというふうに思っております。

町としては、極力、町に関係あることの精査をする中で、今までどおり改革に常に心がけていきたいと思っております。

浜田議員

様々な問題がありますから、一概にお答えになりにくいのは分かります。

私も実は数年前、副自治会長とか自治会長とかやっております、当時、町の地域創造課、大変熱心に自治組織の負担軽減に取り組んでいただいたということの評価しております。

ちょっと最近、減速していないかなという心配もありまして、3—2の項目を取り上げました。

最近、自治会の役員の方から聞こえてきたのは、やはり防犯指導員、環境衛生自治会、それから交通安全協会など、もう少し何とかならないかというふうなお話があります。

この中で、交通安全協会は町の所管ではありませんので取りあえず省きますけれども、例えば防犯指導員が実際にはないことになったんですが、多分、上伊那の防犯協会の事業に誰か代表を出さなきゃいけないという形で、形だけが残っていると、はっきり言って形骸化された役割が回り番で各自治会長のほうに回ってくる、こんなことがあるように思います。こんなものは、はっきり言ってすっぱりなくしてしまったらどうかという

ふうな思いがあります。

それから、環境衛生自治会も各自治会から1人500円を徴収していたんですかね。それで、400円を環境衛生活動のために自治会に支給すると、そんな面倒くさいことを何でやるんだということで、やめるのかと思ったら、実は差額の100円だけを徴収することになって、全然合理化にも何もなっていないじゃないか、そういう意見がありました。

例えばごみ処理の責任は本来基礎自治体の仕事ですから、自治会からお金を徴収するのではなくて、むしろ、それぞれのごみ捨て場の管理をしている自治会のほうに援助すべき中身ではなかったのかなあというふうには思いますけれども、これについてどうお考えでしょうか。これは所管課のほうがいいのかな。お尋ねいたします。

副町長

今、防犯指導員の話から環境衛生自治会の話まで、いろいろといただきましたけれども、環境衛生自治会に——今年も総会ができなくて役員会だけでございましたけれども、私も出ました。やっぱり500円の問題が出ておまして、500円を集めて、あと400円返すか、100円だけ集めるかということから始まって、いろんな議論をしなくちゃいけないねという話が出ております。そこら辺のところはこれから改善をしていくのかなというふうに理解をしておりますし、確かにごみ処理の問題は基礎自治体の義務になっているというふうに思いますので、これから自治会の皆さんの負担軽減も含めて検討する余地はあるのかなあというふうに思っております。

それから、防犯指導員というようなものもございますけれども、そういうものにつきましても御意見を申し上げておるんですけれども、なかなか伊南ですとか上伊那の連帯がございますので、ちょっとらちよに行かないというのが実情でございます。

一応、回り番でお願いする部分があるのかなというふうに理解はしておりますので、一応、町の中でもいろいろな軽減についてまだまだやっていくべきことはあるというふうに思っておりますし、二、三年前にやったことを継続的にこれからもちょっと続けていく必要があるというふうに考えておりますので、そんなことで御理解願いたいというふうに思います。

浜田議員

伊南防犯協会の事情もあるんでしょうけれども、やはり町としてはすぱっといつていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、やはり自治会長さんのほうから出ていた意見は、地域の水路の壊れたところに関して申請書を出しなさいと、それについては自治会長さんが工事の概要を見定めて見積書を取って、事業計画を立てて町のほうに申請するように求められる、冗談ではないと、そんなことはやったこともないし、業者もよく知らないし、しかもどのぐらいの予算枠があるかもよく分からない、そんなことまで自治会長がやるんですかという質問がありました。

もう随分前になりますけれども、現物支給の話がありまして、うちでも多分同僚議員が、たしか国道の上にかかっている水路橋を現物支給で直すことになって非常に怖い思いをしたと、冗談ではないという話もあったんですけれども、やはり自治会というのは本来地域が地域の環境をよくして安全やなんかを守るために自ら治める組織ですので、ちょっとそのあたり、逸脱したことを自治会に求めている1つの例じゃないかと思いま

す。

こんなことも含めて、今まで自治会に依存していたのが本当にいいかどうかということなんですけど、もう時間もないので、この例について町のほうの見解を端的に伺いたいと思います。

副町長

慣例と申しますか、そういうことで、自治会の皆さん、地元の皆さんが一番事情をよく知っているということで、水路や道路の破損箇所の申請をいただいたりして、大きなものについては町で負担をしてやったり、それからまた農地関係ですと負担金があったりということもございまして、そういうことで町も行政を進めてまいっておりますので、そこら辺につきましましては、またうちの条例ですとか要綱ですとか、見直しをかけるということになってまいりますから、また自治会の皆さん、また区の皆さんですとか、そういったところの御意見をいただきながら、また検討してまいる必要があるかなというふうに考えております。

浜田議員

昔、まだ私が来た頃は、ほとんどが農家で、農家の皆さんはかなり器用で、その辺をなさっていた時代があったと。ただ、今はどちらかというとお仕事に町内外に出かけて、お仕事をしてお戻ってくるという点では、水路やなんかについてのスキルが十分にあるとも思えません。

それと、私のいる地域の特殊性もあるんですけど、本1というのは、昔は国道端の方が農地を持っていて、かなりそういう方の農地も多いんですよね、それを何でも本1の皆さんがやるのかいという意見もあったりして、しかも昔ほどにはそういうスキルも持っていないという現実がかなり矛盾になって出てきておりますので、この件に限らず、かつてと同様に広く見直しをかけて自治会の負担軽減を図っていただきたいということをお求めて、質問を終わりたいと思います。

[浜田議員復席]

議長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)

お疲れさまでした。

散会

午後2時18分

令和3年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年6月16日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第3 第11号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 第12号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 請願・陳情等の処理について

日程第6 議会閉会中の委員会継続調査について

令和3年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和3年6月16日

追加日程第1 発議第1号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第3号 「核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	浜田 稔	2番	久保島 巖
3番	片桐 剛	4番	吉川 順平
5番	坂本 紀子	6番	星野 晃伸
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	坂井 活広	10番	伊藤 秀明
11番	宮脇 寛行	12番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 和夫</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松澤 京子	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	那須野一郎	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松村 和夫
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松澤 京子																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	那須野一郎																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松村 和夫																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年6月16日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。 会期中は、それぞれの本会議をはじめ各委員会におきまして提出されました案件につ きまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る6月4日の本会議において各委員会へ付託をしました補正予算案件2件、請願・ 陳情案件5件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報 告書並びに請願・陳情審査報告書が提出をされております。 また、町長より令和3年度飯島町一般会計補正予算(第3号)が追加提出をされまし た。 本日は、これらの案件について審議を行いますので、議事運営の諸ルールにのっとり 慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いいたします。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 浜田稔議員から発言訂正申出書の提出がございました。 今議会8日に行われた一般質問の発言の訂正を飯島町議会会議規則第62条の規定に より求めるものでございます。 訂正内容は、発言中「特異性」「特異率」という文言、表記を「特異度」に訂正したい というものでございます。この訂正は、浜田議員の発言趣旨を变じるものではなく、文 言、字句の訂正であることから、規定に従い議長においてこれを許可しましたので、こ こに報告をいたします。 次に、町長から追加案件の提出がありましたので、議会運営委員会の開催を求め、取 扱いについて6月8日に協議をいただきました。その結果、議会運営委員長から最終日 の本会議日程に追加して審議することを全員一致で決定したことの報告を受けました。 そこで、本日の日程第4 第12号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算(第3号) として審議願うことといたしましたので、これを御報告いたします。 これで諸般の報告を終わります。
議 長	日程第2 第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算(第2号)

日程第3 第11号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
以上第10号議案及び第11号議案の補正予算2議案を一括議題といたします。

本案につきましては予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

〔坂井予算特別委員長登壇〕

予算特別委員長

それでは予算特別委員会の報告を行います。

6月4日の本会議において本委員会へ付託された第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第2号）、第11号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案について同日に委員会を開催し、総務産業・社会文教分科会を設置しました。

6月9日には各分科会を開催し、説明員として所管職員の出席を求め審議を行いました。

6月14日には委員会を開催し、分科会主査報告と質疑を行い、その後、理事者に出席を求め総括質疑を行った後、討論、採決を行い、結果についてはお手元の報告書のとおり全て可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程において出された主な質疑についてです。

IT関係について「文化館のWi-Fiスポット、インターネットの危険性もあるが今後の計画は。」という問いに対し「現時点である程度責任を持ったものであると考えているが、セキュリティーについて今後研究していく。」との答えがありました。

また、3300加工米について「各地区の法人同士の交流をやってほしいが予定はあるのか。」という問いに対して「飯島農産、飯島農業再生協議会が取りまとめていく予定である。」との答えがありました。

また、「与田切公園入り口駐車場等にトイレは数多くあったほうがいいと思うが、意見は。」という問いに対し「全体的な構想を考えたほうがいいと思っている。来場する人にとってトイレは重要な要素であることは同感である。」との答えがありました。

また、町なか活性化事業「お祭りをしっかりやってほしいが意見は。」という問いに対し「町主導ではなく、若者が自主的にやってくれることが重要。町は支援者として関わっていきたい。」との答えがありました。

また、「四季彩プロジェクトは何年続くのか。内容は。」という問いに対し「千人塚をどのようにしていくのか検討が必要。検討結果による。」との答えがありました。

また、討論で出された主な意見は、賛成討論として「町の現状に応じた内容となっている。」、ほかには「加工米等、今後の検討を要するものもある。」との賛成の討論がございました。

以上です。

議長

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

		これで質疑を終わります。 坂井委員長、自席へお戻りください。 〔坂井予算特別委員長降壇〕
議	長	以上で委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決を行います。 最初に、第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長 5番 坂本議員	次に原案に賛成討論はありませんか。 賛成の立場で討論いたします。 低所得者の子育て世帯に対する特別給付の支援に対しては、対象者に対して迅速な対応をしていただき、きちんと該当する方たちに支給されるよう望むものです。 それから、もう一つはWi-Fiのことなんですけれども、与田切公園、それから千人塚など、今後アウトドアに関して力を入れていくということになれば、その地点で災害とか危険とか、そういう防止のためにWi-Fiを使用するような可能性がありますので、それに対して研究していただきたいということを付け加えます。 ほかの内容に関しては適当と思いますので、賛成といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第10号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第2号）を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第11号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。 初めに原案に対する反対討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第11号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を

採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 4 第 12 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町長 第 12 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明
を申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,565 万 7,000
円を追加し、歳入歳出それぞれ 53 億 8,579 万 5,000 円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、上伊那圏域における新型コロナウイルス特別警報 2、
また感染警戒レベル 5 の発出により影響を受けた町内の飲食等の事業者に対し県の支援
をいただけることになり、実施する事業継続支援と 65 歳以上の新型コロナウイルスワク
チン接種の前倒し実施に伴う必要経費のほか、速やかに対応が必要な事業につきまして
予算措置を行うものでございます。

主な歳出の内容ですが、新型コロナウイルス感染症対策に係る第 2 弾事業継続応援補
助金に 1,500 万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業におよそ 760 万円、夏に帰省
を予定している学生が実施する PCR 等検査への補助として 60 万円、大規模盛土造成地
地下水観測業務におよそ 70 万円を計上するとともに、特定財源となる国庫支出金を増額
し、財源不足分に財政調整基金を繰り入れることとしております。

なお、県からの支援が確定したところで財源の組替えを予定しております。

その他細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御
審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長 補足説明

住民税務課長 補足説明

健康福祉課長 補足説明

産業振興課長 補足説明

建設水道課長 補足説明

議長 その他補足ございませんか。

提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5 番

坂本議員

では3点質問いたしたいと思います。

4531の今説明のあった調査費なんですけれど、これは今後大体どのぐらいの期間調査していくつもりなのか。

それと、8ページの2823仮設の日よけの通路っていうのは、場所はどこになるのかということ。

もう一点は、先ほどの事業継続応援補助金なんですけれど、これは大体件数としては全体で何件くらいになるのか。

お願いいたします。

建設水道課長

それでは最初の御質問にお答えいたします。

こちらの調査でありますけれども、お手元の資料1を御覧いただきますと、二重丸、赤丸が中にありまして外に黒丸があると思っておりますけれども、こちらのほうの地下水の調査、こちらは2か所ございまして、この後、予算をお認めいただけましたら、年度末の3月まで合計で2か所を9回の予定でございまして。

健康福祉課長

それでは、2823ワクチン接種事業の中で計上させていただいている日よけ通路足場設置工事の場所についてでございますけれども、ただいま集団接種を行っております文化館の入り口の前に設置することを考えております。

以上です。

産業振興課長

事業継続応援補助金の対象件数、見込みですが60社ほどを見込んでおります。

議 長

質疑はほかにごございませんか。

2 番

久保島議員

事業継続応援補助金についてお尋ねをいたします。

2点お尋ねいたします。

1点は、この交付対象者、それから交付条件、そして補助金額等については、県の基準もしくは近隣の市町村と同等かどうか、同じものなのかどうかということが1点。

もう一点は、この申込み締切りはいつで、支払いはいつを予定しているのか。なるべく早い時期に交付されるといいなあとというふうに思っているんですが、その辺の見込みについてお伺いいたします。

産業振興課長

ただいま2点の御質問をいただきました。

今回の補助金の考え方なんですけど、昨年度当町で実施しました年末年始の忘年会、新年会を自粛した飲食等への事業継続応援補助金、これを第1弾としまして、これの基準と、あと県が時短要請、休業を要請した協力金の支給制度、これを基にこの制度を構築しております。

続きまして締切りの期限ですけれど、8月31日までを申請期限とさせていただいております。

それと支給につきましては、できるだけ早く申請を受け、処理をし、速やかに行っていきたいというふうに考えております。

議 長

ほか質疑はございませんか。

4番

吉川議員

今の第2弾の事業継続応援補助金でございます。

県に要望していただきまして、ありがとうございました。

この配布基準について見直しを提案するものでありますけれども、25%以上が減少しているという形でございますが……

議長

吉川議員に申し上げます。

ただいま質疑の時間でありまして、提案は控えていただきたいと思います。

4番

吉川議員

すみません。質疑です。

この1,500万円の配布基準のあれでございますけど、25%減少じゃなくて24%や20%減少の皆さんも努力しておるわけですけれども、その方々に対しての何か町の独自の支援っていうものが考えられるでしょうか。

産業振興課長

今回のものにつきましては、上伊那圏域における新型コロナウイルス特別警報2の発出で影響を受けた事業主を対象にしていきたいという考え方を持っております。

第1弾につきましても25%以上の減少という基準で行わせていただきました。

また、昨年度の中で国の持続化交付金、あれは50%以上という基準でございましたけれども、その中で、議会の皆様からも何とか町の支援をという1つの決議書をいただいておりますが、そこで25%以上という1つの目安もいただいております。

それらを含めまして今回の基準の25%以上ということで設定をさせていただいております。

頑張っている事業者で24%とか23%減少の方もいらっしゃると思いますけれども、直近としましては影響の大きい事業主に対しての支援を早急に図っていきたいというふうに考えております。

議長

よろしいですか。

4番

吉川議員

はい。

議長

ほかに質疑ございませんか。

5番

坂本議員

先ほどの4531のところは、場所の地点ではなく、期間がどのぐらい、今後どのぐらいかかっていう期間を聞いたんですけれど。

建設水道課長

大変失礼いたしました。

先ほど申しあげました場所でありまして、毎月1回、7月から3月までということで9回調査を行ってまいります。

以上です。

議長

その他質疑ございませんか。

8番

堀内議員

すみません。4121の商工業振興費について、第2弾事業継続応援補助金についてちょっとお尋ねいたします。

今回、駒ヶ根や伊那でも休業要請の協力金が県から来ておりまして、そのお金が出ておるところでございますが、その関わりで、今、経済産業省のほうでやっている月次支援金っていう補助金が今スタートしております。4月5月6月とやっていくような形になるんですけども、そこと今回の飯島町の協力金が併用できるものかどうかっていうのをお尋ねしたいと思います。長野県の協力金が出ているところっていうのは補助を受けることができないよっていう規定もあるんですけども、これはそれに該当するものかどうかっていうのをお尋ねいたします。

産業振興課長

ただいまの継続応援補助金の関係でございますけれど、県の協力金の出ている市町村、これは飯島、中川、辰野を除いたところで時短要請、休業等に応じまして協力金が支給されました。これらに対しても、今回、県は経済継続の交付金を支給されますが、それらについては取扱いについて留意をいただきたいという県の指針が出ております。

ただし、飯島町につきましては、この協力金は対象外の地域になっておりますので、これとは関係なく今回の事業を進めてまいります。

それと、国の事業の補助金でございますけど、今回のものはあくまでも特別警報2発出によるものでありますので、国の補助を受けている受けていないにかかわらず支給をしております。

議長

関連ですか。

8番

堀内議員

はい。

今回の駒ヶ根、伊那についてもコロナウイルスの特別警報2が発出されたことによる補助金であったというふうに承知はしておるんですけども、そこはまた別のものということでしょうか。

産業振興課長

質問のほうをちょっと確認しますけれど、新型コロナウイルス拡大防止協力金事業とは別ということでしょうか。それとも、今、県の6月議会の中で出されている特別警報2発出市町村事業者支援交付金のことでしょうか。

8番

堀内議員

今回の補助金の枠組み、それがどこから出てくるかっていうところにもよるんですけども、駒ヶ根、伊那で出た事業応援協力金っていうものとは別のところから出てくるっていう形になるのかっていうところと、今後その協力金が交付される場合については月次支援金のほうを返してくださいっていうふうな要綱があったので、そこに該当するのかわからないかということを確認させていただければと思います。

産業振興課長

既に駒ヶ根市等で実施されている協力金の関係と今回の事業継続応援の関係は違うものでございますけれど、ただ、いずれにしても、それは、元は県のほうから出されている財源になります。

議長

堀内議員の質問は3回に達しました。

そのほか質疑ございませんか。

11番

宮脇議員

すみません。2件、ちょっと確認したいわけです。

今回の町長の迅速な対応によりまして、中川、辰野と一緒に県の方から補助金を受ける形になって大変よかったなあとと思っているわけですが、この補助制度の関係には25%っていうのがあるわけですが、中川、辰野この2町村との差異があるかどうかというのがちょっと気になったので、その辺をちょっと確認したいのが1件です。

もう一件は、地元でありますので、先ほどの久根平の件ですが、坂本議員が確認した内容の続きになるわけですが、先ほど3月までに9回というお答えだったわけですが、来年以降はやる必要がないってお考えでしょうか。

この2件をお願いします。

産業振興課長

継続応援補助金でございますけれど、これについては、企業訪問を5月の中下旬に行い、そして県、県知事への要請を行い、その中で承諾がおおむね得られた段階から飯島町は制度設計に入ってまいりました。特に第1弾で既に同じような飲食店への応援をしておりましたので、これに基づくものと協力金の県の基準も見ながら進めて、独自に、もうできるだけ早くにこれをやりたいということで、制度設計を図ってまいりました。

中川からも問合せはあったようですけれど、こちらではそれぞれに確認はしていませんが、報道で見る限りでは、たしか中川では15万～50万円ほどの中で補助金がされるということだったような気がします。辰野町さんは一律20万円だったのではないかと思います。

ただ、飯島町は今までの経過とできるだけ効果が出るような形で今回の制度設計を図ってまいりましたつもりです。

建設水道課長

それではお答えいたします。

今お手元にある資料が令和2年度で行いました650万円の事業ですが、こちらの事業に基づきまして今回さらに経過観察が必要だということでございまして69万3,000円を盛らせていただいておりますので、この後、年度末まで月1回、計9回でありますけれども、行ってまいります。

また、6番にもありますが、今後の対策については検討するということでございますので、場合によっては、その費用が発生すれば、令和3年度以降、何らかの形で予算措置をしていくかもしれません。ただ、現在はまだそういうことも分かりませんので、必要に応じて事業を継続していく必要があるかと思っております。

議 長

その他質疑ございませんか。

1 番

浜田議員

2点質問いたします。

今の地下水位の変動に関連してですが、この地域では地下水のくみ上げも行っていると思うんですが、その量との関係等については調査の対象に入っているかどうかということかという点が1点です。

それから、もう一つは、先ほどの商業部門への補助金は、これはこれで大変大事なことでと思っておりますけれども、併せて例えば工業部門に対して検討されたということはないのかということについてお尋ねしたいと思います。

もう少し具体的に言いますと、展示会がなくなってしまったものですから、多分不用額がたくさん出るんですよ。その代わり、全国的な技術レベルですとか、そこの商談ですとか、そういったものが止まっていて、多分予算は必要なしに組替えでできるような項目が現実には起こっているんじゃないかというふうに思っていて、そのあたりは検討していただいたのかということをお尋ねしたいと思います。

町長 今回の県の交付金につきましては、ベースは、感染警戒レベル5になった5市町村は時短を強いられたんです。レベル5でなければ時短の指示は出せない。飯島町も同じ影響を受けるからレベル5にしてくれと言っても、これは逆な話で、無理な話なんです。基本的には時短に協力してくれた方への支援、これがベースです。ですから、ある程度影響を受けた方々に対応するというのがベースです。

全員に同じように配ったらどうか、この方が平等か。私どもは、大きな痛手を受けたところはやっぱり大きく支援するということが1つの平等であるというふうに考えておりますので、一律にお配りするという事は逆に不平等であるというふうに考えております。

また25%で切ったのか。これをどこで切るかというのは常に問題になりますけれども、一度議会の皆様方との相談の中で25%という数字が出ておりますので、前例に従ってその数字を出させていただきました。

以上です。

議長 では、地下水と工業関係の件と、この2点について答弁をお願いします。

建設水道課長 地下水の関係でありますけれども、あくまでも今回の大規模盛土に関わる地下水の水位の観察でございますので、周囲のものとは関係ございません。

産業振興課長 工業部門の関係でございますけれども、毎月、商工会と懇談を持っておりますけれども、まだまだ展示会等については、ぜひ今年はやりたいという気持ちがあることと、場合によっては形を変える可能性もあるんですけれども、ちょっと今段階で減額というところまでは至っておりません。

それと、今回の6月の県議会の中で県がコロナ対策の経済支援を出されております。新型コロナ中小企業特別応援金というもので、売上げが大きく減少している中小企業ということで、業種を絞っておりますので、ぜひこういったものも御活用いただくことがよろしいかなあというふうに考えます。

議長 浜田議員、よろしいですか。

1番

浜田議員 はい。

議長 その他質疑ございませんか。

9番

坂井議員

2821の新型コロナウイルス感染症検査補助金について2点お聞きします。

先ほどこれは30人を上限というふうにおっしゃったって思うんですけども、30人を超えた場合はどうされるのかというのが1点。

もう一点は、これについて、恐らくこれは町外とか県外だと思うんですけども、こ

ういった人たちへの広報はというふうにしていくのか、広報活動はというふうにしていくのか。

この2点をお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長

予算で30人を見込んだ経緯なんですけれども、実は年末年始に帰省をされるであろう学生等に補助を行ってきた経過がありまして、そのとき実際に検査で補助を出したのが8件でございました。そのような状況も踏まえて今回計上したものでございますが、検査が想定以上に該当者があった場合には、またその都度検討してまいりたいと思っておりますが、一応30人くらいだろうと見込んでいますのでございます。

それから、もう一点の広報なんですけれども、まずホームページのほうにアップして広く周知をしたいなあとというふうに考えております。

以上です。

議長
5番

その他質疑ございませんか。

坂本議員

先ほど浜田議員が言ったのは、盛土をしたところの工場の中で地下水を取っているところがあると思うがという質問だったわけですが、課長答弁からすると、地下水は取っていないのか、もしくは地下水を取っていたとしても影響がないというふうに認識していいのでしょうか。

建設水道課長

失礼いたしました。

工場のほうの地下水との関係ということかと思えますけれども、今回につきましては、そういうところについては関係ございません。あくまでも盛土したところの地下水の水位、地盤に対する地盤の隆起とか、そういう関係に対する経過観察となりますので、工場のほうのものとは関係ございません。

すみません。失礼しました。調査対象とはしておりません。あくまでも盛土の箇所の調査でございます。

議長
4番

坂本議員の質問回数は3回に達しました。

その他質疑ございませんか。

吉川議員

くどいですが、コロナの関係の支援事業ですけれども、先ほど工業っていう話がありましたけど……

議長
4番

吉川議員、マイクを……。

吉川議員

はい。(マイク操作) すみません。

前にも申し上げましたが、農家のほうもなかなか厳しいということでもありますので、特に花の関係については厳しいと、またいろいろの農産物について始まってくるといことで、そこら辺の実態調査も含めて考えているかどうか、お答えをお願いしたいと思います。

産業振興課長

ただいま農業の関係でお尋ねをいただきました。

今回、企業訪問のほかに農家へも実態調査は別に行っております。その中で、やはり

花農家への影響が出ているということはこちらも承知しております。

今の国県の動向ですけれど、国の関係では高収益作物次期作支援交付金の第4次の公募をこれから打っていきたいと、そういった情報がありますので、具体的に言うと、これは花卉——花ですね、これが対象になってくるかと思っておりますので、この辺も見据えていかなければいけないなというふうに考えております。

議長
4番

よろしいですか。

吉川議員

はい。

議長

その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長
9番

次に賛成討論はございませんか。

坂井議員

私は賛成の立場から討論させていただきます。

新型コロナウイルス感染症検査補助金について、年末年始は8人だったというところを今回は30人ということで算定したということは大変結構だと思います。

一方で、周知方法が今ホームページだけということだったので、ちょっとこれは足りないんじゃないかなと、若い人の中でホームページを見る人がどれだけいるかというのは疑問なので、その点についてももう少し周知を考えていただければなと思います。その上で賛成いたします。

以上です。

議長
5番

ほかに討論はございませんか。

坂本議員

それでは賛成の立場で討論いたします。

商工業費の第2弾は感染警戒レベル5という中で25%以上の売上げが減少したというところに補助金を出すわけですけれども、それは第1弾が私たち議員のほうで提案した25%という中で決められたということです。

この状況が長期にわたっているわけで、皆さん、25%以下の減少の方たちの中にも努力されているんだけど大変だという方もいらっしゃると思います。これはこれで評価したいとは思いますが、これが適用されなかった方たちの実態もよく調べていただきまして、その方たちにも何かの支援ができるとしたら何であるかということ町はしっかりと見極めていただいて、そういう人たちも救済していくような措置を何か考えていただきたいということを付け加えて、賛成といたします。

議長

その他討論はございませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第 12 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）を採決します。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 5 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。
 本案につきましては、去る 6 月 4 日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しており、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。
 各請願、陳情等の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。
 これから委員長報告を求めます。
 吉川総務産業委員長。
 [吉川総務産業委員長 登壇]

総務産業委員長 総務産業委員会へ付託された請願・陳情案件審査のため令和 3 年 6 月 9 日午後 1 時半より委員会を開催し、4 件の審査した結果を審査順に報告いたします。
 初めに 3 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書についてです。
 参考人として上伊那地区労働組合連合会 林澄男氏に出席していただきました。
 参考人に対する質疑でございます。
 委員会としては、協議会を開催し論点整理をいたしました。4 つあります。論点 1 飯島町議会として最低賃金基準がよいのか、労働基準法的に不足しているのかが 1 つ、論点 2 中小企業の労働改善、論点 3 全国一律が妥当なのかどうか、論点 4 日本経済の底上げから見て今回の提案が妥当なのかどうかというのが論点でございました。
 委員会を開催し、お手元の資料の陳情書の意見にありますように 3 つございます。
 まず 1 つ、政府は労働者の生活を支えるため最低賃金 1,500 円以上を目指すことと意見書には出ております。
 特に陳情書の中で、東京地区の北区というところがありますが、1,664 円という最低生計費がありますけれども、それにつきましては、特に東京の北区につきましては埼玉に近いという形でございまして、それをピックアップしたっていう時点がちょっと問題であるということです。
 いずれにしても中小企業の支援をするのはいいという形で趣旨採択としたいということでありまして、理解はできるが、最低賃金の一律には無理がある。
 ですが、3 番にありますように政府は最低賃金の引上げができ経営が継続できるよう

に中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ることにつきましては重要というふうに考えました。

つきましては、お手元の資料のように趣旨採択とすべきものというふうに判断いたしました。

次に2番目、3陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情についてです。

参考人は原水爆禁止上伊那地区協議会会長・信大名誉教授 野口俊邦氏、事務局 馬場毅氏でございました。

参考人に対する質疑等の後、結論的には討論に入りました。

採択に反対意見につきましては「国は核兵器の廃止に対して力強く動くべきである。批准ではなくて動いてもらうということが大事である。」という意見でございます。

採択に賛成の意見としましては「趣旨に書かれているとおり核を持たない国として賛同し、国民の声として動いていくべきであります。核保有国に対しても廃絶のプロセスに対して書かれているために威嚇が行われ核装備をしております。この動きに対しても賛成であります。」「すぐになくすという話ではなく、このような声を大きくしていかなければならない。動いていくべきであるということを考えて賛成。」という形でございました。

採決につきましては、委員会としてはお手元の資料のように採択すべきものという形になりました。

3つ目、3陳情第3号 消費税率5%への引き下げを求める陳情書についてです。

参考人として上伊那民主商工会会長 鈴木正巳氏にお越しいただきました。

討論をいたしました。

採択に反対意見としては「コロナ下において事務負担、経済的対応負担が増える。生活者への混乱が考えられます。」「5%に戻るということは時代が逆行している。社会保障の財源としても確保していかなければなりません。10%を維持するべきである。」ということでした。

採択に賛成意見でございます。「国の税構造を消費税型にしてしまったことが問題である。消費税を増やしてしまった。税収構造を変えたこと、失われた30年と申しますが、累進構造を変える。富裕層への甘やかしがある。消費税の持っている構造をこの機会に見直すべきである。システム変更の負担より得るものが大きい。」という賛成意見でございます。

委員会としては不採択にすべきものという形になりました。

最後の4つ目、3陳情第4号 消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書についてでございます。

同じく参考人として上伊那民主商工会会長 鈴木正巳氏に来ていただいております。

すぐ討論に入りました。

採択に反対意見として「付加価値税にインボイスは付き物だ。日本の場合は緩和措置でこれまで来た。本来の姿に戻すべきである。」「個人事業主は1,000万円に行っていない

い人も多くいる。課税売上割合があるため、強制的に入れと言われることは少ないと思う。簡易課税制度についても今のところ廃止はない。インボイスに入らない選択を行えばシステム負担はない。」という意見であります。

採択に賛成意見は「非課税業者潰しであります。1,000万円未満の業者を絞る日本の裾野の業者を潰す制度である。」という意見でございました。

委員会としては、採決の結果、不採択とすべきものというふうになりました。

以上、4つの陳情書につきまして御報告を申し上げます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

吉川委員長、自席へお戻りください。

〔吉川総務産業委員長 降壇〕

議 長 次に社会文教委員長からの報告を求めます。

星野社会文教委員長。

〔星野社会文教委員長 登壇〕

社会文教委員長 それでは、社会文教委員会から審査の件について御報告いたします。

3 請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書についてです。

参考人として長野県教職員組合上伊那支部 辰口憲治氏に来ていただき質疑を行いました。

問い「請願書はいつから出ているのか。」 答え「10年以上前。」。

これについては、意見としまして「この地域の現状を理解し、請願の活動に取り組んでいただきたい。」ということでした。というのは、来ていただく先生が変わるので、この地域の特色というか、学校の様子をしっかりと把握してもらって請願に来ていただきたいということが出されました。

討論です。

まず採択に反対「所属政党により同様の要望を出している。飯島町は既に35人体制。請願事項の2の負担金も国が変えることであるので不可能なもので、請願しても意味がないのでは。」です。

採択に賛成の意見が「日本中の子どもたちに学びを平等に保つためと、職務に比べ教育費にかかる予算が少ないので、声を上げるべき。」です。

採決の結果は、採択に賛成が5人、採択に反対がゼロでした。賛成者の意見を聞き、全員納得の上という賛成の意見でした。

以上です。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

議 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>星野委員長、自席へお戻りください。</p>
議 長	<p>〔星野社会文教委員長 降壇〕</p> <p>以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。</p> <p>これから案件ごとに順次討論、採決を行います。</p> <p>最初に、3請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書について討論を行います。</p>
議 長	<p>本請願についての委員会審査報告は採択です。</p> <p>初めに原案に反対討論はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長 7番	<p>次に原案に賛成討論はございませんか。</p>
三浦議員	<p>それでは、『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書を採択することに賛成の立場で討論をいたします。</p> <p>全ての子どもたち、どの子にも行き届いた教育をするためには、少人数学級をさらに進める必要があるというふうに考えております。</p> <p>長い間、この請願は意見書として議会としても上げてまいりましたが、今回、コロナ禍の中で子どもたちが密にならない対策が取られてきました。そうした中で、子どもたちの人数が少ないことによって教員も教えやすかったり、子どもたちも学ぶことがとても分かりやすく学べる状況であったというふうに聞いております。こうしたことから、国でも35人学級を実現することとなりました。</p> <p>さらに中学校にも、今現在40人学級のままですけれども、これが35人学級へと広がっていくことを望んでいるところです。</p> <p>また、今まで2つの請願書が上がってきたわけですけど、今回は1つのものとして義務教育費の国庫負担制度の堅持、拡充を求めるということで一緒の請願に入ってまいりましたが、この件につきましても、小泉政権下で国庫補助負担が2分の1であったものが3分の1に減らされ、非常に自治体の財政力によっても差が出てきていて、どこにいても同じように教育を受けるという部分で、本当に自治体の財政力で差がつくということとはよくないことであり、私はこの請願をもってぜひ国に意見書を上げて進めていきたいというふうに考えておりますので、賛成をいたします。</p>
議 長	<p>ほかに討論はございませんか。</p>
議 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>

これから3請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書について採決をいたします。

お諮りいたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願は委員長報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、3請願第1号は採択とすることに決定をいたしました。

次に、3陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。

ついては、本陳情の議事の進め方について事務局から説明を求めます。

事務局長 審議方法説明

議長 少しちょっと複雑な進行になりますので、議長のほうで明確に申し上げてまいりますから、御判断をいただきたいと思えます。

お諮りします。

本陳情の議事運営については、事務局長のただいま説明のとおりに進めてまいりたいと思えますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。

それでは討論を行います。

初めに原案を採択することに賛成の討論を求めます。討論ございませんか。

9番

坂井議員 私は陳情書の原案に賛成するという立場から討論させていただきます。

ちょっと私、パート従業員を雇っているんですけど、ちょっと1,500円は払ってなくて、そういった立場でこう言うのは申し訳ないんですけども、国が主導して最低賃金を改善して1,500円にするということは労働者の生活向上につながるというふうに思えますので、私は陳情書の原案に賛成いたします。

以上です。

議長 次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択すること、双方に反対の討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に原案を採択することに賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に原案を趣旨採択することに賛成の討論はございませんか。趣旨採択に賛成です。

2番

久保島議員 私は趣旨採択が妥当だというふうに考えております。

一律1,500円というのはちょっと無理がありまして、長野県でも今は八百幾らでしたので、その倍ぐらいになるということになりまして、これは中小企業を非常に傷めることになるだろうというふうに思っています。

そうではなくて、気持ちは分かりますので趣旨採択をして、意見書を出して、その意見書には私どもとしては1,000円を確立しなさいというようなことを求めていったらどうかと思います。

あと、中小企業支援についてはこのとおり行っていただきたい。

それから、もう一点——ここに3点載っているんですが——やっぱり地域性があるだろうから一律性っていうのは無理だろうということで、このことについては承認できないというふうなことを考えておりまして、これについては趣旨採択をし、独自の意見書を出したらというふうに思っておりまして、趣旨採択に賛成いたします。

議 長
5番
坂本議員

ほかに討論ございませんか。

私も趣旨採択に賛成であります。

県内の最低賃金も大分上がってきておりますけれども——この陳情書にある849円。でも、ここまですべて行っていない企業さんもいらっしゃいます。現状としては、これを一気に1,500円に持っていくというのは少し無理があるかと思っておりますので、少しずつという中で、趣旨は十分納得いたしますので——それとまた全国一律っていうのも急には難しいという状況だと思います。それぞれの地域性があるという中でのことなので、徐々にという中で、趣旨採択に賛成いたします。

議 長
1番
浜田議員

ほかに討論ございませんか。

趣旨採択とすべきという立場から討論いたします。

この陳情に書かれている趣旨全体は、私としてはおおむね賛成できるものであります。

ただ、残念ながら、一方では中小企業の支払い能力を具体的に高めていく手順についてもっと具体的な提案が必要だったのではないかとというのが1点です。

それから、もう一点は、全国一律もそれなりに理解はできますけれども、もう少し論証すべき内容があったのではないかとということで、このあたりについては今後も議論が必要ではないかというふうに考えております。

ただ、その一方、当議会としては、趣旨採択ということで態度を曖昧にするのではなくて、やはり当議会としての意見を独自に上げるべきであろうということで、そのような意見もありますので、そういった中で最低賃金の具体的な引上げへの手順を議会としても後押ししていくと、そういう結論が妥当ではないかということで、趣旨採択に賛成するものであります。

議 長

ほかに討論ございませんか。

議 長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから3陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書について採決をします。

この採決は起立によって行います。

初めに本陳情を趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。御起立ください。

[賛成者起立]

議長

御着席ください。(起立者着席) 起立多数です。したがって、3陳情第1号は趣旨採択とすることに決定をいたしました。

次に、3陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は採択です。

初めに原案に反対討論はございませんか。

2番

久保島議員

私は、この陳情について採択すべきではない、不採択として意見を述べさせていただきます。

核兵器禁止条約は核抑止力が安全保障に対する役割ということを全く無視している、禁止を一方向的に迫るという内容では実効性に欠けていると考えています。

米、英、仏、中、口の核保有国や日韓など米国の同盟国は参加していません。そうすると、この条約には拘束されないということでございまして、批准国は中南米やアフリカなどの核の脅威に直接さらされていない国が多いということが見て取れます。核兵器が持つ重みの認識を共有するのは困難であると思います。

地雷やクラスター弾の禁止条約とは同列に語ることはできないというふうに思っています。

しかし、条約の前文にあります被爆者の苦しみ、禍根を繰り返さないこと、核兵器の使用は人道上許されない、この点につきましては議論の余地はなく、賛同するものでございます。

しかし、一方、安全保障の観点から見て核保有国や米国の核の傘を必要としている国の個別の安保環境についてのことを考慮していないという点では、条約には致命的な欠陥があるというふうに思っています。

日本は、核保有国——ロシア、北朝鮮とか中国とかあるんですが——その核に直面をしているという中で、米国の核抑止力に依存していると言ってもいいだろうと思っています。この条約の中に核使用の威嚇も禁止するという条項がございまして、これは核の傘の信頼性を否定するものだというふうに思っています。

日米安保条約やNATOの根幹を揺るがすことになりまして、批准で核の脅威が増すことにならないか、つまり核の傘の下から追い出されてしまう、このことにより国土並びに国民の命と暮らしを守ることができないというふうに思っています。

ここでは批准やオブザーバー参加もすべきではない、現実の脅威に適切に対処しながら地道に核軍縮を前進させていくというのが日本の取るべき立場だというふうに思っています。

日本の取るべき姿勢は、核禁止条約の批准ではなく、唯一の被爆国として核保有国と非保有国の対話を仲介し亀裂を埋めていく役割を果たしていかねばならない、世界の大半の国が参加しています核拡散防止条約——NPTですね、この役目を高めていかなければならないと、日本が主導していく立場にあるだろうと思っています。

また、昨今、新スタートの動きもございまして、米国とロシアが折衝をするという情報も入ってきております。これは明るい兆候であるというふうに思っています。それを阻害するような禁止条約の調印、批准は絶対に避けるべきだというふうに考えておりまして、この陳情は不採択といたしたいと思っています。

議長 7番 三浦議員 次に原案に賛成討論はありませんか。——ありませんか。

私は日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。

日本は唯一の被爆国であります。私は世界のどこにも原爆というもの、核はあってはならないというふうに考えておりますので、核兵器禁止条約の批准はまず日本が率先してすべきことではなかったかと、とても残念な思いでおりますが、ぜひ日本として批准を求め、この陳情に賛成するものです。

議長 5番 坂本議員 ほかに討論はございませんか。

私はこの陳情に賛成の立場で討論をいたします。

先ほども言われましたように、日本は核の被害があった国でございまして。そして、なおかつ、核兵器とは違いますが原発事故も起こしております。それは東日本大震災であります——これは人為的なものではなく自然災害ではありましたが——それによって、やはり核の放射能汚染の拡散の問題と、それから放射能に汚染されている人々もつくってしまいました。そういう現実があって、もちろん核兵器が私はないほうがいいと思いますし、核そのものが国内にあることに対して私は反対する立場でおりますので、この陳情に賛成をいたします。

議長 1番 浜田議員 ほかに討論はございませんか。

私もこの陳情に賛成する立場から討論いたします。

核の脅威にさらされていない国々だけの賛成ではないかという御意見でありますけれども、実際に署名を行っている国は80か国余に上っております。その中には、ヨーロッパの多くの国、スウェーデン、スイス、オーストリア、アイルランドなど、こういった国々も含まれています。まだ批准手続が済んでいないというだけのことです。それがまず第一点です。

それから、もう一つ、NPTは実際に効果を上げたのかということです。実際には核保有大国の核流出のためのクラブに過ぎなかったのではないかと、それが今までの歴史だったのではないかとこのように思います。ここから除外されている国々、具体的に言えばインド、パキスタン、それから明らかに核を保有しているであろうと言われている

イスラエル、さらに核の脅威を理由に核武装に乗り出した北朝鮮、こういう国々が何の規制を受けることなしに拡大している、これがNPTの現状ではないでしょうか。

これまで度々形の上での核兵器削減交渉というのがアメリカ、ロシアを中心に行われてきましたけれども、その都度、破綻に至っている。このようなやり方では世界から核をなくすことはできないだろうと思います。

その間に、実は管理の悪い国々が出れば出るほど核戦争の偶発的な発生の危険というのは拡大しています。実際に、ロシアでたった1発のミサイルが発射されたという情報が発せられて、担当者がそれはおかしいということで実際には発動されなかったと、その報告者は後で懲罰に近い扱いを受けているわけですがけれども、こんな事件がありました。キューバのときはもっと深刻でした。

そういうことで、拡散が進めば進むほど、要するに積極的な動きがなければいけぬほど管理のできていない核兵器が拡大していく、しかも小型の戦術核もそれぞれの国がシミュレーションの上ではありますけれども実施すると、こんなことが現実には進んでいるわけです。これに対して日本政府が積極的な動きをした経過は、私は認識をしておりません。

そんなような状況の中で、やはり日本国民は政府に対してもっと積極的な動きを求めるということを行動に移すべきだと思っております。

なお、核兵器禁止条約は核保有国が参加することも前提にしていまして、そのときには核保有国は核廃棄についてのステップを明らかにするというので、門戸を閉じていない、そういう非常に開かれた条約になっています。このことも核兵器禁止条約の新たな側面であります。

したがって、ある意味では、これまでの世界で断片的に行われていた核兵器禁止条約への流れが国連を中心に一つに大きくまとまったという、そういう動きに対して、やはり私たちは日本政府に対して正当な要求をしていく必要があるだろうと思います。

では、日米安保条約の下ではその要求ができないのかということなんですけれども、一例として対人地雷兵器の説明が陳情者からありました。

日本は地雷の生産国であります。しかし、対人地雷兵器は非常に非人道的だということから、対人地雷兵器の使用を禁止する条約に日本は参加しています。ということは、やはり国民、あるいは世界の世論の動きによっては現実には可能になるということです。

それから、日本はもちろん安保条約に加入していますが、では安全保障のために国内に核兵器を持ち込むことを公然と認めているか、そんなことは行われていないわけでありまして。つまり、国民の声があれば、それから世界の同意があれば、そういった枠組みの中でも条件を縛ることは可能であるということを私は強調しておきたいと思っております。

そんなことも含めて、核兵器禁止条約のこの意見書に対して賛成するものであります。

ほかに討論はございませんか。

議長
9番
坂井議員

私は不採択とすべきものという立場から討論させていただきます。

理由が2点ありまして、1点が、これは久保島議員とも一緒なんですけれども、日本に禁止を一方的に迫るだけでは実効性がないというのが1点です。

それと、もう一点、法的な観点から、地方自治法には当該自治体の公益に関する陳情をすることができると書いてあるんですけれども、核禁止条約の調印・批准を求める意見書というのが飯島町の公益に具体的にどういうふうに関係するのかというのが陳情書から私は読み取れなかったもので、その2つの理由から不採択すべきものとさせていただきます。

以上です。

議長 6番 星野議員 ほかにも討論ございませんか。

私も反対の立場として意見を述べさせていただきます。

やっぱり現状を考えるのに、もう世界のパワーバランスの状態で核というものの下にやっぱり日本も暮らしているわけですので、現状はやっぱり核兵器の下に——やっぱり日米安保の関係もありますし、これを陳情しても変わらないというふうに私も思います。

議長 ほかにも討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから3陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 御着席ください。(起立者着席) 起立多数です。したがって、3陳情第2号は採択することに決定をしました。

次に、3陳情第3号 消費税率5%への引き下げを求める陳情書について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は不採択です。

初めに原案に賛成の方の討論を求めます。討論ございますか。

1番

浜田議員 消費税率5%への引下げの陳情に対して賛成の立場から討論申し上げます。

消費税率が導入されてから30年以上が経過しましたが、その結果、日本の財政構造は消費税に大幅に依存する構造に変わりました。それとほぼ同時並行するように企業減税が行われてきました。

消費税は、御存じのように非常に逆累進性を持った課税であります。そのようなことが日本の消費全体を冷え込ませているということはデータの的にも明らかです。したがって

まして、このような税制は速やかに改善すべきであるというふうに私は考えます。

とりわけコロナ下の現在において、大半を消費に回さざるを得ないような所得層にとっては、5%への引下げはほぼ直ちに5%の所得の増加につながるという意味も含めまして、即効性があるということも大事な点かと思えます。

そういった理由を付け加えまして、この陳情に賛成するものであります。

議長

ほかに討論ございませんか。

5番 坂本紀子議員。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

はい。1番 浜田議員。

1番

浜田議員

交互討論の原則を守ってください。

議長

分かりました。

それでは、原案に反対の討論はありませんか。

8番

堀内議員

今回の消費税率5%への引き下げを求める陳情書について反対の不採択とすべきという立場で討論をさせていただきます。

今回、消費税を5%に下げるということですがけれども、この前8%から10%へというふうに法律を変えたときにかなりの事務負担が現場であったというふうに承知をしております。レジ等のシステム変更等々いろいろありまして手間も問題もかかってきたという現状があり、今このコロナ禍においてそれを企業のほうに強いるのはどうかというところがまず1点でございます。

また、8%から10%に上がったときに消費税の財源を社会保障のために使うというふうに国で定めております。コロナ禍において社会保障のほうに使われていくかっていうところが現状はまだなかなか見えてこないところではございますけれども、その経過をしっかりと見ながら、社会保障に使われているかどうかを吟味しながら判断すべきものだというふうに考えております。

議長

次に原案に賛成討論はありませんか。

5番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。

浜田議員が言われましたように、消費税がだんだん上がってくることによって累進課税的ところが壊れてきているのが今の日本の税制体系でございます。それとともに大企業のところに法人税として課していた部分が削られて少なくなっているのが現状です。逆にいえば、大企業の法人税が減ってきている分が、消費税の穴埋め的な金額と大体なっております。

それとともに、現在はコロナにより、先進国——この陳情にもありますがアメリカとかイギリス、それに今ではヨーロッパの中でも法人税を減額してきたところが、そこを再度増税で元の税率に戻すような動きが出てきております。

そういう中で、日本は一般の個人の方の消費税というものに頼ってきている中で、コロナという中で一般の生活者たちもとても大変な状況になってきております。

消費税だけが変わればよいということではなく、法人税の体系も元に戻したほうが良いとは思いますが、取りあえず消費税を5%に戻す必要があると思いますので、賛成いたします。

議長 次に原案に反対の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 9番 討論はありませんか。

坂井議員 私は、消費税5%へ引下げを求めるという結論については賛成という立場から討論をいたします。

消費税が上がることで消費者に対する打撃っていうのは本当に直接的にあるので、私は消費税の5%への引下げというのは行うべきではないかと考えております。

ただ、その財源として大企業や金持ちへの増税をして、それを福祉に回せという理屈には私は賛成できませんが、結論としては賛成です。

趣旨採択ということではなく、趣旨に賛成という立場で討論させていただきました。

議長 9番 今の討論は陳情の原案に賛成ということによろしいですか。

坂井議員 はい。結論としては賛成で結構です。

議長 ほかに討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから3陳情第3号 消費税率5%への引き下げを求める陳情書について採決いたします。
お諮りします。
本陳情に対する委員長の報告は不採択です。
ここで念のために申し上げます。委員長報告は不採択ではありますが、議事の整理上、本陳情の採択について採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本陳情の原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。御起立ください。
〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席) 起立少数です。したがって、3陳情第3号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、3陳情第4号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情書について討論を行います。
本陳情についての委員会審査報告は不採択です。
初めに原案に賛成の討論を求めます。討論ございませんか。

議長 1番 浜田議員 この陳情を採択すべきという立場から討論いたします。

インボイス制度というのは、ある意味では形式的に消費税制度を本当に今までの非課税業者にまで拡張する役割を果たすもんだというふうに私は理解しております。

これは零細事業者の負担を増やすばかりではなく——先ほど5%に下げると事務負担が増えるというお話もございましたけれども、それ以上の事務負担を中小零細企業に強いるものであるというふうに考えております。

もともと消費税自体は本来引き下げるべきものである。目的税ではありませんから社会福祉と消費税は実は関係ないわけです。それを無理やり結びつけて消費税の増税を図ってきた、その流れを一層強化するという意味でこのインボイス制度というのは好ましくないというふうに考えておまして、この陳情に賛成するものであります。

議 長 次 8 番 堀内議員

次に原案に反対討論はありませんか。

インボイス制度の中止を求める陳情書を不採択すべきという立場で討論させていただきます。

まず1つ、インボイスというものの自体は課税事業者として登録するという立場なんですけれども、現状の消費税についても1,000万円を超えた場合については国税庁のほうに登録をするという制度として全く同じような体制を取っております。その中で番号が付与されるというようなことになっております。

8%から10%が変わるときにインボイス制度が始まりますよという前段の話もありまして、もう数年前からインボイスに備えるようなシステムの改良をしてくださというふうに申しておまして、そのための補助は出ておりますので、5%に下げるよりも負担が減っている、軽減されているというふうに考えております。

また、免税店の方の扱われ方がよくなるというふうに記載がありますがけれども、今回、課税事業者として届出をして番号をつけないということで——免税事業者のところでは、今、消費税を本当はかけてはいけないのにかけているという益税という現象が起きております。そこを今回、正確に税収を確保するという立場で今回インボイスが導入されております。

また、中小企業者にとっては、消費税をかけないというだけで、もともとの原価自体は同じになりますので、大企業から控除を依頼されても、むしろ価格が安く導入できるということもありますので、インボイスを導入していくべきだというふうに考えます。

議 長 次 5 番 坂本議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

私もインボイス制度を国で行うということになったときに税理士の方たちにお話を伺いましたが、非常に分かりにくい、税理士自身も勉強しているけれども非常に分かりにくい制度であって、税理士会としても——これは分かりにくいということと、すごく細かい内容になっていて、これを税理士が理解して現実に実行していくには時間がかかるというふうに言われましたので、税理士会としては反対をしているということでした。それは昨年のお話でございます。

そういう中で、これが実現化ということになると、特に小規模、一人でやっていらっしゃる方たちはとても今までのような具合にはいかなくて、なりわいとして一人で、自営でやっている方たちは、この複雑な制度を理解し、なおかつ税制申告をしていくという状況になります。

そういう中で、これを強行してやることではなく、多くの理解を得ながらやっていくとしたら、まだまだ実施としては早いというふうに思っておりますので、この意見書に賛成といたします。

議 長 次に原案に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから3陳情第4号 消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書について採決します。

お諮りします。

本陳情に対する委員長報告は不採択です。

ここで念のために申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本陳情は原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長 御着席ください。（起立者着席）起立少数です。したがって、3陳情第4号は不採択とすることに決定をいたしました。

議 長 日程第6 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。

お諮りします。

申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。

ここで休憩といたします。再開時刻を11時15分といたします。

休憩。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

議長 会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり、三浦議員、久保島議員、浜田議員からそれぞれ1件ずつ、計3件の議案が提出されました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し追加日程第1から第3として議題にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議案3件を日程に追加して議題とすることに決定をいたしました。

議長 追加日程第1 発議第1号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」の提出について

を議題といたします。

事務局長に御案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員登壇〕

7番
三浦議員

それでは、『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書の提案理由の説明をいたします。

この意見書については、長年、国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出してまいりました。今回から意見書を1本にまとめました。

まず1つ目の要請について、新型コロナ禍で、学校では感染予防のために身体的距離の十分な確保が求められるなど、少人数学級の必要性を身をもって実感することとなりました。

こうした状況下で、国が本年度から5か年計画で小学校での35人学級を実施することといたしました。しかし、中学校においては40人学級のままとっております。

さらなる少人数学級の推進を求めるものです。

また、学校現場では、学びの保障や子どもたちの心のケアなど、感染症対策への不断の努力と新学習要領への対応、貧困、いじめ、不登校など課題も多く、子どもたちの豊かな学びを保障するため30人学級にするなどの対応が求められています。

少人数学級を進めるためには、教職員の定数改善計画に基づき抜本的な定数の改善が不可欠であり、そのための教育予算の増額を求めるものです。

2つ目は、義務教育費国庫負担制度の堅持、拡充を求めるものです。

小泉政権下での三位一体の改革により国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げら

れました。各自治体は、厳しい財政状況の中、教員の加配など独自財源を使い対応しているところも多くありますが、本来、日本全国どこにいてもひとしく一定水準の教育を受けられなければなりません。自治体の財政力で格差が生まれてはなりません。

子どもたちの豊かな学びを保障するためには、国の責任で義務教育費の負担を行うことが本来あるべき姿だと思います。

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように国庫負担の復元を求めるものです。

以上の2項目を各関係機関へ要請するものです。

全員の皆さんの御賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 長
これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

10番

伊藤議員 この意見書を変えて——変えてっていうか、改正して提出してありますが、最初から2行目に「中学校は40人のままです。」ってありますが、現実には、今の3年1組2組は35人で、この文章は当てはまらないと思いますが、ましてやこれは町議会の提案なんで、これはちょっと直すべきだと思います。

あと、真ん中ほどにある「教職員定数の改善が不可欠」っていうのはちょっと不明瞭で、これは「教職員の加配をすべき」っていう文言に直せばいいかと思います。

以上です。

議長 長 ただいま委員長に対する質問の時間ですので、提案についてはお聞きをいたしました。そのほか提案者に対する質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔三浦議員降壇〕

議長 長 これから討論を行います。

初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」の提出について採決します。

お諮りいたします。

議 長 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2 発議第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」
 の提出について
 を議題といたします。
 事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読
 議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 「久保島議員登壇」

2番
 久保島議員 それでは趣旨説明を行います。
 ただいま局長に朗読していただいた意見書の案の中に載っていますけれども、先ほどの陳情書、上伊那地区労働組合連合会議長 北澤仁一氏から出されました3陳情第1号を趣旨採択として提案して、それが採択されました。その趣旨採択にのっとりまして、この意見書を提出したらどうかという提案でございます。
 政府は地域別最低賃金の全国加重1,000円を実現したいということを表明しております。しかし、これは期限が切っておりません。ですので、今年度、衆議院を解散するんですが、その後の任期になります令和7年までには確実に実現させてもらいたいというのが強い要望でございます。
 それから、全国一律最低賃金ということにつきましては、世界の国々は多くが一律賃金を採用しています。しかし、日本の場合にはどういう状況がいいのか、また日本の状況に合わせていろいろな議論をしていく必要があるだろうと思います。最低賃金も地域別がいいよとか、産業別がいいよって意見がございますので、その辺も併せて労使で納得いく制度をつくっていただきたいと思っています。
 それから続いて、それを支えるためには中小企業等への支援の拡充が必要だというふうに考えています。このコロナ下であって、飲食店を中心に非常に経営継続が難しいという状況も出ています。ほかの部品工場にしてみても、公正取引ルールというのが整備されていないことから下請けの原価たつきってのが起きているというのが現状でございます。それらに対しても的確な整備、それから大胆な財政出動が必要だろうというふうに思っており、この提案をいたしたいと思っております。
 以上です。

議 長 これから質疑を行います。
 質疑はございませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。

		提出者は自席へお戻りください。 〔久保島議員降壇〕
議	長	これから討論を行います。 初めに反対討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出についてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
議	長	追加日程第3 発議第3号 「核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」の提出 について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		議案朗読
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔浜田議員登壇〕
1番		
浜田議員		それでは意見書の趣旨説明を行います。 主な内容は今朗読した意見書のとおりでありますので、細部については省略したいと思います。
		飯島町は既に非核・平和宣言の町を宣言しておりまして、毎年、特に被爆の8月6日9日をめぐる前後の様々な運動に対して、その集会在飯島で開かれる場合には、町長、副町長、あるいは議長が出席して賛同の意の発言を行う、こういうことで町の姿勢を毎年明らかにしているところであります。そういったこともありまして、やはり国に対して飯島町の確実な歩みを通して非核の世界を構築する1つの役割を果たすことをこの意見書によって行いたい、こんなことを考えております。
議	長	よって、この意見書に賛同いただけますようお願い申し上げる次第であります。 これから質疑を行います。 質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
提出者は自席へお戻りください。
〔浜田議員降壇〕

議長 これから討論を行います。
初めに反対討論はありませんか。

2番
久保島議員 私は、この意見書は提出すべきではないというふうに思って、反対の意見を申し上げます。
核兵器の禁止ということについては、何ら異議を申し立てるところはございません。
しかし、この条約の中での開発、実験、製造、貯蔵、移譲、使用、威嚇を禁止すると言ってみたとところで何の効果もないと思っています。
条文に書いただけで守れるのであれば警察は要らないってというような状況でございまして、日本は今非常な危機に來ている中で、これを批准することによって核兵器の傘から「はい。じゃあ出てくださいね。」って言われたときには日本をどうやって守るんだということになってくると思います。
国土と国民の命と暮らしを守るためには、これは、この批准ではなくて、今進められている新STARTのところに参画して、ロシアやアメリカの間に入ってその役割を果たしていく、そのことのほうが重要であろうと思っています。
この批准を進めることによって国民の生活が脅かされるんじゃないかと非常に心配をしております、この意見書の提出には賛同いたしません。

議長 次に賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論ありませんか。

5番
坂本議員 私は賛成の立場で討論いたします。
日本は被爆国であります、アメリカとの安保の関係上、この核兵器禁止条約、これには加盟してこなかった経過がありますが、長崎それから広島の間ではこれに賛同して日本国内から禁止を世界に訴えてほしいという願いが非常に強くなっております。
先進国の中で加盟しているところは少ないんですけども、やはり先ほど浜田議員がおっしゃったみたいにインドとか、ほかの国々の中では核兵器を持っているところもあります。現在、中東あたりは、いろんな形の中で、クラスターとか、そういう爆弾を使ったりしているところがある現状があります。
そういう中で、被爆国である日本が核兵器禁止条約に加盟し、アメリカそれからイギリスなど、そういう先進国に対してこれに入っていくように促す立ち位置にあると思いますので、ぜひこれに調印していただけるような形に努力していただきたいと思い、これに賛成するものであります。

議長 ほかに討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから発議第3号 「核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」の提出についてを採決いたします。
 この採決は起立によって行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。
 [賛成者起立]

議長 御着席ください。(起立者着席) 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
 以上で本日の日程は全部終了をいたしました。
 本日の会議を閉じます。
 ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。
 [下平町長 登壇]

町長 6月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。
 今月4日から本日まで13日間の会期をもって開催されました6月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、追加議案も含めて上程いたしました各案件の全てを原案のとおり議決、承認をいただきまして、誠にありがとうございました。
 また、今議会の議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提案をいただきました。いずれも今後の町政運営の参考にしてまいりたいと思います。これまで同様、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。
 さて、6月8日、内閣府による1—3月期GDP改定速報値は前期比1.0%減、年率で3.9%減となり、1次速報値の1.3%減、5.1%減からは上方改定となっておりますが、依然として厳しい状況にあります。個人消費は、サービス支出を中心に自粛の影響が続いていると見られます。
 今後、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果、海外経済の改善により持ち直しの動きが期待されますが、1—3月期、4—6月期の緊急事態宣言やその延長による落ち込みは、中小零細企業にとっては大きなダメージを受けていると思われまます。
 また、県内の動向につきましては、厳しい状況が続く中、持ち直しの動きが見られるとされています。
 雇用情勢も一部に弱い動きが続いているものの、改善が進んでいるとされています。4月の有効求人倍率は1.3倍で、前月を0.05ポイント上回り、8か月連続で増加となっています。また7か月連続で全国平均を上回っている状況となっています。
 そのような中、政府の経済財政諮問会議で9日、骨太の方針2021の原案が示されました。
 その概要は、新型コロナウイルスを踏まえた感染症への対応として、緊急時は、より強力な体制や司令塔の下で対策を推進し、治療薬やワクチンの速やかな実用化や接種態勢の確保に向けて実効性のある対策を講じられるよう法的措置を検討することが示され

ました。

また、こども庁を念頭に子どもに関する様々な課題に対応できる行政組織を創設するため早急に検討に着手することや多様な働き方の実現に向けて選択的週休3日制の導入を促し、普及を図るとしています。

一方、財政健全化をめぐるっては、2025年度に国と地方を合わせた基礎的財政支出を黒字化するとした目標を堅持するとしながらも、今年度内に新型コロナウイルスの経済や財政への影響を検証し、結果を踏まえて目標年度を再確認するとしています。

新型コロナウイルスへの対応で厳しい状況が続き、目標達成の道筋は一段と陰しいのではないかと考えられますが、町としましては国の動向を注視しながら町政の推進と重要課題への取組を進めてまいりたいと思っています。

新型コロナウイルスは、群馬県など3県で蔓延防止重点措置が解除され、全国的にも減少傾向が見え始めていますが、オリンピックを37日後に控え、人の動きが活発になることも予想され、予断を許さない状況は続いております。

町としましては、追加補正でお認めいただいた上伊那5市町村に発出された感染警戒レベル5により同様の影響を受けた事業者に対する支援事業等で支援をしていくこととともに、引き続きの感染防止対策を県や広域行政と連携して行ってまいりたいと思っております。

5月より実施していますワクチン接種につきましては、7月末までには65歳以上の方を完了し、以降、64歳以下の方にも整然と確実に実施できるように計画を進めてまいります。

また、低所得者と子育て世代への特別支援としてくらし復興券の配布を開始しました。長野県全域で依然として感染警戒レベル3となっており、まだまだ平時のような地域の集まりや交流には踏み出せないところではありますが、生活や地域経済への支援として発行しましたくらし復興券を御利用いただきながら、買物や外食など町内の店舗へ足をお運びいただき、経済の循環を取り戻すよう御協力をお願いいたします。

議員各位をはじめ町民の皆様には、引き続きの御理解と御協力をお願いいたします。

平年に比べて1週間ほど遅れて梅雨入りしました。例年にない5月の大雨、6月初めには7月頃の気温で夏のような暑さと、安定しない気候が続いています。これからは本格的な梅雨時期となり、長雨となることも予想されております。町民の皆様におかれましては、日頃から避難場所や避難経路の確認、防災用品の準備など、災害への備えを御確認いただくようお願いするところがございます。

終わりに、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、6月議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔下平町長 降壇〕

議 長 以上をもって令和3年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

議 長 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会 | 午前11時51分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員